

今治明德短期大学 研究紀要

第23集

目次

Eröffnungsrede: “Verschiedene Aspekte der Kriegsdienstverweigerung in der DDR”	市 川 ひろみ.....	1
イエス・キリストの奇跡、超能力の研究 —— サイババの奇跡、超能力との比較検討 ——	渡 部 英 機.....	11
都市における彫刻と空間（中）	岡 本 直 行.....	25
愛媛における第1回県教育委員選挙（下） —— その理想と現実 ——	野 口 学.....	39
対児感情に及ぼす性別役割の自己認知と出生順位の影響	赤 澤 淳 子・寺 川 夫 央.....	53
保育者養成校における鍵盤楽器指導に関する研究 —— 初歩者に対する指導法について ——	小 池 美知子・上 村 聖 子・藤 原 久 恵.....	65
短期大学生の AIDS 教育前後における意識の変容 —— ある HIV 感染者の手記を題材にして ——	武 本 千 恵.....	81
在宅知的障害者の QOL に関する一研究 —— レジャー領域の調査を通して ——	長 尾 愛 子.....	91
ラットの成長及び肝臓アスコルビン酸レベルに及ぼすアマランス（食用赤色2号） 投与とアスコルビン酸補足の影響	武 田 秀 敏.....	109
短期大学生における生活習慣と食習慣調査	河 野 弘 美.....	117

平成 11 年 3 月

今 治 明 徳 短 期 大 学

Eröffnungsrede :
“Verschiedene Aspekte der Kriegsdienstverweigerung
in der DDR”

Hiromi ICHIKAWA

7. Werkstattgespräch: Staat und Kirche

“Die mit dem goldenen Spaten” Bausoldaten in der NVA

Institut für vergleichende Staat-Kirche-Forschung

Planckstraße 20, D-10117 Berlin

30. September 1998

Wehrdienstverweigerung in der DDR

Haltung zur Wehrdienstverweigerung von der Kirche

1) Tradition der Wehrdienstverweigerung mit christlichem Glauben

In alten Rom verweigerten Christen in der römischen Armee zu kämpfen. Deswegen wurden sie vom Kaiser hingerichtet. Diese Christen befolgten die Lehre der Bibel, dem Tötungsverbot und der Feindesliebe. Sie durften keinem anderen Herrn als Gott dienen. Sie hatten auch kein Bewußtsein, daß sie dem Kaiser gehörten.

Mit der kaiserlichen Verordnung 313 wurde Christentum als Staatsreligion anerkannt. Dadurch genoss die Kirche staatlichen Schutz und verpflichtete ihre Mitglieder im Krieg für den Kaiser zu kämpfen. Seitdem die Kirche warf Laien Wehrdienstverweigerung vor, zugleich erhielt sie aber die Verweigerung als ein heiliges Privileg für Geistlichen.

In Europa waren es für länger Zeit nur Sekten, wie Quäker, Anabaptist und Mennoniten, die den Kriegsdienst verweigerten. Sie waren von Mitteleuropa nach West- und Osteuropa und danach durch England nach Amerika ausgewandert. Sie sind die Leute, die Tradition christlicher Wehrdienstverweigerung gebildet haben. Die Zeugen Jehovas, die am Ende des 19. Jahrhundert in Amerika gegründet wurden, verweigern den Dienst streng.

Wehrdienstverweigerung existiert in Europa immer als Vorrang für Geistliche und als Gnade für bestimmte Sekten im Austausch gegen eine hohe Summe Geld. Es war erst nach dem 2. Weltkrieg, daß in Europa Wehrdienstverweigerung als zivil Recht verstanden wurde.

2) Pazifistische Haltung der evangelischen Kirche in der DDR

Die Evangelische Kirche haben vom Feudalherrn und danach vom Staat immer verschiedene Privilegien genossen. Die Evangelische Kirche in der DDR hat zum erstmal in ihrer Geschichte in Deutschland dieses Vorrecht verloren. Die Evangelische Kirche in der DDR hat die Erbschaft von der "Bekennender Kirche" als ihre Grundhaltung gestellt. "Bekennender Kirche" hat versucht in der NS Zeit ein Raum für geistliche Unabhängigkeit vom Staat zu schaffen.

Die Kirche fordert schon vor Einführung der allgemeinen Wehrpflicht, die Rechte von Verweigerern zu schützen und Möglichkeiten eines Ersatzdienstes zu schaffen.

Vorgeschichte der Baueinheiten

1) Die Einführung der allgemeinen Wehrpflicht

Am 13. August 1961 wurde die Mauer gebaut, und erst danach konnte der Staat die Wehrpflicht einführen. Die Regierung bestimmte für den Wehrdienst folgendes; "entsprechend dem Willen und der Entschlossenheit der Bürger der Deutschen Demokratischen Republik" "zur Erfüllung der ehrenvollen nationalen Pflicht, das Vaterland und die Errungenschaften der Werktätigen zu schützen". Wehrdienst war eine Pflicht und zugleich ein Recht der Bürger.

2) Widerstand gegen Wehrpflichtgesetz

Widerstand der Wehrpflichtigen: Zwischen 1962 und 64 verweigerten etwa 1550 Wehrpflichtige den Dienst in der Nationalen Volksarmee (NVA), die meisten waren Zeugen Jehovas. Ihre Existenz hat eine große Rolle für die Einführung der Baueinheiten gespielt.

Widerstand von der Kirche: Bereits nach Ankündigung der Einführung einer Allgemeinen Wehrpflicht in der DDR haben kirchliche Vertreter und Gremien einen Rechtsschutz für diejenigen jungen Leute gefordert, welche sich aus Glaubens- und Gewissensgründen nicht in der Lage sahen, einen Waffendienst zu leisten. Fahnenleid und bedingungslose Gehorsam sind unakzeptabel für die Kirche. Sie forderte weiterhin die Einführung eines Wehersatzdienstes.

3) Veränderung der staatlichen Kirchenpolitik und "Kirche im Sozialismus"

Der Staat hat seine Kirchenpolitik verändert, d.h. von "Repression" zu "Beschwichtigung". Die Beziehung zwischen Kirche und Staat wurde stabiler. Die Sozialistische Einheitspartei Deutschland (SED) wollte Konflikte mit der Kirche vermeiden, da es keinen offiziellen Verhandlungskontakt zwischen Kirche und SED gab. Nach dem Mauerbau war es für die SED wichtiger, daß Evangelische Kirche in Deutschland (EKD) kein Mitglied in der DDR hat.

Die Kirche in der DDR strebt danach, auf ihrem Weg in sozialistischen DDR zu überleben. Der Weg war “Kirche im Sozialismus”. “Kirche im Sozialismus” setzte die Trennung von Kirche und Staat, also von Politik und Religion, voraus. Der Staat und die Kirche haben eigentümliche Beziehung für Zusammenarbeit aufgebaut.

4) Dilemma der SED: Politik nach außen und innen

Auf einer Seite konnte die SED nicht Wehrdienstverweigerung offen unterdrücken, da die DDR nach internationale Anerkennung strebte. Und dafür sollte die Republik “demokratisch” sein. Religion und Meinungsfreiheit sind von der Verfassung gesichert.

Aber auf anderen Seite mußte die DDR ihre Aufgabe als wichtiges Mitglied im Warschauer Pakt erfüllen. Alle wehrpflichtige Bürger sollen den Dienst in der NVA leisten.

Einführung der Baueinheiten in der NVA

1) Hintergründe der Einführung der Baueinheiten

Die Baueinheit erfüllt die widerspruchliche Forderung von der SED. Der erste Widerspruch besteht zwischen Innen- und Außenpolitik, der zweite Widerspruch ist zwischen Integration und gleichzeitiger Isolierung der “Pazifisten” von den anderen Soldaten. Die SED wollte alle Bürger in staatliche Organisationen integrieren. Aber sie fürchtete den negativen Einfluß der “Pazifisten” auf anderen Leute.

Die Baueinheit trägt auch zur Aufbesserung eines “demokratischen Legitimationsdefizits” der Republik und “militär-ökonomische Notwendigkeit” der NVA bei.

2) Bewertung der Baueinheit durch die Kirche

Die Kirche in der DDR hat die Baueinheit als ein Möglichkeit für junge Leute, die wegen ihres Gewissen Waffen nicht in der Hand haben konnten, anerkannt. Trotzdem hat die Kirche weiter die Einführung eines zivilen Ersatzdienstes gefordert.

3) Haltung von des Staates gegenüber Bausoldaten

Der Staat hat die Existanz der Einheiten verschwiegen und die Bausoldaten als Feinde des Sozialismus betrachtet und deswegen benachteiligt.

Gesellschaftliche Entwicklung der Wehrdienstverweigerung

1) Wehrdienstverweigerung auf Grund von Gewissensfreiheit

Gründe für Verweigerung sind Pazifistische Lehre der Bibel d.h. Tötungsverbot, Feindesliebe, Deutsche Geschichte mit zwei Weltkriegen, Existenz von Massenvernichtungswaffen, und Möglichkeit eines deutsche-deutschen Krieg im Falle eines

Ost-West-Konflikts. Dazu noch waren die sozialen Zwischenfälle: Vietnam Krieg, Einmarsch gegen "Prager Frühling" für mehrere junge Leute ein Grund den Dienst abzulehnen.

Die Wehrdienstverweigerer, die in der Baueinheit gedient haben, betrachteten ihre Erfahrung als, "fauler Kompromiss", Zeichen, das Nachdenken bewirkt, Einüben in gesellschaftliche Mitverantwortung, und Bewußtseinsbildung in Fragen des Friedensdienstes.

Von dieser Erfahrungen gegründeten die ex-Bausoldaten Organisationen für Selbsthilfe und Friedensbewegungen. "Sozialer Friedensdienst", "Schwerter zu Pflugscharen" sind davon bekannte Aktivitäten. Ihre Aktivitäten haben anderen Leute eine Möglichkeit gegeben, Bürgerbewegung teilzunehmen.

2) Wachstum der Wehrdienstverweiger nach der Einführung der Sozialistische Wehrerziehung in 1978

Wehrdienstverweigerer haben die Bewegung gegen ein obligatorische vormilitärischen Fach für den 9. und 10. Klasse unterstützt. Ihre Existenz war ein Vorbild für einige Schülern.

3) Wehrdienstverweigerung als Mittel zur Republikflucht

In 1984 und 1985 wurden rund 70,000 Mitglieder der Bürgerbewegung außer Landes verwiesen. Für diese Leute, die aus der DDR ausreisen wollten, hatte Wehrdienstverweigerung nichts mit Gewissensfreiheit zu tun, sondern wurde als Mißtrauensvotum gegen die Regierung benutzt. Sie gaben ihr Recht, ihr Vaterland zu schützen, zurück.

4) Verordnung über ziviler Ersatzdienst durch Wehrdienstverweigerer

Wehrdienstverweigerer waren in Übergangszeit am Ende des 1989 Regierungsmitglieder und warfen eine neuen Gesetz über ziviler Ersatzdienst ent. Nach diesem Gesetz wurde keinen Bürger zum Dienst mit der Waffe gezwungen.

《Thesen》

1) Wehrdienstverweigerung war Wurzel der Bürgerbewegung und hat wichtige Rolle bei der "Wende" gespielt.

Es gab dringende Bedürfnis einiger Christen, ihre Gewissensfreiheit zu schützen. Baueinheiten geben jungen Leuten ein Forum, die Frage Friedens nachzudenken. Die begrenzten Möglichkeiten der Einflußnahme des einzelnen Bürgers auf das politische System brachten Andersdenkende in der Kirche zusammen.

Wehrdienstverweigerer haben DDR Bürgern eine Möglichkeit gegeben, einer

Bewegung teilzunehmen. Anders als Widerstand bei dem Aufstand vom 17. Juni 1953, haben sie gezeigt, daß es möglich ist, sich mit Gewissen der SED Politik widersetzen zu können.

2) Wehrpflicht hat eine Rolle gespielt, um aus individuelle Entscheidungen der Bürger eine Veränderung in die Gesellschaft einzubringen.

Die strenge Forderung des Staates an alle Bürger, ihrer Pflicht zu erfüllen, maß deren Verweigerung besondere Bedeutung zu. Eine individuelle Entscheidung wurde vom Staat als “politisch” betrachtet, und Wehrdienstverweigerung als “staatsfeindlich” und “anti-sozialistisch”.

Obwohl die Entscheidung persönlich begründete war, hat sie große Bedeutung für den Staat und der Staat muß Wehrdienstverweigerer in seine Organisation integrieren. Als Organisation hat der Staat Baueinheiten eingeführt. Dadurch hat der Staat Wehrdienstverweigerung in gewissem Maße legitimiert, und es wurde für junge Leute viel leichter, die Entscheidung zu treffen, Waffen nicht in die Hand zu nehmen.

3) Die Geschichte der Wehrdienstverweigerung in der DDR verdeutlicht die Wende des Pflicht- und Rechtsbegriffs.

Anfänglich betrachtete man die Wehrpflicht auch als Recht eines freien Bürgers in einem modernen Staat. Als der erste Wehrdienst von Napoleon eingeführt wurde, war der Dienst ein Zeichen des demokratischen Staates. Vorher war es ein Bürger verboten, Waffen in seine Hand zu nehmen. Für neu gegründeten moderner Staat, war die Wehrpflicht nicht nur zur Landesverteidigung wichtig sondern auch um Nationalbewußtsein seiner Bürger zu bilden. Deswegen war der Dienst an der Waffe sein Vaterland zu schützen ein Recht für freie Bürger. Aber zugleich soll der moderne Staat individuelle Meinungs- und Gewissensfreiheit schützen.

Im geteilten Deutschland hat die Wehrpflicht eine besondere Bedeutung für den einzelnen Bürger. Erstens: Deutschen mußten gegen Deutschen schießen. Das macht die Bedeutung “Vaterland” unklar. Falls es einen Krieg geben sollte, dann nicht für Deutschland, sondern für die UdSSR oder die USA. Zweitens; Der Vaterland war für den Deutschen nur ausnahmsweise da, wegen der Besatzungsmächte und auch nach der Unabhängigkeit konnten der Regierungen der DDR und BRD nicht selbständig über Politik unabhängig von den USA und der Soviet Union entscheiden, insbesondere im Bereich Sicherheitspolitik.

Der kalten Krieg hatte in Deutschland zweifache Einfluß auf die Entwicklung der Wehrdienstverweigerung gegeben. Erstens: Weil Deutschland wegen des kalten Krieges geteilt war, wollten viele Deutschen nicht gegeneinander kämpfen. Das war ein wichtiger Grund, den Dienst bei der Armee zu verweigern. Dieser Grund ist umso

dringender, wenn sich der Konflikt zwischen Ost und West steigert. Zweitens: In der späten 80er Jahren wurde der Konflikt gemildert. Das heißt, daß die Leute kein große Bedroung gegeneinander zu fühlten.

In der DDR ist die Macht des Staates, die Bürger zum Wehrdienst zu verpflichten, in der Übergangszeit verschwindet.

4) Die Frage die Wehrdienstverweigerung steht an der Spitze der Beziehung zwischen Staat und Individuum.

Wehrdienstverweigerung ist ein Ergebnis christlicher Wertvorstellungen. Eine Armee braucht Soldaten, die mit bedingungslose Gehorsam ihrem Befehl folgen. Ausnahme von einer Pflicht soll nicht akzeptiert werden. Christen dürften nur ihrem Gott folgen. Weil Christen ihre eingenen Herrn haben, ist eine so starke Haltung gegenüber den Staat möglich. Mann braucht Gott, um die Pflicht eines Staates abzulehnen.

Die christliche Lehre fordert Pazifismus, sie kennt Wehrdienstverweigerung seit der Zeit des alten Rom. In modernen Staaten wurde das Recht Geistlicher auf die Verweigerung des Dienstes an der Waffe immer anerkannt. Die Evangelische Kirche in der DDR konnte den Staat nach dem Zivildienstgesetz heftig fordern, weil sie keine Privilegien vom Staat genoß.

Es ist ein große Thema für mich, weil es keine Tradition der Wehrdienstverweigerung von Buddhisten gibt. Nach meiner Meinung haben Buddhisten kein Herrn. Der Buddhismus hat auch eine pazifistische Lehre, aber Buddhisten verweigern nicht den Kriegsdienst, sondern folgen der Staatsordnung. Sie werde an der Front nicht schießen und vom Feind getötet werden. Buddha ist für sie kein Herr, dem sie zu folgen haben, und deswegen haben sie nicht genug Grund die Pflicht abzulehnen.

Es gibt zwei große Unterschiede zwischen Deutschland und Japan. Ein Unterschied sind die herrschenden Gesellschaftsansichten, die von Religion und Staatsystem bestimmt wurden. In Deutschalnd oder Europa ist den Menschen die Kultur vom Christentum genießen und wird womit auch Politiker in der Regierung geteilt. Die Gesellschaft hat die gemeinsame Grundlage, die Idee der Wehrdienstverweigerung zu akzeptieren. Aber Japan hat wenig Geschichte als moderner Staat und der Begriff Vaterland hat eine andere Bedeutung. Das heißt, der Kaiser war für Japaner der Vater und gegen ihm durfte mann nicht sein.

5) Wehrdienst trägt von Anfang an einen Widerspruch in sich. Allgemeine Wehrpflicht setzt freie Bürger in einen mondernern Staat voraus. Und in einen mondernern Staat muß Gewissensfreiheit gesichert werden. Dies steht natürlich im Gegensatz zu bedingungslose Gehorsam.

Wehrdienstverweigerung ist ein Ergebnis modernen staatspolitischen Denkens, da ein moderner Staat freien Bürger das Recht und die Pflicht, mit Waffen in der Hand ihr Vaterland zu schützen läßt. Wehrdienst ist direkter Zwang gegenüber den Bürgern und Einmischung des Staates in das Gewissen des Einzelnen.

In der DDR hat die Regierung alle Bürger in ihre Organisation zu integrieren versucht. Die Situation verdeutlicht, wie der Staat und Bürger sich gegenüber stehen.

- 6) *“Selective conscientious objection” ruft eine neue Problematik hervor. Wenn Wehrdienstverweigerung auch für Soldaten anerkannt wird, um die Teilnahme an einem bestimmten Einsatz abzulehnen, dann ist das eine wichtige Veränderung der Ordnung in einer Armee. Und durch diese gewählte Verweigerung kann ein einzelner Soldat seine Meinung zur Staatspolitik direkt äußern.*

«Fragen»

1) Was bedeutete die Einstellung der Zeugen Jehovas für die evangelische Kirche? Zu Anfang waren die Mehrheit der Kriegsdienstverweigerer Zeugen Jehovas. Deren Existenz hat zur Einführung der Baueinheiten sehr viel beigetragen. Die evangelische Kirche hat Wehrdienstverweigerung unterstützt und vom Staat Garantien für die Einhaltung der Rechte von Verweigerern eingefordert. Hat die Existenz verweigernder Zeugen Jehovas die Haltung der evangelischen Kirche beeinflußt?

Sowohl evangelische auch katholische Kirche haben den Zeugen Jehovas nicht als Christen anerkannt. Gab es keinen Widerspruch in der Kirche, dem Beispiel der Sekt zu folgen?

2) Was mußten Wehrdienstleistende und Bausoldat während ihres Dienstes in der NVA erfahren?

Lerneten Sie neue Aspekte staatlicher oder struktureller Gewalt kennen? In Japan haben wir keine Wehrpflicht. Es gibt seit Ende des zweiten Weltkriegs keinen Krieg in oder um Japan. Deswegen haben Japaner keine Erfahrung und Kenntnisse von der Gewalt. Das macht Japaner im Frieden versumpfen, sagen einige Leute. Persönlich wollte ich Erfahrung in einer Armee machen, um Streitkraft oder Waffen kennenzulernen.

Ich wurde mich sehr interessieren, ob die Erfahrung in der NVA irgendeine positive Wirkung für die Wehrdienstleistende geben konnte.

3) Wie war die Beziehung zwischen Bausoldaten und Vorgesetzten bzw. anderen Soldaten?

Gab es in der NVA positive oder negative Wirkung wegen der Existenz der Bausoldaten?

War der Staat mit seiner Absicht, "pazifistische" oder "staat feindliche" junge Leute von der anderen junge Leute zu isolieren und zugleich in staatliche Organisation zu integrieren, erfolgreich?

4) Hatten Wehrdienstverweigerer keine Angst, eine vom Staat eingeforderte Bürgerpflicht abzulehnen?

Für mich zum Beispiel ist es sehr schwer vorzustellen, einen wichtigen Pflicht abzulehnen. Um allein gegenüber dem Staat sich zu stehen, braucht man großen Mut und Entschlossenheit, vermutliche Nachteile zu akzeptieren.

Was haben sie so "stark" gemacht?

Was war geistige und materielle Stütze für den Wehrdienstverweigerern?

Was haben Sie vorgestellt, was als Folgen der Verweigerung vorkommen soll?

Was war der wichtigsten Entscheidungsgrundlage?

5) Was bedeutete der Zivildienst in der Bundesrepublik Deutschland für einzelnen Wehrdienstverweigerer?

6) Nach meiner Eindruck, meisten Wehrdienstverweigerer waren in der DDR geblieben, obwohl sie vom Staat benachteiligt wurden. Was ist der Grund dafür?

7) Was ist negative Seite der Baueinheiten?

8) Gab es eine Zusammenarbeit zwischen Interessengruppen von Wehrdienstverweigerern in der DDR und anderen Ländern, wie verhielt es sich in anderen west- und osteuropäischen Ländern?

9) Einige Wehrdienstverweigerer aus der ehemaligen DDR sind noch heute mit diesem Thema beschäftigt.

Welcher Art sind ihre Aktivitäten?

Was ist ihr Ziel?

Worin liegt deren Notwendigkeit?

Gibt es eine Zusammenarbeit mit Gleichgesinnten aus den alten Bundesländern?

10) Wie bewerten Sie das gängige System für Wehrdienstverweigerung in Deutschland?

11) Wie bewerten Sie die Idee einer allgemeinen Dienstpflicht für Männer und Frauen anstatt der allgemeinen Wehrpflicht?

Bedeutet diese Form staatlich verordneter Zwangsarbeit oder nur eine Beteiligung des Bürgers an den Pflichten eines Staates?

東ドイツにおける兵役拒否諸相

市 川 ひろみ

本稿は、ベルリンにある国家・教会比較研究所（Institut für vergleichende Staat-Kirche-Forschung, Institutsleiter Prof. Dr. Horst Dähn）が、1998年9月30日に開催した「第7回国家と教会シンポジウム：国家人民軍建設兵士」での基調報告の一部である。このシンポジウムには研究者の他に、東ドイツ時代の建設部隊員、兵役完全拒否者、国家人民軍兵役拒否者担当官、福音教会関係者、政治家（キリスト教民主同盟CDU）、元国家人民軍・現連邦軍将校といった当事者も出席した。このように兵役拒否をめぐる当事者、つまり兵役拒否者、国家、教会関係者が一同に会して議論する機会はいまだなかった。報告では、東ドイツにおける兵役拒否をめぐる普遍的な諸命題を提起し、また、それぞれの立場の当事者への質問事項を列挙した。

イエス・キリストの奇跡、超能力の研究

—— サイババの奇跡、超能力との比較検討 ——

渡 部 英 機

はじめに

先に著者は現在活躍中のインドの聖者で超能力者であるサイババの超能力について、心霊科学的見地から解釈を試みた¹⁾。過去2000年前に、サイババに似た超能力を示した聖者としてイエス・キリストが想起される。彼の奇跡と超能力は新約聖書の中の4つの福音書に記載されている。著者はイエス・キリストの示した超能力および彼の誕生にまつわる奇跡について福音書中の記載を調べ、それらをサイババの超能力と比較し、その信憑性について再考を試みた。なお、資料として用いたのは日本聖書協会発行の小形新約聖書(口語)で、「我らの主・救主イエス・キリストの新約聖書」が表題で、国際ギデオン協会より贈呈されたものである。

1. 4福音書に見られるイエス・キリストに関係ある特異現象(4福音書とはマタイによる福音書、マルコによる福音書、ルカによる福音書、ヨハネによる福音書であり、それぞれ簡略化してマタイ伝、マルコ伝、ルカ伝、ヨハネ伝と呼ぶことにする)

4福音書に記されている奇跡と超能力(合わせて特異現象と呼ぶことにする)の内容は重複している場合がかなりあるので、それらを大まかに分けると次のようになる。

(1)誕生に関わる奇跡。(2)バプテスマを受けた時に起こった現象。(3)病氣治療。(4)死者を生き返らせた。(5)自然現象や植物に命じた。(6)他人の思いを読みとった。(7)霊視能力(千里眼、過去知)と霊覚を示した。(8)水の上を歩いた。(9)人々の攻撃をかわして、その真中を通り抜けて行った。(10)物質変換。(11)食物を増やした。(12)弟子に超能力を授けた。(13)変貌現象。(14)予知・予告能力。(15)死後よみがえった。

以下にこれらの奇跡・超能力について記されている福音書の内容を列挙する。

1) 誕生に関わる奇跡

(1) 母マリヤはヨセフと婚約していたが、まだ一緒にならない前に聖霊によって身重になった。(マタイ伝第1章18節)

(2) 彼(ヨセフ)がこのことを思いめぐらしていたとき、主の使いが夢に現れて言った。「その胎内に宿っているものは聖霊によるのである。彼女は男の子を産むであろう。その名をイエスと名づけなさい。彼は、おのれの民をそのもろもろの罪から救う者となるからである」。(同上20、21節)

(3) 御使ガブリエルが、神からつかわされてナザレというガリラヤの町の一処女のも

とにきた。この処女は・・・名をマリヤといった。御使がマリヤのところにきて言った、「恵まれた女よ、おめでとう、主があなたと共におられます」。・・・御使が言った、「恐れるな、マリヤよ、あなたはみごもって男の子を産むでしょう。・・・」。・・・御使が答えて言った、「聖霊があなたに臨み、いと高き者の力があなたをおおうでしょう。それゆえに、生れ出る子は聖なるものであり、神の子となえられるでしょう・・・」。(ルカ伝第1章26、27、28、30、35節)

(4) この地方で羊飼たちが夜、野宿しながら羊の群れの番をしていた。すると主の御使が現れ・・・御使は言った、「・・・大きな喜びをあなたがたに伝える。きょうダビデの町に、あなたがたのために救主がお生れになった。この方こそ主なるキリストである。あなたがたは、幼な子が布にくるまって飼葉おけの中に寝かしてあるのを見るであろう。・・・」。するとたちまち、おびたしい天の軍勢が現れ、御使と一緒に神をさんびして言った・・・。(同第2章8～13節)

(5) 東からきた博士たちがエルサレムに着いて言った、「ユダヤ人の王としてお生れになったかたはどこにおられますか。わたしたちは東の方でその星を見たので、そのかたを拝みにきました」。彼らは王の言うことを聞いて出かけると、見よ、彼らが見た星が彼らより先に進んで、幼な子のいる所まで行き、その上にとどまった。(マタイ伝第2章1、2、9節)

(6) 主の使が夢でヨセフに現れて言った、「立って、幼な子とその母を連れてエジプトに逃げなさい。・・・知らせるまでそこにとどまっていなさい。ヘロデが幼な子を捜し出して殺そうとしている」。ヘロデが死んだのち・・・主の使がエジプトにいるヨセフに夢で現れて言った、「・・・幼な子とその母を連れてイスラエルの地に行け。幼な子の命をねらっていた人々は死んでしまった」。(同13、19節)

2) バプテスマを受けた時に起こった現象

イエスはバプテスマを受けるとすぐ水から上がられた。すると、見よ、天が開け、神の御霊がはどのように自分の上に下ってくるのをごらんになった。また天から声があった、「これはわたしの愛する子、わたしの心にかなう者である」。(同第3章16、17節。マルコ伝第1章10、11節。ルカ伝第3章21、22節。ヨハネ伝第1章32～34節)

3) 病氣治療

(1) イエスはガリラヤの全地を巡り歩いて・・・民のあらゆる病氣、あらゆるわずらいをおいやしになった。人々があらゆる病にかかっている者、すなわちいろいろの病氣と苦しみとに悩んでいる者、悪霊につかれている者、てんかん、中風の者などをイエスのところに連れてきたので、これらの人々をおいやしになった。(マタイ伝第4章23、24節)

(2) ひとりのらい病人がイエスのところにきて、ひれ伏して言った、「主よ、みこころでしたら、きよめていただけるのですが」。イエスは手を伸ばして彼にさわり、「そうしてあげよう、きよくなれ」と言われた。すると、らい病は直ちにきよめられた。(同第8章2、3節。マルコ伝第1章40～42節。ルカ伝第5章12、13節)

(3) 百卒長がみもとにきて訴えて言った、「主よ、わたしの僕が中風でひどく苦しんで家に寝ています」。イエスは彼に、「わたしが行ってなおしてあげよう」と言われた。・・・百卒長は答えて言った、「主よ、わたしの屋根の下にあなたをお入れする資格はわたしにはございません。ただお言葉を下さい。そうすれば僕はなおります。・・・」。イエスは

これを聞いて非常に感心され・・・「・・・これほどの信仰を見たことがない」。イエスは百卒長に、「行け、あなたの信じたとおりになるように」と言われた。すると、ちょうどその時に、僕はいやされた。(マタイ伝第8章5～13節。ルカ伝第7章2～10節)

(4) イエスはペテロの家にはいって行かれ、そのしゅうとめが熱病で床についているのをごらんになった。そこで、その手にさわられると熱が引いた。(同上14、15節。マルコ伝第1章30、31節。ルカ伝第4章38、39節)

(5) 人々は悪霊につかれた者を大ぜいみもとに連れてきたので、イエスはみ言葉をもって霊どもを追い出し、病人をことごとくおいやしになった。(同16節。ルカ伝第4章40、41節)

(6) 悪霊につかれたふたりの者が墓場から出てきてイエスに出会った。悪霊どもはイエスに願って言った、「もしわたしどもを追い出されるのなら、あの豚の群れの中につかわして下さい」。そこで、イエスが「行け」と言われると、彼らは出て行って豚の中へはいり込んだ。すると、その群れ全体ががけから海へなだれを打って駆け下り、水の中で死んでしまった。(マタイ伝第8章28、31、32節。マルコ伝第5章2、8、9、12、13節。ルカ伝第8章27、29、31～33節)

(7) 人々が中風の者を床の上に寝かせたままでみもとに運んできた。イエスは彼らの信仰を見て、中風の者に、「子よ、しっかりしなさい。あなたの罪はゆるされたのだ」と言われた。中風の者にむかって、「起きよ、床を取りあげて家に帰れ」と言われた。すると彼は起きあがり、家に帰って行った。(同第9章2、6、7節。マルコ伝第2章3、5、10～12節。ルカ伝18～20、24、25節)

(8) 12年間も長血をわずらっている女が近寄ってきて、イエスのうしろからみ衣のふさにさわった。み衣にさわりさえすればなおしていただけるだろうと心の中で思っていたからである。イエスは振り向いて、この女を見て言われた、「娘よ、しっかりしなさい。あなたの信仰があなたを救ったのです」。するとこの女はその時にいやされた。(同第9章20～22節。マルコ伝第5章25～30、33、34節。ルカ伝第8章43～48節)

(9) ふたりの盲人が、「ダビデの子よ、わたしたちをあわれんで下さい」と叫びながら、イエスについてきた。そしてイエスが家にはいられると、盲人たちがみもとにきたので、彼らに、「わたしにそれができると信じるか」と言われた。彼らは言った、「主よ、信じます」。そこで、イエスは彼らの目にさわって言われた、「あなたがたの信仰どおり、あなたがたの身になるように」。すると彼らの目が開かれた。(同第9章27～30節)

(10) 人々は悪霊につかれて口のきけない人をイエスのところに連れてきた。すると悪霊は追い出されて、口のきけない人が物を言うようになった。(同第9章32、33節)

(11) 片手のなえた人がいた。そしてイエスはその人に、「手を伸ばしなさい」と言われた。そこで手を伸ばすと、ほかの手のように良くなった。(同第12章10、13節。マルコ伝第3章1、3、5節。ルカ伝第6章6、8、10節)

(12) 人々が悪霊につかれた盲人で口のきけない人を連れてきたので、イエスは彼をいやして物を言い、また目が見えるようにされた。(同第12章22節)

(13) その土地の人々はイエスと知って、その附近全体に人をつかわし、イエスのところに病人をみな連れてこさせた。そして彼らにイエスの上着のふさにでもさわらせてやっていただきたいとお願ひした。そしてさわった者は皆いやされた。(同第14章35、36節)

マルコ伝第6章54～56節)

(14) するとそこへ、その地方出のカナンの女が出てきて、「主よ、ダビデの子よ、わたしをあわれんでください。娘が悪霊にとりつかれて苦しんでいます」と言って叫びつづけた。女は言った、「主よ、お言葉どおりです。でも、小犬もその主人の食卓から落ちるパンくずはいただきます」。そこでイエスは答えて言われた、「女よ、あなたの信仰は見あげたものである。あなたの願いどおりになるように」。その時に娘はいやされた。(同第15章22、27、28節。マルコ伝第7章25、26、28～30節)

(15) すると大ぜいの群衆が、足、手、目や口などが不自由な人々そのほか多くの人々を連れてきて、イエスの足もとに置いたので、彼らをおいやしになった。(同第15章30節)

(16) ひとりの人がイエスに近寄ってきて、ひざまずいて言った、「主よ、わたしの子をあわれんでください。てんかんで苦しんでおります。何度も何度も火の中や水の中に倒れるのです。それで、その子をお弟子たちのところに連れてきましたが、なおしていただけませんでした」。イエスがおしかりになると、悪霊はその子から出て行った。そして子はその時いやされた。(同第17章14～16、17、18節。マルコ伝第9章17、18、20～27節。ルカ伝38～40、42、43節)

(17) ふたりの盲人が道ばたにすわっていたが、イエスがとおって行かれると聞いて叫んで言った、「主よ、ダビデの子よ、わたしたちをあわれんで下さい」。彼らは言った、「主よ、目をあけていただくことです」。イエスは深くあわれんで、彼らの目にさわられた。すると彼らはたちまち見えるようになり、イエスに従って行った。(同第20章30、32～34節)

(18) そのとき宮の庭で、盲人や足なえがみもとにきたので、彼らをおいやしになった。(同第21章14節)

(19) けがれた霊につかれた者が会堂にいて、叫んで言った……。イエスはこれをして、かって、「黙れ、この人から出て行け」と言われた。すると、けがれた霊は彼をひきつけさせ、大声をあげてその人から出て行った。(マルコ伝第1章23、25、26節。ルカ伝第4章33、34節)

(20) 人々は耳が聞こえず口のきけない人をみもとに連れてきて、手を置いてやっていただきたいとお願いした。そこでイエスは彼ひとりを群衆の中から連れ出し、その両耳に指をさし入れ、それからつばきでその舌を潤し、天を仰いでため息をつき、その人に「エバタ」と言われた。これは「開けよ」という意味である。すると彼の耳が開け、その舌のもつれもすぐ解けて、はっきりと話すようになった。(同第7章32～35節)

(21) 人々がひとりの盲人を連れてきて、さわってやっていただきたいとお願いした。イエスはこの盲人の手をとって村の外に連れ出し、その両方の目につばきをかけ、両手を彼に当てて、「何か見えるか」と尋ねられた。すると彼は顔を上げて言った、「人が見えます。木のように見えます。歩いているようです」。それからイエスが再び目の上に両手を当てられると、盲人は見つめているうちになおってきて、すべてのものがはっきりと見えだした。(マルコ伝第8章22～25節)

(22) テマイの子、バルテマイという盲人のこじきが道ばたにすわっていた。彼は「ダビデの子イエスよ、わたしをあわれんでください」と叫び出した。イエスは立ちどまって「彼を呼べ」と命じられた。イエスは彼にむかって言われた、「わたしに何をしてほしい

のか」。その盲人は言った、「先生、見えるようになることです」。そこでイエスは言われた、「行け、あなたの信仰があなたを救った」。すると彼はたちまち見えるようになり、イエスに従って行った。(同第10章46、47、49、51、52節。ルカ伝第18章35、38～43節)

(23) ツロとシドンの海岸地方などからの大群衆が教を聞こうとし、また病気をなおしてもらおうとしてそこにきていた。そして汚れた霊に悩まされている者たちもいやされた。また群衆はイエスにさわろうと努めた。それは力がイエスの内から出て、みんなの者を次々にいやしたからである。(ルカ伝第6章17～19節)

(24) また悪霊を追い出され病気をいやされた数名の婦人たち、すなわち7つの悪霊を追い出してもらったマグダラと呼ばれるマリヤ(同第8章2節)

(25) そこに18年間も病気の霊につかれ、かがんだままで、からだを伸ばすことの全くできない女がいた。イエスはこの女を見て呼びよせ、「女よ、あなたの病気はなおった」と言って手をその上に置かれた。すると立ちどころに、そのからだがまっすぐになり、そして神をたたえはじめた。(同第13章11～13節)

(26) するとそこに、水腫をわずらっている人がみまえにいた。そこでイエスはその人に手を置いていやしてやり、そしてお帰しになった。(同第14章2、4節)

(27) ある村にはいられると10人のらい病人に出会われたが、彼らは遠くの方で立ちどまり、声を張りあげて、「イエスさま、わたしたちをあわれんでください」と言った。イエスは彼らをごらんになって、「祭司たちのところに行ってからだを見せなさい」と言われた。そして、行く途中で彼らはきよめられた。(同第17章12～14節)

(28) そのうちのひとりが祭司長の僕に切りつけ、その右の耳を切り落した。イエスはこれに対して言われた、「それだけでやめなさい」。そして、その僕の耳に手を触れておやすしになった。(同第22章50、51節)

(29) 病気をしているむすこを持つある役人がカペナウムにいた。この人がユダヤからガリラヤにイエスのきておられることを聞き、みもとにきて、カペナウムに下って彼の子をなおしていただきたいと願った。その子が死にかかっていたからである。そこでイエスは彼に言われた、「あなたがたはしるしと奇跡とを見ない限り決して信じないだろう」。イエスは彼に言われた、「お帰りなさい。あなたの息子は助かるのだ」。彼は自分に言われたイエスの言葉を信じて帰って行った。その下って行く途中、僕たちが彼に出会い、その子が助かったことを告げた。そこで、彼は僕たちに、そのなおりははじめた時刻を尋ねてみたら、「きのうの午後1時に熱が引きました」と答えた。それはイエスが「あなたのむすこは助かるのだ」と言われたのと同じ時刻であったことを、この父は知って、彼自身もその家族一同も信じた。(ヨハネ伝第4章46～53節)

(30) そこに38年のあいだ病気に悩んでいる人があった。イエスはその人が横になっているのを見、また長い間わずらっていたのを知ってその人に、「なおりたいのか」と言われた。イエスは彼に言われた、「起きてあなたの床を取りあげ、そして歩きなさい」。すると、この人はすぐにいやされ、床をとりあげて歩いて行った。(同第5章5、6、8、9節)

(31) イエスが道をとっておられるとき、生れつきの盲人を見られた。イエスはそう言って地につばきをし、そのつばきでどろをつくり、そのどろを盲人の目に塗って言われた、「シロアムの池に行行って洗いなさい」。そこで彼は行って洗った。そして見えるように

なって、帰って行った。(同第9章1、6、7節)

4) 死者を生き返らせた

(1) そこにひとりの会堂司がきてイエスを拝して言った、「わたしの娘がただ今死にました。しかしおいでになって手をその上においてやって下さい。そうしたら、娘は生き返るでしょう」。それからイエスは司の家に着き・・・言われた。「あちらへ行っていなさい。少女は死んだのではない。眠っているだけである」。イエスは内へはいって少女の手をお取りになると、少女は起きあがった。(マタイ伝第9章18、23～25節。マルコ伝第5章22、23、35、36、39、41、42節。ルカ伝第8章41、42、49、50、52～55節)

(2) あるやもめにとってひとりむすこであった者が死んだので、葬りに出すところであった。主はこの婦人を見て深い同情を寄せられ、「泣かないでいなさい」と言われた。そして近寄って棺に手をかけられると、かついでいる者たちが立ち止まったので、「若者よ、さあ、起きなさい」と言われた。すると死人が起き上がって物を言い出した。(ルカ伝第7章12～15節)

(3) ひとりの病人がいた。イエスはそれを聞いて言われた、「この病気は死ぬほどのものではない。・・・神の子がそれによって栄光を受けるためのものである」。彼らに言われた、「わたしたちの友ラザロが眠っている。わたしは彼を起しに行く」。するとイエスはあからさまに彼らに言われた、「ラザロは死んだのだ。そしてわたしがそこにいあわせなかったことを、あなたがたのために喜ぶ。それはあなたがたが信じるようになるためである。では彼のところに行こう」。イエスが行ってごらんになると、ラザロはすでに4日間も墓の中に置かれていた。マルタはイエスに言った、「主よ、もしあなたがここにい下さったなら、わたしの兄弟は死ななかつたでしょう。しかし、あなたがどんなことをお願いになっても神はかなえて下さることをわたしは今でも存じています」。イエスはマルタに言われた、「あなたの兄弟はよみがえるであろう」。イエスはまた激しく感動して墓にはいられた。人々は石を取りのけた。すると、イエスは目を天にむけて言われた、「父よ、わたしの願いをお聞き下さったことを感謝します。あなたがいつでもわたしの願いを聞きいれて下さることをよく知っています。・・・」。大声で「ラザロよ、出てきなさい」と呼ばわれた。すると、死人は手足を布でまかれ、顔も顔おおいで包まれたまま出てきた。

(ヨハネ伝第11章1、4、11、14、15、17、21～23、38、41、44節)

5) 自然現象や植物に命じた

(1) イエスが舟に乗り込まれると、弟子たちも従った。すると突然海上に激しい暴風が起って舟は波にのまれそうになった。ところがイエスは眠っておられた。そこで弟子たちはみそばに寄ってきてイエスを起し、「主よ、お助けください、わたしたちは死にそうです」と言った。するとイエスは彼らに言われた、「なぜこわがるのか、信仰の薄い者たちよ」。それから起きあがって風と海とをおしかりになると、大なぎになった。(マタイ伝第8章23～26節。マルコ伝第4章36～39節。ルカ伝第8章22～24節)

(2) イエスは空腹をおぼえられた。そして道のかたわらに1本のいちじくの木があるのを見てそこに行かれたが、ただ葉のほかは何も見当らなかった。そこでその木にむかって、「今から後いつまでも、おまえには実がならないように」と言われた。すると、いちじくの木はたちまち枯れた。(同第21章18、19節。マルコ伝第11章12～14、20、21節)

6) 他人の思いを読みとった

(1) すると、ある律法学者たちが心の中で言った、「この人は神を汚している」。イエスは彼らの考えを見抜いて、「なぜあなたがたは心の中で悪いことを考えているのか。・・・」。(同第9章3、4節。マルコ伝第2章6～8節)

(2) 一同が食事をしているとき言われた、「特にあなたがたに言うておくが、あなたがたのうちのひとりが、わたしを裏切ろうとしている」。イエスを裏切ったユダが答えて言った、「先生、まさか、わたしではないでしょう」。イエスは言われた、「いや、あなただ」。(同第26章21、25節。ヨハネ伝第13章21、26節)

(3) イエスを招いたパリサイ人がそれを見て心の中で言った、「もしこの人が預言者であるなら、自分にさわっている女がだれだか、どんな女かわかるはずだ。それは罪の女なのだから」。そこでイエスは彼にむかって言われた・・・。(ルカ伝第7章39、40節)

7) 霊視能力(千里眼、過去知)と霊覺を示した

(1) 宮の納入金を集める人たちがベテロのところにきて言った、「あなたがたの先生は宮の納入金を納めないのか」。そして彼が家にはいると、イエスから先に話しかけられて言われた・・・。海に行つてつり針をたれなさい。そして最初につれた魚をとってその口をあけると、銀貨1枚が見つかるであろう。・・・」。(マタイ伝第17章24、25、27節)

(2) イエスはふたりの弟子をつかわして言われた、「向こうの村へ行きなさい。・・・ろばがつながれていて・・・」。弟子たちは出て行ってイエスがお命じになったとおりにし、ろばと子ろばとを引いてきた。(同第21章1～3、6、7節。マルコ伝第11章1～6節。ルカ伝第19章29～35節)

(3) イエスはふたりの弟子を使いに出して言われた、「市内に行くと水がめを持っている男に会おうであろう。その人について行きなさい。・・・その人がはいて行く家の主人に言いなさい・・・。するとその主人は席を整えて用意された2階の広間を見せてくれる・・・」。弟子たちは出かけて市内に行つて見ると、イエスが言われたとおりであったので、過越の食事の用意をした。(マルコ伝第14章13～16節。ルカ伝第22章8～13節)

(4) シモンに「沖へこぎ出し、網をおろして漁をしてみなさい」と言われた。そしてそのとおりにしたところ、おびたしい魚の群れがはいて網が破れそうになった。(ルカ伝第5章4、6節)

(5) 女は答えて言った、「わたしには夫はありません」。イエスは女に言われた、「夫がないと言ったのはもっともだ。あなたには5人の夫があったが、今のはあなたの夫ではない。あなたの言葉のとおりである」。(ヨハネ伝第4章17、18節)

8) 水の上を歩いた

(1) イエスは夜明けの4時ごろ海の上を歩いて彼らの方へ行かれた。弟子たちはイエスが海の上を歩いておられるのを見て、幽霊だと言っておじ惑い、恐怖のあまり叫び声をあげた。(マタイ伝第14章25、26節。マルコ伝第6章48、49節。ヨハネ伝第6章19、20節)

9) 人々の攻撃をかわして、その真中を通り抜けて行った

(1) 会堂にいた者たちはこれを聞いてみな憤りに満ち、立ち上がってイエスを町の外へ追い出し、その町が建っている丘のがけまでひっぱって行って、突き落そうとした。しかし、イエスは彼らのまん中を通り抜けて、去って行かれた。(ルカ伝第4章28～30節)

10) 物質変換

(1) ぶどう酒がなくなったので、母はイエスに言った・・・。イエスは彼らに「かめ

に水をいっぱい入れなさい」と言われたので、彼らは口のところまでいっぱいに入れた。そこで彼らに言われた、「さあ、くんで料理がしらのところに持って行きなさい」。料理がしらはぶどう酒になった水をなめてみたが、それがどこからきたのか知らなかったの
で……。 (ヨハネ伝第2章3、7～9節)

11) 食物を増やした

(1) イエスは言われた、「彼らが出かけて行くには及ばない。あなたがたの手で食物をやりなさい」。弟子たちは言った、「わたしたちはここにパン5つと魚2ひきしか持っていません」。イエスは言われた、「それをここに持ってきなさい」。そして群衆に命じて草の上にすわらせ、5つのパンと2ひきの魚とを手に取り、天を仰いでそれを祝福し、パンをさいて弟子たちに渡された。弟子たちはそれを群衆に与えた。みんなの者は食べて満腹した。パンくずの残りを集めると12のかごにいっぱいになった。食べた者は女と子供とを除いておよそ5,000人であった。(マタイ伝第14章16～21節。マルコ伝第6章38～44節。ルカ伝第9章13～17節)

(2) イエスは弟子たちに「パンはいくつあるか」と尋ねられると、「7つあります。また小さい魚が少しあります」と答えた。そこでイエスは群衆に地にすわるようにと命じ、7つのパンと魚とを取り感謝してこれをさき、弟子たちにわたされ、弟子たちはこれを群衆にわけた。一同の者は食べて満腹した。そして残ったパンくずを集めると7つのかごにいっぱいになった。食べた者は女と子供とを除いて4,000人であった。(同第15章34～38節。マルコ伝第8章5～9節)

12) 弟子に超能力を授けた

(1) ペテロが答えて言った、「主よ、あなたでしたか。では、わたしに命じて水の上を渡ってみもとに行かせてください」。イエスは、「おいでなさい」と言われたので、ペテロは舟からおり水の上を歩いてイエスのところへ行った。(同第14章28、29節)

(2) 12弟子を呼び寄せ、ふたりずつかわすことにして、彼らにけがれた霊を制する権威を与えまた旅のために……。 (マルコ伝第6章7節。ルカ伝第9章1～3節)

(3) 主は別に72人を選び、行こうとしておられたすべての町や村へふたりずつ先におつかわしになった。「……町にいる病人をいやしてやり……」。72人が喜んで帰ってきて言った、「主よ、あなたの名によっていたしますと、悪霊までがわたしたちに服従します」。彼らに言われた、「……わたしはあなたがたにへびやさそりを踏みつけ、敵のあらゆる力に打ち勝つ権威を授けた。だから、あなたがたに害をおよぼす者はまったく無いであろう。……」。 (ルカ伝第10章1、9、17、19、20節)

13) 変貌現象

(1) 彼らの目の前でイエスの姿が変わり、その衣は真白く輝き……。 (マルコ伝第9章2、3節。ルカ伝第9章29節)

14) 予知・予告能力

(1) この時からイエス・キリストは、自分が必ずエルサレムに行き、長老、祭司長、律法学者たちから多くの苦しみを受け、殺され、そして3日目によみがえるべきことを、弟子たちに示しはじめられた。(マタイ伝第16章21節。ルカ伝第9章22節)

(2) イエスは……12弟子をひそかに呼びよせ……言われた、「……人の子は祭司長、律法学者たちの手に渡されるであろう。彼らは彼に死刑を宣告し……十字架に

つけさせるために異邦人に引きわたすであろう。そして彼は3日目によみがえるであろう」。(同第20章17～19。マルコ伝第10章32～34節。ルカ伝第18章31～33節)

(3) イエスは・・・弟子たちに言われた。「あなたがたが知っているとおりに、ふつかの後には過越の祭になるが、人の子は十字架につけられるために引き渡される」。(同第26章1、2節)

(4) この女がわたしのからだにこの香油を注いだのは、わたしの葬りの用意をするためである。(同第26章12節。マルコ伝第14章8節)

(5) イエスは弟子たちに言われた、「今夜、あなたがたは皆わたしにつまずくであろう。しかしわたしはよみがえってから、あなたがたより先にガリラヤへ行くであろう」。するとペテロはイエスに答えて言った、「たといみんなの者があなたにつまずいても、わたしは決してつまずきません」。イエスは言われた、「よくあなたに言っておく。今夜、鶏が鳴く前にあなたは3度わたしを知らないと言うだろう」。ペテロは言った、「たといあなたと一緒に死なねばならなくなっても、あなたを知らないなどと決して申しません」。ペテロは「鶏が鳴く前に3度わたしを知らないと言うであろう」と言われたイエスの言葉を思い出し、外に出て激しく泣いた。(同第26章31、32～35、75節。マルコ伝第14章27、28～31、72節。ルカ伝第22章33、34、61、62節)

(6) それから弟子たちの所に帰ってきて言われた、「・・・見よ、時が迫った。人の子は罪人らの手に渡されるのだ。立て、さあ行こう。見よ、わたしを裏切る者が近づいてきた」。(同第26章45、46節。マルコ伝第14章41、42節)

(7) イエスは彼らに言われた、「わたしは苦しみを受ける前に、あなたがたとこの過越の食事をしようと切に望んでいた。(ルカ伝第22章15節)

15) 死後よみがえった

(1) この御使いは女たちにむかって言った、「恐れることはない。あなたがたが十字架におかかりになったイエスを捜していることは、わたしにはわかっているが、もうここにはおられない。かねて言われたとおりに、よみがえられたのである。急いで行って、弟子たちにこう伝えなさい、『イエスは死人の中からよみがえられた。・・・あなたがたより先にガリラヤへ行かれる。そこでお会いできるであろう』」。イエスは彼らに出会って、「平安あれ」と言われたので、彼らは近寄りイエスのみ足をいだいて拝した。(マタイ伝第28章5、6、7、9節。ルカ伝第24章5～10、12、15節)

(2) 11人の弟子たちはガリラヤに行って、イエスが彼らに行くように命じられた山に登った。そしてイエスに会って拝した。(同第28章16、17節)

(3) イエスはよみがえって、まずマグダラのマリヤに御自身をあらわされた。(マルコ伝第16章9節。ヨハネ伝第20章14、16、17、18節)

(4) そのうちのふたりがいなかの方へ歩いていると、イエスはちがった姿で御自身をあらわされた。(同第16章12節。ルカ伝第24章15、16～31節)

(5) イエスは11弟子が食卓についているところに現れ、彼らの不信仰と心のかたくななことをお責めになった。彼らはよみがえられたイエスを見た人々の言うことを信じなかったからである。そして彼らに言われた、「・・・信じる者にはこのしるしが伴う。・・・彼らはわたしの名で悪霊を追い出し、新しい言葉を語り、へびをつかむであろう。また、毒を飲んでも決して害を受けない。病人に手をおけばいやされる」。(同16章14～18節)

(6) イエスが言われた、「なぜおじ惑っているのか。・・・わたしの手や足を見なさい。まさしくわたしなのだ。さわって見なさい。霊には肉や骨はないが、・・・わたしにはあるのだ。」イエスが「ここに何か食物があるか」と言われた。彼らが焼いた魚の1きれをさしあげると、イエスはそれを取ってみんなの前で食べられた。イエスは聖書を悟らせるために彼らの心を開いて言われた、「・・・キリストは苦しみを受けて3日目に死人の中からよみがえる。・・・あなたがたはこれらの事の証人である」。(ルカ伝第24章38、39、41～43、45、48節。ヨハネ伝第20章19～23節)

(7) イエスはいってこられ、中に立って「安かれ」と言われた。それからトマスに言われた、「あなたの指をここに付けて、わたしの手を見なさい。手をのばしてわたしのわきにさし入れてみなさい。信じない者にならないで、信じる者になりなさい」。イエスは彼に言われた、「あなたはわたしを見たので信じたのか。見ないで信ずる者はさいわいである」。(ヨハネ伝第20章26、27、29節)

(8) イエスはテベリヤの海べでご自身をまた弟子たちにあらわされた。夜が明けたころ、イエスが岸に立っておられた。しかし弟子たちはそれがイエスだとは知らなかった。イエスは彼らに言われた、「・・・何か食べるものがあるか」。彼らは「ありません」と答えた。すると、イエスは彼らに言われた、「舟の右の方に網をおろして見なさい。そうすれば何かとれるだろう」。彼らは網をおろすと、魚が多くとれたので、それを引き上げることができなかった。・・・ペテロに「あれは主だ」と言った。イエスはそこにきて、パンをとり彼らに与え、また魚も同じようにされた。イエスが死人の中からよみがえったのち、弟子たちにあらわれたのは、これで既に3度目である。(ヨハネ伝第21章1、4～6、7、13、14節)

2. イエス・キリストとサイババの奇跡、超能力との比較

1) 誕生に関わる奇跡：処女マリヤは聖霊によって妊娠したとされているが、サイババの場合、母親エスワランマは既に男児一人と女兒2人を産んでいる既婚の主婦であるが、ある日のこと信仰篤い義母が不思議な夢を見て、嫁に対して、どんなことが起こっても驚かないようにと忠告した。翌朝、エスワランマは井戸に水汲みに行った時、青く光る球が急速に近づいてきて、自分の中に入ったと感じて気を失った。彼女は意識をとり戻した時奇妙な気持をもったが、内心深くの何かが彼女に妊娠したことを告げた時その気持は喜びに変わった。やがてその喜びは現実となりかわいい男の子が生まれた。この話は、エスワランマが後年サイババの勧めに従って、1団の帰依者を前にして語ったことであり、この妊娠をサイババはブラヴェーサでありブラサーヴァではない、即ち私は父親によって生まれたのではない、と話した。ブラヴェーサとは直接入ること即ち女性の卵子に父親の精子として入るのでなく、霊的光が直接入ることを意味し、ブラサーヴァは父親による通常の方法で妊娠することを意味している^{2,3)}。従って、サイババの場合、青い光球はエスワランマの体内に入り、彼女の卵巣から排卵された卵子が卵管内を下降中に卵子の中に入り、遺伝子をもった精核となって卵核と融合し、その後正常な発生課程を経て誕生したと考える外ない。キリストの場合の受胎も同じような方法であったらしいと、聖書の記録から推察される。

2) バプテスマを受けた時に起こった現象：これは霊視能力のある人が見た現象と考え

られ、パプテスマのヨハネとイエスが同じ現象を見ている。また、声も霊聴と称されているものであると考えられる。サイババに関してはこのような現象の記録はない。

3) 病氣治療：イエスは悪霊追放と同時に病気を癒している場合が多いが、これは精神病と考えられる。その他の病氣や身体障害の治療も含めて、その程度に違いはあるが、過去・現在の数多くの霊能力者が行っていることであり、サイババも同じようなことを長年数多く行っており、その方法は様々であることが知られている^{4,5,6)}。

4) 死者を生き返らせた：イエスは手を死者の体に触れることによって甦らせた2例と神に願ってから死者に向かって名を呼んで呼びかけることによる1例があるが、サイババは神に祈ることはなく、ラダクリシュナ、ウォルター・コーワンを生き返らせているが、その場には誰もいなかったのではどのようにして2人を甦らせたのかは分からない^{7,8)}。

5) 自然現象や植物に命じた：イエスは海の暴風に命じてなぎにし、無花果の木を枯れるに至らせたが、サイババは雨雲が雨を降らせるのを暫く止めておいたり、一部の場所のみ一時的に雨雲が広がらなくしたことが何度かある。また、命じるというよりは彼の意志の力によって、這っている2匹の蟻を数珠の黒いビーズに変えたことが知られている⁶⁾。

6) 他人の思いを読みとった：読心の能力は霊能力者の特徴であり、イエスもサイババも他者の思いを相当詳しく読みとることができたと推察される。

7) 霊視能力(千里眼、過去知)と霊覚を示した：イエスは水中の魚が銀貨をもっていることを透視し、その魚がペテロがおろした釣針にかかることを予知したか、魚をその釣針にかからせたと思われる。また、網をおろさせた場合は、水中の魚群を透視したのであろう。2人の弟子を村に派遣した場合は、千里眼能力を示し、過越の食事の場合は、水瓶をもっている男の行動を予知し、宿の主人の心を知る霊覚を発揮したのであり、5人の夫を代えた女に関しては、その女の過去を知る力を示した。サイババもインタビューの時に会見者達の過去・現在のことや将来のことを話し、特別な場合には会見者の過去生のことを話したことがいくつか知られている⁶⁾。

8) 水の上を歩いた：これは珍しい超能力で、歴史的にはアディシャンカラの弟子が師の呼びかけに応じて水の上を歩いて来た伝説があるが、サイババでは知られていない。

9) 人々の攻撃をかわして、その真中を通り抜けて行った：この能力もサイババでは知られていない。

10) 物質変換：イエスが水をぶどう酒に変えたことが記されているが、どのような方法によって変えたかは分からない。サイババはガソリンの切れた車のタンクに水を入れて走らせた、即ち水をガソリンに変えたことがあり、この場合、彼は水の入った容器を手で少しかきまわしたと言われている。また、彼自身が手を回して出現させた指輪の宝石を帰依者に与え、後日その指輪を手にとって息を吹きかけて別の宝石に変換したこと等が数々知られている。これはサイババの特徴である。

11) 食物をふやした：イエスはパンと魚を増やす場合、天を仰いでいる。これは神に祈ったのであり、別の時には神に感謝して食物を増やしているが、サイババの場合は自らを神の化身と宣言し、そのようにふる舞っており、食物を増やす場合、ココヤシの汁をふりかけたこともあるが、1個のマングローを1切れずつ切りながら増やしてその場の数10人に食べさせた場合など全て、イエスのように天を仰ぐとか感謝することをしない。

12) 弟子に超能力を授けた：イエスは何人もの弟子に病気を癒す力その他を授けたが、

サイババはかつて蛇に足をかまれて倒れた時に、側の若者に自分の力を与えて、その人によって蛇の毒が自分の体にまわるのを防いでもらったことがある。即ち、両者は自分の力を他者に授けることができるが、授けられた力は永続性はなく、暫くすれば消失するようである¹⁰⁾。

13) 変貌現象：イエスは祈っている間に顔の様が変わり、衣も真白く輝いたが、サイババの場合、インタビューの人がクリスチャンであると、一瞬イエス・キリストの姿形に変わって見せたり、ラーマ信奉者に対してはラーマの姿になって見せることが知られている。また、サイババを写真に撮ってみると、そこにイエス・キリストの姿が写っていたこともある。これは写真にサイババが撮られる瞬間その姿になったのかあるいは彼がそう映るよう念じたせいであると思われる¹¹⁾。

14) 予知・予告能力：イエスは自分がエルサレムで捕らえられ、十字架にかけられて死に、3日後に蘇ることを弟子たちに数度語っている。また、自分が捕らえられた後、ペテロが嘘をつくことを予告し、ペテロはその通り3度嘘をついた。サイババは、自分は96才で死に、もう一度カルナタカ州のある村に生まれ変わってくると予告している。また、彼の前世はシルジ村のサイババであったと、13才半の時に宣言した。シルジのサイババは生前少数の帰依者に、自分は8年たったら戻って来ると言い残して1918年に亡くなった。そして、現在のサイババはその8年後の1926年に生まれてきたことになっている。現在のサイババ（サティア・サイババ）はシルジのサイババの生まれ変わりであることを、シルジのサイババの帰依者であった人がサティア・サイババに会ってインタビューを受け確信できるようになった事例が数例ある¹²⁾。

15) 死後よみがえった：イエスの死体は洞穴に葬られたが、洞穴の口の石がのけられ遺体はなくなっており、イエスはマグダラのマリヤや弟子達に現れ、疑う者には体の痕跡を見せた。この蘇った体は霊体の物質化即ち幽霊であるか、あるいは実際の肉体の快復であろうが、聖書ではイエスは天に上って行ったとあるので霊体の物質化であると考えられる。しかしサイババの話や他の文献によると、イエスは肉体が快復したのであり、その後インドの方へ難を逃れ、その地に墓所もあるとされており、この2つの説のどちらが真実であるのかは今後の調査研究を待たねばならない¹³⁾。

結 び

イエス・キリストの奇跡、超能力と言われている現象は、現在奇跡の人と呼ばれている、インドで活躍中のサイババの奇跡、超能力と相似たものがかなりあり、サイババのそれが自明のものとするならば、イエスのそれらについての記録は信憑性の高いものであると考えられる。

参考文献

- 1) 渡部英機：インドの聖者サイババの超能力について—心霊研究者はこう考える。人体科学第7巻第1号 pp.135-138, 1998.
- 2) Kasturi, N. : EASWARAMMA. The chosen mother, Sri Sathya Sai Books and Publications Trust, Prasanthi : Nilayam, 1984.
- 3) Murphet, H. : Sai Inner Views and Insights, 30 Years with the Avatar, Leela Press Inc. 1996.

- 4) 同上 : Sai Baba Avatar, 1979 (渡部英機訳 : 世紀末の奇跡サイババアバター, 日本サイババ研究会, 1988)
- 5) 同上 : Man of Miracles, 1971 (若林千鶴子訳 : 奇蹟が生まれる, 蝸牛社, 1980)
- 6) Rao, M. N : Sri Sathya Sai Baba, A Story of God as Man, 1985 (渡部英機訳 : 神の化身サティア・サイババ, 日本サイババ研究会, 1993)
- 7) Sarin, V. I. K. : Face to Face with God, Saindra Publications, 1993.
- 8) Sandweiss, S. : Sai Baba, the holy man and the psychiatrist. M. Gulab. Singh and Sons (P) Ltd, 1975.
- 9) 大橋信史 : サイババ神の降臨, 中央アート出版社, 1997.
- 10) Ganapati, Ra : Baba : Satya Sai Part I, 1981 (渡部英機訳 : ババ・サティアサイ, 印刷中)
- 11) Kulkarni, S. D. : Shri Sathya Sai Yugavatar, the scientific analysis of Baba Phenomenon (渡部英機訳 : サティアサイ・ユガアバター, サイババの超能力の科学的分析, 日本サイババ研究会, 1995)
- 12) Mason, P. and Laing R. : The Embodiment of Love, 1982 (同上 : サイババは世界の危機を救う, 同上, 1990)
- 13) Kersten, H. : Jesus lived in India, his unknown life before and after the crucifixion, Element Book Ltd, 1986.

都市における彫刻と空間（中）

岡 本 直 行

5 環境と彫刻（続）

今治明德短期大学研究紀要第22集において、日本の各地に設置されている彫刻の空間について述べ、広島市に設置されている「嵐の中の母子像」を彫刻と空間が調和している空間環境として取り上げた。本稿では、広島市に設定されている彫刻からさらに4点を取り上げ、それぞれの空間環境について考察していく。

◇空間が彫刻に悪影響を及ぼしている空間環境

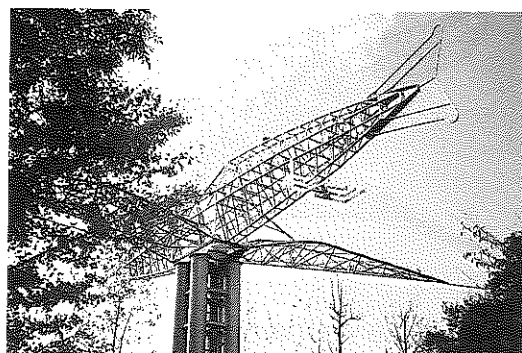
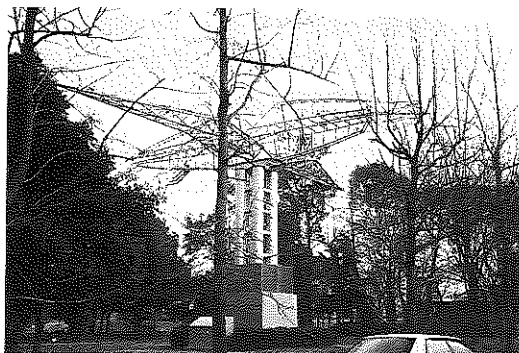
「鯉」

栄久庵憲司 作 ステンレス

栄久庵憲司は、ステンレスのパイプを連結させ構成したモニュメントを、多く制作している作家である。広島県立図書館の正面入り口前でも、パイプを人々の心に見立て、心と心のつながりを表現した抽象作品を鑑賞することができる。ここで取り上げた「鯉」と題するモニュメントも、ステンレスのパイプを用いたものであり、作品の設置されている場所は、広島城の中央公園・自由広場である。中央公園には他にも数多くの彫刻があり、様々な個性ある空間が構成され、訪れた人々の目を楽しませている。

作品が設置されたのは1989年の『海と島の博覧会』の時であり、「広島がいま現在の状況よりもさらなる飛躍を遂げ、まだ見ぬ21世紀に向かってはばたいていく⁽¹⁾」という意味を含んでいる。この作品の基となった主題は中国の古書物からのものであり、魚であった鯉が鳥となったという逸話に由来している⁽²⁾。

この魚はこれまでの広島を象徴しているもので、鳥となったものは現在、また、これからの広島が歩んでいく姿を表現しているものと考えられよう。この彫刻の持つ姿は広島の誓いであり、作品の題材は広島に設置されるにふさわしいものといえる。



モニュメントは、ステンレスのパイプを連結させたもので、魚に翼の生えた鳥をかたどったものである。ステンレスという現代的な素材とジャングルジムのような構成がマッチし、非常にユーモラスな作品となっている。鳥がはばたいて広大な空に飛び立つという雰囲気、パイプをうまく使用することで見事に表現されている。

作品には中空になっている部分、いわゆる空間が存在し、そこから空を見せることによって、作品が軽快に感じられるように制作されているものと思われる。また、鳥をモチーフに選ぶことによって、その動物の進行方向に動勢が感じられるように工夫されている。さらに、鳥が翼をはって大きくはばたく力強さが、羽の大きさと素材の持つ硬さによってうまくまとめられている。

では、作品の設置状況はどうであろうか。このモニュメントは雑木林の中に設置されており、多くの樹木に取り囲まれている（図1）。彫刻の中心から最も近い木の幹は、8.05

mの位置に存在していて、最も遠い木でさえ16.05mしか離れていない。さらに木には枝や葉があるため、樹木の占める環境は中心に向かって常に入り込んでくることになる。

そのために、彫刻の中心から半径6mの範囲の外側は、樹木によって作品が影響を受ける場所となってしまう。彫刻の寸法は、頭部から尾までの長さが15mであり、翼は、広げた状態で18.5mにも及ぶ（図2）。作品の周りの木は彫刻よりも背丈の高いものも多く、その外側から鑑賞することは不可能である。

実際に空間の西側には、この土地よりも高い土手が存在しているが、そこからでも十分に鑑賞できない。この様に、この空間環境は巨大な作品が設置されるにふさわしいとは、とうてい考えられないものといえる。翼の一部は樹木の中に隠れるほどで、その影響によって作品は題材の持つ宇宙感・未来感への拡がりに欠けてしまう。

また、作品の設置の高さは土台、植

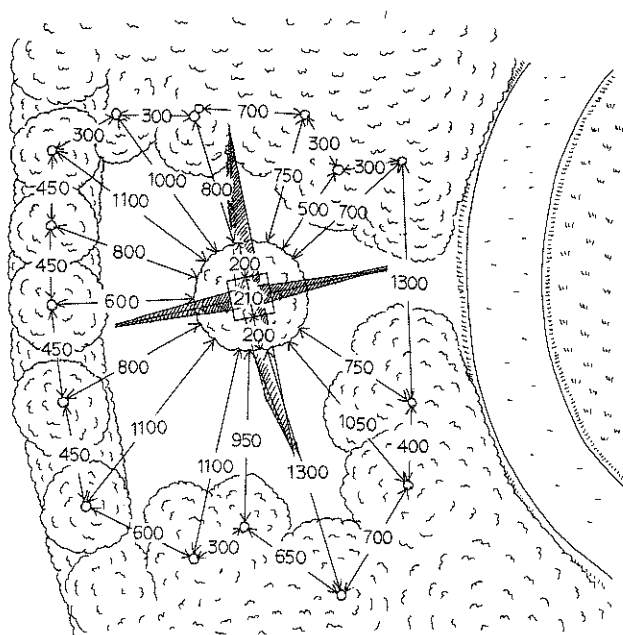


図1 空間環境平面図（単位はcm） ※筆者測定による。

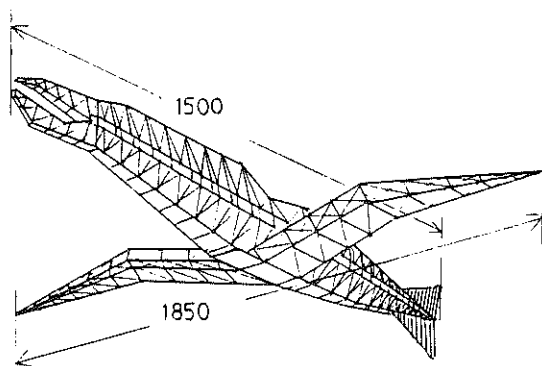


図2 作品寸法（単位はcm） ※筆者測定による。

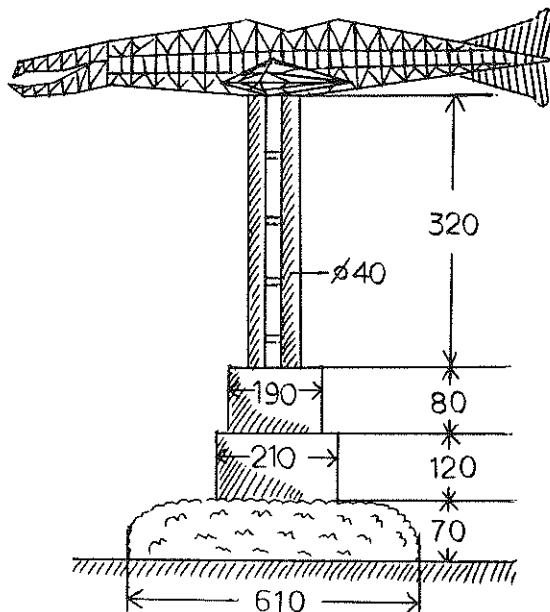


図3 作品設置の高さ（単位はcm）
※筆者測定による。

込やステンレスの柱などを含めた状態で5.9mにもなる（図3）。したがって、鑑賞者はかなり高い位置の作品を見上げた状態で作品を鑑賞しなくてはならない。作品を低い位置に設置し鑑賞しやすくすることも可能だが、作品の大きさや空にはばたくという意図を考えると、位置を下げることは決してよい効果を生むとはいえない。

作品の主題を理解し、十分に鑑賞しようとするならば、現在の高さを維持し、作品の全体像を捉えやすい空間の広さが必要となるであろう。この作品は広島へのこれからを象徴しているだけに、このような空間に設置されるのは望ましくないことといえる。

彫刻に必要な空間の広さを求めるために、ある実験を行なった。それは鑑賞者の視線の適当な角度を求め、その角度を基に空間の広さを推測しようとするものである。高校生300人を対象として、“作品の全体像を捉えやすく、かつ楽に鑑賞できる”視線の角度についての調査実験を行なった。

実験条件は高校生を椅子に座らせ、椅子の手前2mの距離に位置する壁にピンポン玉を吊し、それを見つめてもらうものである。そして、その視線の凝視角度が10度ずつ上がっていくようにピンポン玉をずらし、水平視線を0度とし50度迄行なった。結果は次の通りである。

凝視角度	鑑賞しやすい	鑑賞しづらい	パーセント
0度	300人	0人	100%
10度	300人	0人	100%
20度	297人	3人	99%
30度	126人	174人	42%
40度	49人	251人	16.3%
50度	12人	288人	4%

上記の結果から、ピンポン玉を楽に見ることができる者の割合は、20度と30度の間で大きな差の生じていることが確認できる。すなわち、鑑賞における視線の角度は20度から30度の間がよいということになる。しかし、20度と30度との格差が激しいため、どちらがより適した角度かを判断することは困難である。そこで高校生100人に対し、同様の実験方法で20度から30度まで、1度ずつ凝視角度が上がるように設定した実験を行なうことにした。結果は次の通りである。

凝視角度	鑑賞しやすい	鑑賞しづらい	パーセント
20度	100人	0人	100%
21度	99人	1人	99%
22度	99人	1人	99%
23度	97人	3人	97%
24度	86人	14人	86%
25度	72人	28人	72%
26度	63人	38人	63%
27度	54人	46人	54%
28度	48人	52人	48%
29度	43人	57人	43%
30度	41人	59人	41%

上記の結果から、7割以上の人が鑑賞に適していると答えていることから、凝視角度は25度ということになる。この凝視角度から適度な距離を求めると、作品の高さが5.9mであるので、三平方の定理によって、12.7mという結果となった。以上のことから、この彫刻を設置するには空間の広さが半径12m以上は必要であるといえる。

前述したが、この作品は非常に狭い空間に設置されており、鑑賞は下から見上げるだけのものとならざるをえない。動物をモチーフにして作り出した空間に広がる動勢も、周りの閉塞的な樹木によって拡がりをなくしてしまっている。このような空間環境の状態は、作品と空間環境の関係が全く吟味されていない例といえるであろう。

◇設置状態が彫刻に影響を及ぼしている空間環境

「裸のリン」

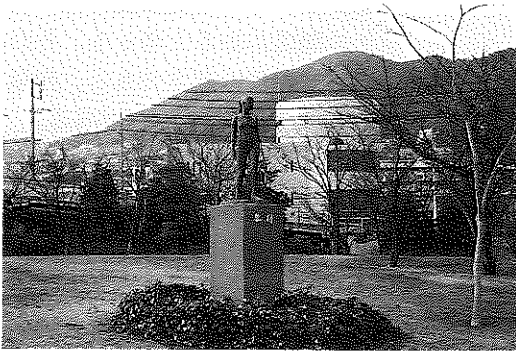
佐藤忠良 作 ブロンズ H・163cm 台座 160cm

佐藤忠良氏は、現代日本の具象彫刻を代表する作家の一人である。ロダン、ブールデルといったフランス近代彫刻の巨匠の作品との出会いから、半世紀にわたって彫刻制作の道を歩んできた。氏の作品は、1981年パリのロダン美術館において展示され、世界の人々の理解と称賛を得たのは、記憶に新しいところである。市内では、他に広島現代美術館の“彫刻の小道”に「ポケット（1984年作）」が設置されている。

この環境は西部開発地区の埋立第五公園内にあり、広島市西区商工センターにある広島サンプラザの隣に位置する。ここには石の彫刻家である空充秋氏の「西部の門」も設置されており、市民の憩いの場として広い芝生の環境が広がっている。

公園の正面入り口を入った右手に設置されているのが、この「裸のリン」である。この彫刻の台座には、「黎明」と刻まれており、この意味は、広辞苑によれば「あけがた、よあけ」とあり、輝かしい次の時代への始まりの意がこめられていると推測できる。この彫刻の設置は西部開発に関係してのことであると考えるが、記念碑的なモニュメントとしてこの地域や風土を意識した上で制作されたものではない。

この彫刻は、1977年に開催された『第41回新作展』に出品のため制作されたもののな



である。このことから、この作品は市民の憩いの場を作るために設置されたといっても良いであろう。この様な彫刻の設置目的は、“彫刻による街づくり”⁽³⁾の始まった1980年代前半の文化的環境の構成計画には欠かせないものであったと考える。

彫刻は、シンメトリーなポーズで非常に動きの静かなものであり、この空間を静穏な雰囲気にとめる役目を担っている。右足をそとと後方に引き、くびを大きく右に

ひねることによって、シンメトリーの構成を崩し、静かな中にも動勢が感じられるように工夫された作品である。しなやかな細身の身体のなかに、表現できるだけの量感を持たせ、充実した生命さを感じさせる作品となっている。外形的な誇張に捕われることなく、内面的な感情や生命感を三次元の構造体に持ち込んだ表現といえよう。

作者著の『彫刻をつくる』には、次のような言葉がある。「彫刻は絵画や映画のように幅広いモチー扱うにはあまりにも不便な芸術です。限定の世界では、多くを語るというよりも深く語らなければなりません。」⁽⁴⁾また、『少年の美術』には、「写実を単なる自然描写ではありません。作者が対象に対して抱いた共感、つまり対象から受ける衝動が大切なのです」という言葉を残している。このことから、人体の変形を上手く表現するのが目的ではなく、人体の形を通して対象にひかれる作者の心象を表現することに、重点が置かれているということが解るであろう。

この彫刻の設置された広場は、後方に非常に広い空間がひろがっている。公園の外の建築物や遠くにそびえる山が背景となって、作品の持ち味と調和している。作品の空間環境には右側面に雑木林が存在しているが、それ以外で作品に影響を与えているものは、存在しないといえる（図4）。

作品の中心から3.98mの場所に最も近い木が立っているが、それ以外の樹木は、半径9.68mの円形の空間よりも外に存在しているからである。また、360度のどの位置からも作品観賞が可能な環境でもある。自然を背景に、また周囲の環境の広さを十分に持った彫刻は、季節や天候の移り変わりにも見事に調和して、変化に富んだ姿を見せてくれるであろう。

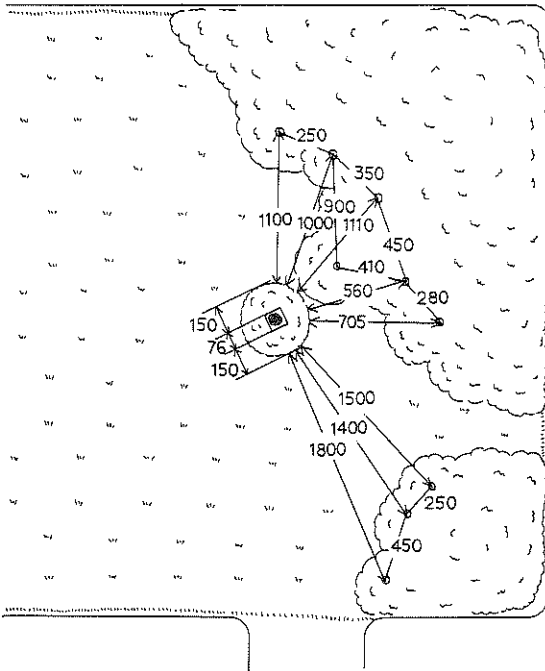


図4 空間環境平面図（単位はcm）
※筆者測定による。

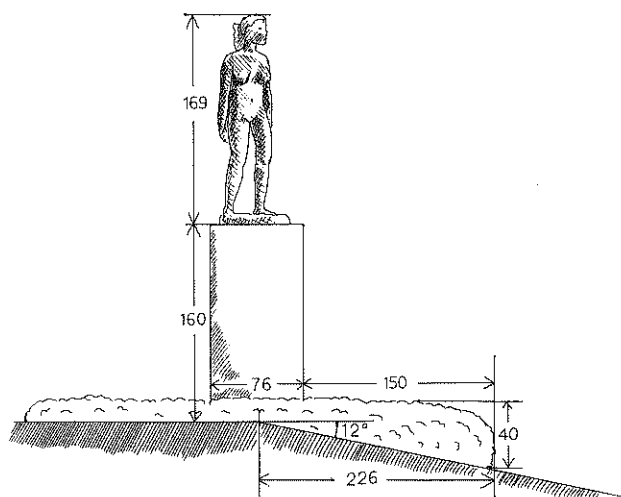


図5 作品設置場所の傾斜 (単位はcm)
※筆者測定による。

さらに、この作品は前にも述べたとおり新制作展に出品されたものであり、作品と同じ高さの台座に設置することを考慮に入れた上で制作されたものではない。カノン⁽⁵⁾と比較するため、作品の各部の長さを計測してみた (図6)。

頭部の長さは22cm、頸が8cm、鎖骨から恥骨までが50cm、腰から膝までが38cm、膝から踵までが45cm、腕が66.5cm、手が18cm、足が23.5cmであった。これをカノンに基づいて算出すると、頭が20.4cm、頸が12cm、鎖骨から恥骨までが48.9cm、脚が81.6cm、腕が61.2cmであり手は18.1cm、足は23.3cmという結果となる。

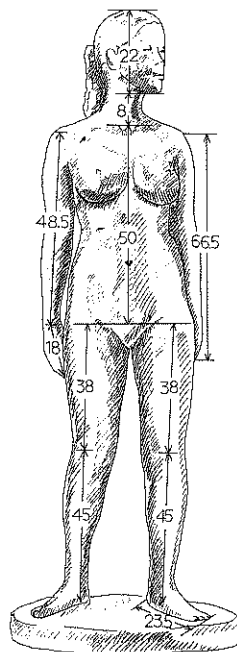


図6 各部分の長さ (単位はcm)
※筆者測定による。

しかし、この空間環境には、何点かの問題があると考えられる。その一点目は設置の高さである。作品の台座は、160cmの高さである。

さらに、この土地は後方から前方に向け、12度の下りの傾斜のある坂になっている (図5)。植込の手前に立って鑑賞する場合、観賞者の立つ位置はこの台座が置かれている場所よりも、さらに40cm低い位置となる。この位置よりも後方に離れると、さらに作品との高低差は大きくなり、目線の凝視角度も大きくなる。これでは遠近感による比率の歪みが大きくなるといえよう。

この両方の比例から、頭は少々大きくつくられているが、その外の部分はさほど違いがないことが解る。「裸のリン」は、ほぼカノンに基づいて制作されたものであるといえるであろう。カノンの比例を用いて各部分の長さを決め、それに基づいて制作する時の目線は臍のあたりで水平になるような高さである。

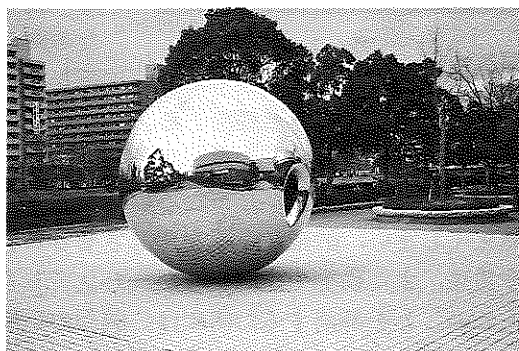
なぜなら、全体を眺めながら制作を進めていく上で、最もバランスよく各部を眼にすることが可能だからである。以上の観点から考えると、この台座は高すぎるといえる。さらにこの台座の周り半径188cmの円形内は植込であり、その位置に立つと、先程も述べた12度の傾斜によって台座の高さは200cmになってしまう。

目線を水平に持っていき、鑑賞した場合にほとんどの人の目の前には台座が存在することになり、作品は下から見上げられることになる (図7)。このことから、

氏の作品は、他には広島市現代美術館に設置されている。この作家は実に多様な素材を用いた作品を制作している作家で、現代美術館に設置されている作品「階段モニュメントシリーズ」では、石や木、そして水までも素材として使用したものとなっている。広島県ではないが、兵庫県・伊丹市には鉄を用いたモニュメントが設置されている。そして、この球体はステンレスを用いたものである。この作家はそれぞれの形態をよく吟味し、それに適した素材を使用していると考ええる。

この抽象彫刻は、鑑賞者に何かを忘れさせない記念碑として設置されたものではなく、環境との関係によって、空間を楽しく魅力あるものに変える要素の力が強い。真の芸術空間を求めるための彫刻の設置であるといえよう。

ステンレスを使用した抽象彫刻によく見られるように、作品の表面は、鏡面に磨き込まれている。鏡の要素を備えることによって周囲の環境を作品自身に取り込み、“新たな空間”を作り出す。中央には穴が明けられており、この穴にもまた別の空間が閉じこめられているのである。



この球体には建築物、木、地面、広く拡がる空やそこに浮かぶ雲などが湾曲して映し出される。観賞の視線によっては、凸状にも凹状にも見え、また鑑賞者の立つ位置によって“新たな空間”が変化するのも楽しいものである。彫刻を目の前にすると鑑賞するだけでなく、作品を取り囲んで遊ぶといった印象が強い。

さらに、この“新たな空間”は四季や天候が直に移し込まれたものであるため、常に変化していることになる。すなわち、作品の与える印象や作品自体が、知らず知らずの内に変化を繰り返しているものであり、同じ形態をしていながら同じ作品ではないということになるのである。作品と環境が相互的に関わることを考慮されたものを“環境芸術⁽⁷⁾”と呼ぶが、この作品はまさにそのものであるといえよう。

作品の動勢は、それ自体が形状によって生み出されているのではない。この作品に映り込む環境によって、作られている。雲の流れが映し込まれてこの作品の流れになったり、風によって木が揺れたり、路上を走る車、さらには鑑賞者が動き回ることが、この作品の持つ動勢につながるのである。また、作品の中央の穴に入り込んでくる音が反響して大きな音や小さな音を発し、その変化もこの彫刻にリズムを与えているといえる。

その動勢は環境の動く速さにしたがって勢いよく流れたり、なめらかになったりする。要するにこの作品の真の価値は、鑑賞者によって決まるものであり、鑑賞者自身が、また環境がこの作品を作り上げているといってもよい。

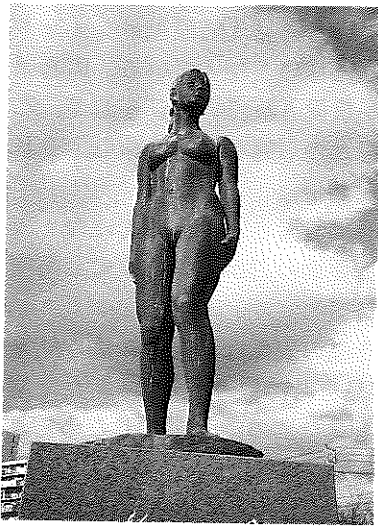


図 7

台座がもっと低いほうが望ましい、ということを理解することは容易なことである。

先に述べた、鑑賞に最も適した凝視角度を用いて、この作品に適した台座の高さを求めてみた。日本人の平均身長は、167cm⁽⁶⁾であり、その身長の人が作品の周囲をとり囲んでいる植込の側に立ち、作品を觀賞する場合、台座を含めた作品の最も適切な高さを算出すると268.5cmとなる。その高さから地山を含めた作品の高さである169cmを引くと、99.5cmとなる。すなわち、「裸のリン」に適した台座の高さは、99.5cmであると判断できることになる。

二点目の問題点は、彫刻の正面をどこにもってくるかということである。台座の正面は、作品の顔の正面と一致している。設置者は、作品の正面を顔が正面となる向きであると判断したことになる。この向きに正面を持ってきたことによって、作品は頭部から下の身

体を左側面にひねる形態をとる。

そうすると、右足と左足が重なりあって見えてしまうために、両足によって構成される三角形の空間の存在がなくなるのである。同様のことが腕にもいえ、この作品はつまって見えてしまい、的確な量感を感じさせることがない。それによって、彫刻の持つ柔らかさや量感、また動勢や空間までが失われてしまうと考える。

このことを解消するためには、胴部の正面を銅像の正面に持ってくるべきであろう。胴部を正面にすれば、足を前後にずらし、首を右に捻っている形態の動きが一望でき、作品の動勢を感じることも可能となるからである。

さらにこの銅像は、酸性雨によるブロンズの腐食が激しい。雨の流れた痕跡が線となって表れており、鑑賞する際に非常に目につくのである。鳥の糞も付着したままになっており、設置後の管理体制に配慮がなされていない例である。

◇環境と人とのつながりを求めた空間環境

「my sky hole '85」

井上武吉 作 ステンレス H・273cm

広島市中区河原町を太田川ぞいに歩いていると、銀色の建築物に囲まれた空間を眼にすることができる。空間には大きな球が存在しており、川の対岸からもその空間環境を望むことができる。急いでその空間に足を運ぶと、この一帯に、実に数多くの立体作品が存在することに驚かされるであろう。

この場所は、広島厚生年金会館の裏手に回ったところに存在する空間である。空間は公園になっていて、誰でも自由に行き来できる。その中心に設置されているのが、銀色に輝く球「my sky hole '85」である。この巨大な球体は、造形作家井上武吉氏の制作によるものである。

この作品の置かれている空間環境は、作品のみを設置することを前提として作られたものではないだろうか。それほど作品と空間環境のつながりは、心地よいものである。作品は直径273cmであり、地面に直に置かれている。設置されているというよりは、ここに存在しているといった表現の方が、適しているやもしれない。

作品の置かれている地面には一辺が10cmの白い正方形のタイルが敷き詰められており、タイルによってつくられた直線的な空間に球状の作品が組み合わされているのである。このタイルの敷き詰められた空間は、13.65m×14.39mの広さである。

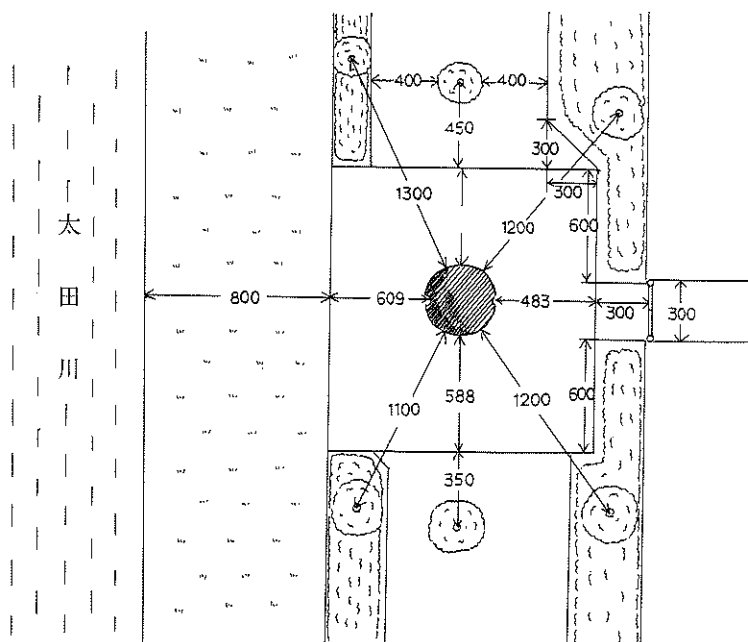


図8 空間環境平面図（単位はcm） ※筆者測定による。

この作品の影響下にあるといってもよい。さらに作品の東側には、厚生年金会館の建物が建ち西側には自然の緑と川が流れている。この空間は人工的な構成と、自然的な構成の両者を程よくあわせ持った理想的な空間であるといえる。

最後に作品の正面についてであるが、これはどの位置を正面に持ってくるべきなのかを決める必要のないものであろう。作品には一つの穴が存在しており、作品の横に置いてあるキャプション⁽⁸⁾の向きからすると、設置者はこの穴に対して対面する位置に正面を持ってきているように見受けられる。

しかし、この作品に限っては、キャプションの置かれている向きが正面であるとはいえない。作品は先に述べたように、各所に環境物による作品の構成要素が存在しているのであり、その構成要素も時間の経過に伴って絶えず動いているのである。したがって、正面は鑑賞者が見る時間によって変化するものであり、鑑賞者の目線の角度、そして作品から感じ取る印象によって、鑑賞者自身で決めることが望ましいと考える。要するに鑑賞者自身が映しこまれる部分こそ、作品の本当の正面なのである。

このように彫刻の設置される空間が、その作品のために存在するものであり、作品もそ

空間の外側は、煉瓦色のタイルが敷き詰められた公園になっており、異なった空間を構成している。このことから、白いタイルによる空間は、この作品のために存在するということが解るのであろう。この空間環境の中には、作品以外のものは何も存在しておらず、作品のいちばん近くの木は、中心から10.7m離れた場所に立っている（図8）。

この白いタイルの空間だけでなく、半径10.7mの円形の空間が

れ自身で成り立っているのではなく、環境によって完成に到達するような彫刻空間は、押しつけがましいものではなく、人が作品に入りこめるスペースを生み出すものである。環境と深いつながりを持ち、違和感なく調和して納まり、空間を構成している空間環境こそ求められるものである。

例に挙げた空間環境は、人々に彫刻の存在する空間についての興味や認識を深めさせる存在であり、芸術空間としての完成度も非常に高いものとなる可能性を秘めているといえる。ただ、一つだけ残念な点を挙げるとすれば、この空間が人通りの少ない厚生年金会館の裏に存在するために、多くの人の眼には触れにくいということであろう。

◇室内における空間環境

「水浴の女」

エミリオ・グレコ 作 ブロンズ

広島市に設置されている彫刻は、野外ばかりに存在しているのではない。美術館以外の室内、役所や各企業のロビーなどにも設置されている。室内という条件となると、彫刻の設置にも非常に細かい配慮が必要となってくるのである。彫刻を設置するのに必要な広さを確保することが、都市空間よりも困難であるし、天井までの距離や、壁と壁との距離などによって彫刻の占める空間が最初から固定され、それ以上の拡がりが見込めないからである。

また、陽光が入ってこないために光が弱く暗い空間となりやすい。これらの不利な条件によって、彫刻は室内の壁に寄り添うように設置されていたり、天井までの空間がない、また、スポットなどの人工的な光に頼らざるをえないといった、望ましくない空間環境の中に置かれる傾向が強い。

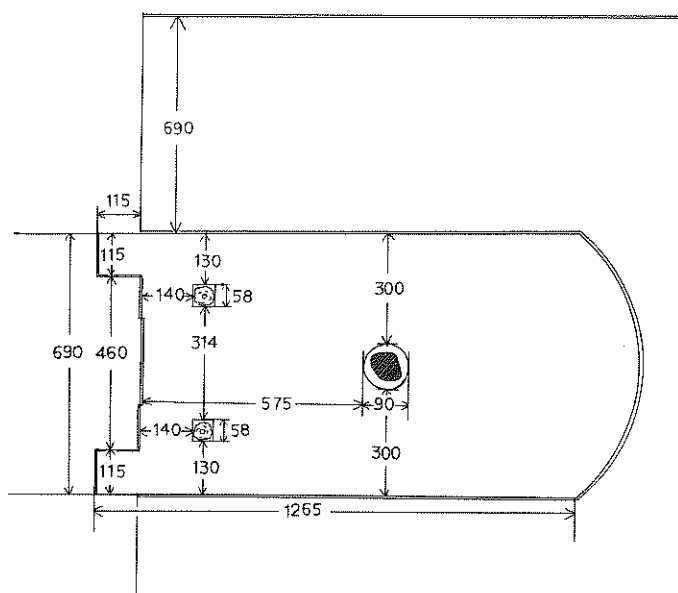


図9 空間環境平面図（単位はcm） ※筆者測定による。

「水浴の女」が設置されているのは、広島テレビのロビーである。この空間は、室内でありながら非常によく吟味された空間が確保されている。正面玄関を入ると12.65 m × 6.9 mのロビーが広がっているのであるが、その空間はその中に設置されている彫刻のために存在しているといってもよい（図9）。それだけ、この空間に設置されている作品が空間のポイントとなって、新たな彫刻空間を構成しているのである。

この広い空間を共有している構成要素は、彫刻の他には



一辺が58cmの植木が2鉢あるだけである。

さらにこの作品は、空間の隅に追いやられることなく中央に設置されている。360度からの鑑賞可能な空間も確保されており、後方に引いて鑑賞することも可能である。室内という限られた空間において、これだけの環境を確保するためには、彫刻を中心に据えた計画的な空間づくりが必要となる。さらにこの空間は、二階まで吹き抜けの状態にあり、この建築物の二階の天井が、彫刻の設置されている空間環境の天井となっている。

作品は左手を天に向かって真っすぐに伸ばしている女性像なので、天上の空間が高くとられているのは非常によいことである。足からの流れが指先で止まることなく、空間に抜けていく効果は、天上の高さによって影響を受けない。天上までの高さは、6 mを越えるものであると推測できる。広さや高さの点において、この様に考慮された環境を作り出せるのは、空間に彫刻が設置される計画があったからに他ならない。

「水浴の女」は福山美術館にも設置されているものであり、作者は現代イタリア彫刻の巨匠の一人である、エミリオ・グレコである。グレコの作品の構築は非常に力強く、また、個性豊かなものである。

真っすぐに伸びた細く長めの脚や手と、丸い塊に見える胴部は、人体の形態をとっているが、幾何形態の単純な構成も合わせ持っているようである。人体の各部も起伏を極力押さえ、幾何形態による構築の傾向を強めている。さらに脚や腕と胴とのコントラストによって、作品に量感や動勢を作り出している。「水浴の女」にもその傾向が見られる。

グレコは作品の各部にデフォルメを加えることで、作品のコントラストを浮き立たせるように構築していると考えられる。各部の長さを計測すると頭の長さが26.7cm、頸が8.3cm、鎖骨から恥骨までが60cm、腰から膝までと膝から踵までが各55cm、足が25cm、腕が80cm、そして手が16.7cmである。

この結果から考察すると、脚の長さが人体比例より長くとられており、足は小さく作られている。足が小さく、踵から腰までの長さが長いということは、視覚的に実際の長さよりもより長く見えるという効果が、生まれることにつながるのである。脚が長く見えることによって量感のある胴部が押し上げられ、コントラストがより強くなる。コントラスト

の強弱は作品にリズムを与え、作品全体をボリュームのある力強い存在に引き上げている。このボリュームが、広い空間を構成する力を作品を生じさせるといえる。

また、脚の長さは足先からの流れにも速度を加え、胴部に一気に流れる動勢を生んでいる。この動勢は、この彫刻のフォルムにしたがって胴部から腕を伝わり、手にまで及ぶのである。この作品を右側面からみると、足から手の指先までが直線上に位置し、非常に強い流れを形成している。

左足から上昇する流れは、螺旋状に踵から手までのぼっていく。支脚である右足は、鎖骨と恥骨と踵を頂点とした、二等辺三角形を構成し、上半身の重心が垂直に落ちるように、バランスよく配置されている。この右足は、後方75度に傾斜する全身を、しっかりと立たせる役目も担っている。

しっかりと踏張った右足からの流れは回転しながらのぼり、胴部でもう一方の流れと合流する。合流された流れは上半身の左側面にひねった形態にさらに強い動勢を与え、肩で二分されるのである。二分された流れはそれぞれの腕を伝わり、左肘で再び融合され、一直線に伸びた左腕によって一気に天に向かう。彫刻の流れは、合流と分散を繰り返すことで、デフォルメによる強弱を、さらに明確なものにしている。

この彫刻はこれらの要素によって、空間を構成する存在となっている。事実、広島テレビのロビーには緊張感があり、彫刻は訪れる人々の視線を集中させている。彫刻の土台は55cmの高さであり、鑑賞の水平視線は腰の辺りに位置する。直径45cm円形の土台に近づくと、視線の高さは高いものとなるが、水平視線の位置と彫刻の動勢を考えると、適度な高さに設置されているといえる。

問題は作品の正面である。この作品は玄関に向けて、胴体の正面が対面するように設置されている。キャプションの向きからも、この方向を正面として設置してあるのは間違いない。この向きからであると、両足が重なりあってしまい、作品の構成する空間のバランスが崩れると考える。

さらに、上体のひねりによる強さや脚から手に向けての直線が見えにくいために、作品

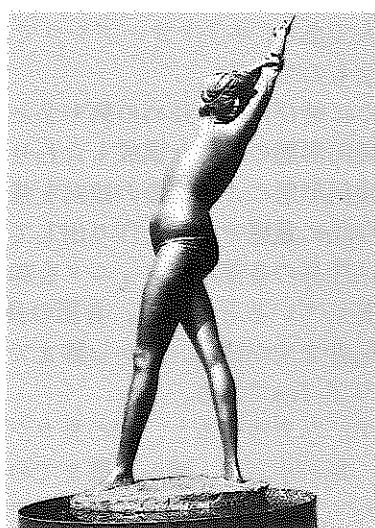
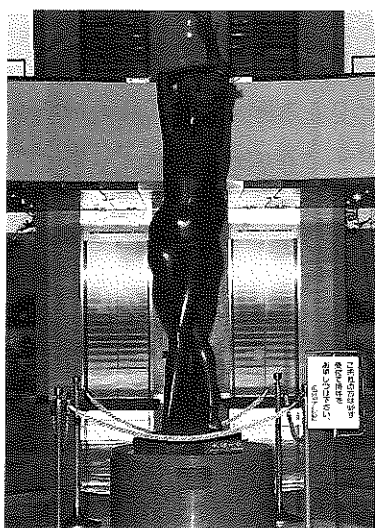


図 10

の動勢が弱くなる。そして最も悪いと思われるのは、顔が後方を向いてしまうことである。作品の正面を現状の方向に決定した理由を、広島テレビの総務部に尋ねてみたところ「玄関に向けて正面を持ってくるように設置した」という返事であった。このことから考えると、正面は玄関に対し、対面していることになり、作品の設置者が、胴部の正面を作品の正面と判断したということであろう。

しかし、作品の内に含まれた彫刻の要素から考えると、正面は鑑賞者からみて右側面に持ってくるべきであると考ええる。横浜市にある相鉄ジョイナスの森「彫刻公園」の作品は、前進の形態が直線に見える方向を正面にとっており、これと見比べるとどちらが彫刻の持つ量感や動勢を感じさせるかが一目瞭然である（図10）。

しかし、この空間は室内の彫刻の設置条件からすると、彫刻のことをよく考慮した非常に優れた空間といえよう。さらに、モニュメントとして置くのではなく、芸術的な空間、憩いの存在する空間の形成を目指した環境であるといえる。このような目的による彫刻の設置が増えることが、都市空間の向上にもつながるのである。

ただ同じ作品を設置している、福山美術館や横浜市の相鉄ジョイナスの森「彫刻公園」は、野外における作品の設置を実行しており、そこに置かれた作品の空間の拡がりや環境とのつながりを考えると、彫刻は野外に設置させるほうが望ましいといえる。（未完）

注

- 1) 彫刻設置場所のキャプションより
- 2) 彫刻設置場所のキャプションより
- 3) 岡本直行 『都市における彫刻と空間（上）』 今治明德短期大学研究紀要第22集26－27頁
- 4) 建畠覚造 尾川宏 船越保武 佐藤忠良 植木茂 井上武吉
『彫刻をつくる』 美術出版社 1965年 49頁
- 5) C・H・Stratz 『女体の美』 刀江書院 1970年 70頁
- 6) 『世界大百科事典14』 平凡社 1988年 409頁
- 7) 石原英雄監修 橋本泰幸 福田隆真編
『美術・工芸教育の理論と実践』 福村出版 1991年 207頁
- 8) 作品の題名、また作品の解説などが記載された札のこと。

愛媛における第1回県教育委員選挙（下）

—— その理想と現実 ——

野 口 学

（承 前）

（3）愛民党の選挙対策も

選挙戦は愛民党と県教組、つまり保守陣営と革新陣営との対抗戦というのが実質であった。県教組が迅疾かつ組織的な選挙運動を展開するのに比して、愛民党はその選挙への対応にかなり出遅れの感を濃くしていたが、手をこまぬいていたというわけではなく、県教組に対峙し、対決意識を増幅しつつ、選挙対策を進めている。

愛民党が選挙への積極的支援の意思を鮮明にするのは、9月5日の同党議員総会の場合であり、そこで今回の選挙にかぎり教育委員立候補を公認制とせず、有志議員の推薦制にすることも決議している⁽¹⁾。この推薦制は、教育委員選挙が一般の政治選挙とは別種の選挙であり、教育自治を標榜する教育行政の性質からも、政党的制御は控えるべきである、という主張が世論となっていたことを考慮しての採用であった。推薦の形によって、極力政治的な色彩を薄めておこうとする底意ではあったものの、その実際は党公認と変わりがなかった。9月8日、同党から推薦候補者名が公表されるが、すぐさまそれへの批判が出ている。その批判のひとつを『愛媛新聞』の社説（昭和23年9月10日付）に見てみよう。

……愛民党がこの選挙に積極的態度を示し、六名の定員に六名の候補者を推薦することは、何としても賛成できない、教組の教育に対する熱意、生活の実感から滲み出たものに比べ、これはまた政治的含味をもっているように感じられる。教育も県政の一翼であつて見れば、県議会の安定勢力としての愛民党が、これに関心を拂うのはあえて不思議ではあるまい。だが、政党的色彩を排除するこの委員会に、一般の選挙と同じ公認候補を詮衡するような行き方は、世間の誤解を生じる恐れがある。……

愛民党は、こうした批判を歯牙にかけず、9月22日にも追加の推薦候補者を公にするが⁽²⁾、再び、同党の推薦制が『愛媛新聞』の社説（昭和23年9月23日付）で次のように取り上げられ、その選挙への介在意図に強く批判が加えられた。

……愛民党は立候補支持の表現を『推せん』とした。政党人ないしは政治家ではないとの意味から『公認』として押し出すことをひかえ、政党的圧力による独善専行を警戒し、或は自重しているかにみえるが、推せんによる候補者との関係は選挙の事後において公

認候補としてのそれと同様な結果におちいることは自明であつて、かゝるボカン方は如何なるふくみをもつにせよ少からず明朗性を欠いたものであるといわざるを得ない。……

愛民党から推挙のあった候補者の反応はといえば、存外、同党が推薦制に固執するわりには冷淡であつた。阿部（公）は、途中で推薦を辞退するし、その他の推薦候補も「公報その他において同党推せん」の字句をことさらのように避け、他の推せん母体を掲げ⁽³⁾ というつれない態度が共通して見られる。候補者が同党推薦の事実を公にせず、推薦をひたすら隠そうとしたのは、「政党のひも付き」を厭嫌する心理も働いてはいたが、直接には、政党性が露頭すると巷間の不評を買うであろう、という危惧に依拠していた。

しかし、各候補者にとって政党的地盤は魅力的で、垂涎的の的といつてよく、その部分に期待をかける、というのが心底ではあつた。この候補者の心裏については、愛民党の方も十分心得ており、候補者の被推薦の隠蔽を「ゼスチュアであると解し、内面におけるツナガリの維持に自信をも」⁽⁴⁾ っていたのであり、9月22日には、議事堂会議室において同党議員総会を開き、選挙選に当たって同党推薦候補者の当選第一主義をとることを確認し、と同時に議員から9名の選挙連絡委員を選出するなど⁽⁵⁾、挙党態勢で選挙に取り組む意向を明らかにしている。

ここに至って旗幟鮮明となった同党の教育委員選挙への立脚は、一般の政治選挙に対するものと何ら異同のないものであつた。推薦候補の当選第一主義を呼号する党派的な動きは、政治勢力拡張の意図の露見と見なされ、「政党独在の偏見である。このことによつて同党の教育委員選挙に対する解釈がどういふものであるか甚だ疑わしくさえなつてくる」⁽⁶⁾ と、その政治的色合いの濃厚な立場に批判が集中することになる。政治家の選出と同質の発想で教育委員選挙に向け陣立てをする愛民党への風当りは、当然強かつた。

同党は、こうした世論の動向を無視することは得策でないと判断し、教育委員会への直接的介入の意図が無いことをアピールする挙に出た。9月27日に発表された愛民党声明書がそれである⁽⁷⁾。

声明書は、同日県議長室に、石川同党総務会長、立川県議長、井部同党幹事長ら幹部が参集し、「教育委員選挙と愛民党の立場」をテーマに協議したものを下敷きにしていた。概要は次の通りである⁽⁸⁾。

- (一) 愛民党としては党としてではなく党の有志議員の申出による候補者の推せんを妥当と認め党とは別個の立場から有為な人物を推せんした
- (二) 有志議員の推せん候補者が当選しても党はこれを支配するような行き方は一切しないものであり、愛民党としては立候補者いずれとも関係はない
- (三) 教育委員が教育行政を担当する限りこの運営上政治性が要請されることは当然のことで、県政を担当する愛民党がこれに全然無関心であり得ない
- (四) 教員組合が推せんする三名の候補者は明かに教職員組織を背景とした利益代表で、このような行き方には賛意を表し難い

2日後の9月29日、県民に向けた形で愛媛新聞の広報欄にもこの愛民党声明は載せられ

るが、そこでは、以下のような県教組の選挙対策への疑義が呈されていた⁽⁹⁾。

従来教組の執つてきた行方は確かに行過ぎがあつた。中央の指令一本で簡単に行動するその態度や思想を見ても、これが教員全部の方の意思とは思はれないものがありました。合法的な要求はよろしいが、教育なればもう少し考えて行動して貰いたいと思つたのは吾々ばかりではありませんまい。教組が今回の選挙に当つて執つている方法は、立候補者三名であります。これを学校組織によつて最高で当選させるそうすると当選者の一位から三位までは四年の任期で、四、五、六位の任期は二年であるから、そこで二年後には全力を挙げて立候補者三名に対して一名を当選させれば、教組の教育委員は四名になる。そうすると、委員は七名であるから委員会には教組によつて思うまゝに支配が出来る—こういふ几帳面な計算と思惑があるやうに聞いているが、県民は果してこれを何と見られるか。吾々が現在の教組の改組を教組の自主性において実現される時期を期待していた現在、教組のかゝる選挙対策は明かに教育委員の在り方について遺憾だと言はざるを得ません

愛民党の声明は一応、批判的となっている党組織と推薦候補者との利益的関係を否定してはいるものの、依然同党の教育委員会への微妙な関わりの意図が読み取れる内容であり、説得力には欠けていた。むしろ、県教組の方が利益活動が著しい、と批判をかわし、その有利に展開している選挙活動に掣肘を加えようとすることに主眼がおかれていたと言える。そのため、この声明に逸早く反応したのは県教組で、声明書は推薦候補3名の立場を曲解中傷するものだとして、次のような反論を公にしている⁽¹⁰⁾。

愛民党が二十七日発表した声明書中教員より立候補した三氏の立場を甚だしく曲解し、これを中傷したことは全く遺憾にたえない、選挙は正々堂々とフアインプレーをもつて行わるべきであり、他の候補を非難ぼうがいするごときはわれわれの最も好まざるところである、教員より立候補した三氏は新教育に明るく人格見識、民主教育の実績において教育委員に最適として推薦されたもので、現在の教育の生々しい体験を委員会に注入し、適切な運営を希求するが故で、組合によつて何らの拘束を受けるものではなく、広く県民の代表として立候補したものである

ここで、県教組も選挙にむけての立場、県教組と推薦候補者との関係を表明してはいるものの、展開させている論理は先の愛民党声明書の焼き直しであり、これもまた論駁としては説得力の乏しいものであった。9月の終わりの時点で、推薦団体と立候補者との関係について批判、牽制し合っても、愛民党も県教組も似かよった座標を占めているのであり、選挙の大勢に影響を与えるという議論にまで高まることはなかった。

ともあれ、政治的透明性が教育委員選挙の理想であるかぎり、政治組織である愛民党への風当たりが強いのは致し方がないことであった。ただ、戦後の教育行政の民主化が、進歩と保守の勢力対立の力学のなかで進行していたことからすれば、教育行政の民主化の一環である教育委員選挙においても「全き政治的休戦は不可能」⁽¹¹⁾であったというのが実情で、愛民党の選挙への執心に無理からぬところはあった。

(4) 軍政当局の県教組牽制

選挙活動は、背景に堅硬な組織力をもつ教員組合や共産党が一頭地を抜いており、優勢であった。そのため、文部省また閣議は、こうした勢力が各地の教育委員会を席卷するのではないかと危惧し、昭和23年8月中旬、CIEに選挙の延期を要請した。GHQは、この要請を一蹴している。しかし、実際のところGHQも日本側と同様、教員組合や共産党の教育委員会支配を強く警戒していたのであり、教育委員会法が現職教員の被選挙権を認めていたにもかかわらず、それを無視する形で⁽¹²⁾、選挙への介入を公然と行っていた。

選挙介入の程度は、地方軍政部によって異なっている。介入の強引さが際だっていたのは関東、東北、九州各地区軍政部と管下の府県であった⁽¹³⁾。愛媛県の場合、露骨なまでの介入はなかったが、現職教員の立候補、そしてその推薦母体である県教組に対する牽制・警告の動きは散見できた。

県教組が、選挙介入の兆候として神経を尖らせるようになるのは、昭和23年8月17日、岡山市で開催された四国・中国九県を対象にした教育委員会法趣旨徹底指導者講習会で岩木文部政務次官が、教育委員は教育に熱心な素人がよい、という意味の発言をしたことからである⁽¹⁴⁾。四国四県教員協議会は、この次官発言を選挙妨害と判断、詰問を行い、次官から失言であったと釈明を得ることはできたが、県サイドの唱道する教育委員の要件は、相変わらず次官発言を踏襲したものであった⁽¹⁵⁾。そのため、8月21日に松山市で開かれた四国四県教組対策協議会で、「各県とも県側で教育委員は教育に熱心な素人を歓迎、教育の専門家は好ましくないというような言辞を露骨に発表しているがこれは明らかに選挙妨害であり今後厳重に監視すると共に法律による既得権を妨碍する、このごとき言辞を県が今後も弄する場合は個人的に告発の手段に訴える必要がある」⁽¹⁶⁾と申し合わせをしている。

8月27日、森戸文部大臣が来県し、新居浜市で教育委員選挙について所信表明を行っているが⁽¹⁷⁾、そこでは、教員の立候補それ自体には何ら反対はしない、ただ教員組合の利益代弁を意図した立候補については「立法の期待とは違っている」として、あくまで反対の立場をとる、という考えを明らかにした。文相のこの見解については正論であり、県教組からは、教員の立候補者は組織代表ではないと揚言していた経緯もあり、表だった反論はなかった。

一方、軍政当局は、県教組が選挙支援体制を迅速に整備し、着々と選挙運動を進めていたことに鬼胎を抱いていた。8月27日、四国地区軍政部司令官は、管下の愛媛県他3県の軍政部に「教育委員会法の実施計画について」を通達しているが、そこでは、教員組合を政党とともに利己主義者(Self-seeker)と見なし⁽¹⁸⁾、過熱気味になっている県教組の選挙運動への警戒を怠らないよう注意を促している。

軍政部当局が、県教組の選挙運動を射程に入れた「指導」を本格化させるのは、「教育委員の基礎資格」⁽¹⁹⁾の提示(四国地区軍政部より)からであった。提示があったのは8月31日で、その4日後には選挙公示を控えている。提示の内容は、教育委員の適格・不適格についてで、その要件が次のように記されていた。

……教育委員は一般公民を代表するものでなくてはならない。すなわち委員全部が教員

であったり、全部が実業家であったり、又政治家であったりしてはならないのであって、むしろ各種の職業層を代表すべきである。教育委員は、党派を代表すべきではなくて、……すべての国民を代表するものでなくてはならぬ。……若し教育委員会の中に或一種類の職業又は集団を、代表するものが一人より多くあるということは実に不幸なことであると言わなければならない。……万一にも党利をはかる集団が、教育委員会を統御しようとするようなことがあったら、教育の民主化はもとより、教育委員会の真の目的は決して達成されないであろう。

教育委員は、住民各層からバランスよく選出されるべきで、利益代表者には任せられない、という得心の主張ではあるが、如何せん、県教組の選挙優勢が膾炙されている時点での発表ということで、教員による立候補の牽制を意識したものと勘繰られても仕方のない内容であった。

9月9日には、CIEのオア局長から声明の発表がなされる。この声明では、教育委員の欠格要件の適用範囲を拡張することが強調された。従前、政党や団体の利益代表者は教育委員には不適格である、という論に異見はなかったが、今回新たに労働組合を含む諸団体にまで欠格要件を拡大適用する見解が示されたのである。適用の拡大によって、自動的に教員組合の推薦する候補者も、教育委員の欠格条件を備えているものと見なされることになる。オア声明は、とにかく全国的に昂揚している教員組合の選挙運動を掣肘したいという明確な意図で貫かれていた。

また、オア局長は同日の記者会見においても、「日教組の中には教育委員会の選挙は権利を獲得する好機と考えているものがあり、また日教組から推せんされた候補者の中には彼等の主たる責任は教員の給料引上げに盡力することだと考えているものがある」⁽²⁰⁾と教員組合の選挙熱援に不快感を顕露にし、教員の立候補にあくまでも賛同しない意向を言明していたのである。

このオア声明の後、教員の立候補そして推薦団体である県教組への風当りは以前にもまして強くなってきた。軍政部は、教員の立候補問題を機会あるごとに「指導」の要にし、高揚する県教組の選挙運動に制動を加えている。

例えば9月21日、松山市教育会館で開催された四国軍政府主催の教育委員会法周知徹底講習会で、軍政府民間情報教育部長カリンガーは講演を行っているが、かれの言説の中心は教育委員の資格についてであった⁽²¹⁾。

……委員は決して一党一派ある集団の代表であつてはならないことは自明のことであるが、それにもかゝらず二つの間違つた考えが行われている……第一の誤謬は……政治家または政党人が候補に立ち政党が運動を行つていゝことである、第二の誤謬は委員会は教育に関係したものであるという見地から学校の先生が委員なることは不自然でないという考えである、私はこうした誤謬は第一のよりさらに悪いと思つてゐる、……私もかつてアメリカで先生をしていた関係上先生の立場は十分に理解出来るが組合または政党の代表二人以上委員となりそれによつて委員会が統御牛耳られることになれば……立法の精神は全く失敗に終るのは火を見るより明らかである。

カリンガーは、続いて9月23日に西条市神拝小学校を会場に催された同講習会の講演でも、現行の教育委員選挙に強い危機感を抱いていることを吐露し、2つの誤った考え方、すなわち政党人・政治家の立候補と教員の立候補について重ねて自制するよう注意を喚起していた。さらに、カリンガーは講演の後、参会した教員の質問に答える形で、教員が立候補することの過差を、嚙んで含めるよう醇々と説論していた⁽²²⁾。以下がそれである。

先生でも一市民代表として立候補の資格はあるから立候補していけないということは無いが道徳的に制約を受けることが考えられる、ある組合、政党など団体自体としての代表を委員に送ることがいけないのである、このような委員はのちのち組合や政党の制約を受けることになる、一政党、一組合から出た委員に対し組合や政党自体は代表を委員に出して委員を支配することはない、代表委員としても組合や政党の制約を受けないと考えておられるかも知れないが意識的か、あるいは無意識的にか支配されることは避け難いと思つている、とくに教員組合の代表者に対し無意識的か意識的か制約を受ける嫌が多い、私は教員組合または政党に反対しているものではなく教員組合としてある事柄についてはよくやつたと考えている、そういう組合団体が委員を出して組合の意思を行うことがいけないのである、教員諸君が真面目に考えていることはよく判る、誤つたことでないと思つていても結果として誤つたことになつたのではないと思う

選挙戦も終盤にかかった9月25日には、四国軍政府長官カフリン大佐から有権者に向けて声明が発せられる⁽²³⁾。この声明でも、「人民に奉仕し自己自身ないし一党一派に奉仕せざる候補者だけに投票することは今日たゞいま諸君自身の責務なのである」、と説く一方で、

軍政府が教員に対し何らかの嫌悪を抱いているかに感ぜられないために余は強調したいと思う学校教員こそ、それが学校教員たる限り世界中において一番不可欠な人々のうちの一つである、彼等は教育制度の脊柱であり世界中の何れの国家も彼等一学校教員としての彼等なしには存立し得ないのである

と、婉曲ではあるが、教員が教育委員会へ進出することの越権性を指摘し、教組牽制を匂わせていた。

このように、四国軍政府当局は教員の立候補また県教組による選挙運動に疑問を呈し、繰り返し自粛要請を行い、歯止めをかけようとしたのである。しかし、他の軍政部でしばしば行使されたように、教員組合を過度に中傷し、立候補辞退の勧告まで出し、実際に辞退させる⁽²⁴⁾といった峻烈な手段がとられるということとはなかった。県教組を「利己主義者」と厳しく認識していたわりには、概して権力性の希薄な「指導」に終始していた。

もちろん、教員組合の活動に一定の評価を与えるという柔軟性を見せつつも、教員の立候補に反対表明を行う軍政当局には、無敵の占領権力が控えているわけで、県教組の側ではそれなりの威圧を感じないわけではなかった。例えば、南予1市5郡の教員組合からの推薦で立候補した竹尾彌次（当時、新谷中学校長）は、当時の不安に揺れた心境を次のように回顧している⁽²⁵⁾。

……「軍政部からは、現職にある教員が教育委員に立候補する事は好ましくない。」という意見が頻りに発表され、他府県では、其の勧告によって立候補を辞退した人もある由、新聞に報道された。「現職の教員が立候補すれば追放される。」というデマも飛んだ。私は戦争中東京都視学をやっていた関係もあって、あまりいゝ気持はしなかった。

「色々の事情で愈々立候補しなければならなくなった。或は其の為に追放になるかも知れぬ。他言はならぬ。その覚悟で居って貰いたい」

とは、私が家内に向って、一寸悲愴な気持で語った言葉である。愈々選挙運動にはいった。……運動をつづけたが、軍政部からは、格別何という事もない。或は追放にならないですむのであろうか。「当選しなきゃよいが、当選したら追放になる……」という事が伝えられて来た。デマだろうけれど、当時の私に取っては誰にも云えない心細さである。……

ところで、軍政当局の一貫した教員立候補反対の主張に対して、県内世論はといえば、軍政当局のそれとは異なっていた。『愛媛新聞』社説（昭23年9月10日付）では、教員の立候補について次のように論じている。

……この委員会は教育民主化の方向や一方教員の身分生活に直接影響があり、県教組の必死に近い真剣な打込み方は、けだし無理もないと思う。素人のなかに教育専門家を出して、この方向を誤らしめないために、教員の立候補は当然でもある。だが、これは飽くまで教組の推薦に止めて、教組代表というような印象を一般に与えることはいけない。……

利益代表の立候補には反対するものの、教員の立候補それ自体は当然のことで、むしろ必要だ、という論調である。

また当初、文部次官の「教育委員素人」発言で県教組と一時齟齬があったものの、その後、県の教育部長（杉野常夫）も教員の立候補には何ら問題はないという見解を公にするということもあった⁽²⁶⁾。教員の立候補については、対立する愛民党を除き、概して寛容というのが県内の雰囲気であった。

軍政当局は、自国米国では常識とされている教育委員会の素人（一般住民）構成、すなわちレイマンコントロール（Layman control）に固執し、それを強要しようとしたが、既に教員が多数立候補している現実と、県教組が組織挙げて選挙運動を稼働させている状況、さらに教員の立候補を許容する空気も加わってはいは、遅きに失した感があった。

3 教育委員選挙への関心

(1) 低調な県民の関心

県教育委員選挙の告示は、愛媛にあっては1948（昭23）年9月4日で、立候補の受付もこの日から始まる。しかし、肝心の教育委員会を設置する主旨の喧伝活動はといえば、本来なら告示前はかなり進捗しているのが当然であろうが、驚いたことにほとんど行われていなかった。告示を間近にひかえた8月の下旬になっても、教育委員会の「主旨宣伝につ

いては資料も県に届いておらず……本格的宣伝にはやつと今から取りかゝるという程度」⁽²⁷⁾で、責任者である県社会教育課長も「本省の意向がはつきり示されず、宣伝も出来ていないので主旨は殆ど一般に浸透していない」⁽²⁸⁾と公言してはばからない状態にあった。主旨宣伝の不備は深刻で、そのため、知識人でさえも、教育委員会を戦前の学務委員⁽²⁹⁾のリメイクと解釈するにとどまり、その制度の先進性と民主的機能を十分に理解することができなかったという⁽³⁰⁾。

9月に入ると、教育委員選挙に関する情報が新聞で裏報され、講習会も開催されるという事で巷間に流布するようになってはきたが、その情報量と県民の注目・関心度が比例するというわけではなかった。依然、県民の選挙への関心の低さは続いていた。『愛媛新聞』の「社説」では、このことに警鐘をならすべく次のように述べる。

……………有権者の方がさらに低調で、教育委員にたいする認識を欠いているばかりか、選挙のように思っていない者さえあるらしい。行政組織としての委員会制度は日本初めてのものだし、在来の選挙常識からすればピンと来ないようである。いやそれだけではなく、教育にたいする日本人の考え方そのものに、大きな誤謬があるのではないか。こんどの選挙がこれらのために関心薄なのは、せつかくの教育民主化に憂うべきことゝ思う。……………県民の選挙意識が低調なことは、非常に棄権を多くする懸念があり、さらに候補者のため逆用される恐れもあつて、この選挙に赤信号とならざるを得まい。……
(昭和23年9月14日付)

……………各啓蒙機関は頻りに選挙宣伝に努めているが、県民の之に対する関心は依然極めて低調であるかに見受けられる。某機関の人が高知から松山に来る途中路傍の人をとらえて教育委員に関する質問を繰返したところ、十名のうちただ一名がその投票日を十月五日であると答え得ただけであつたという事実を伝えているが、この恐るべき無関心は、この選挙が今回初めてのことだというハンディキャップを考慮に入れても、尚非常に憂慮すべきことからである。……
(昭和23年9月18日付)

9月の下旬になっても事情は変わらなかった。立候補者の届出締切日は9月28日で、最終的には14名の立候補者が出揃い、10月5日の投票日に向けて「低調ながらも選挙戦らしい空気が動きだした」⁽³¹⁾のであるが、この時期に至っても県民の選挙への関心が高揚するでもなく、「笛吹けども踊らず」——とよくいうが、近づく教育委員選挙は候補者の独り相撲みたいである」⁽³²⁾と揶揄される状況にあった。

巷の選挙活動を取り巻く冷気は、県内各地で催された立会演説会の入り具合からも察することができた。現場取材の記者からは、次のような報告がなされている⁽³³⁾。

教育委員選挙によせる県民の関心は依然冷淡で立候補者が不眠不休で駆け回る演説会場も聴集は大抵三、四十人というのが関の山、各選挙事務所ではいずれも低調をかこつて二十名三十名の演説会に貴重な時間を割くことに疑問を感じているようである、また先日某候補者の演説会にはメガホンで数回ふれ歩いたにもかゝらず二、三十名であつたゆゑ突然来られても望みは薄い、いつそ中止してそのうち機会を見てというような

演説お断りの悲報も当日になつて地元から舞い込み運動員の表情は一様に暗い

こうした聴衆の少ない、また最悪の場合「一人も集まらず会をやめて街頭演説をやつてお茶をにごした」⁽³⁴⁾ 候補者がでてくるという落寞とした雰囲気沈滞するにつれ、選挙活動の最前線にいる運動員のなかには不満をあからさまにする者も出てきた。発憤の鋭先は、「これは政府、県当局の重大な責任でもある」⁽³⁵⁾ と、当局にむけられる場合が多く、確かに選挙活動の沈滞は、運動員の責任というより、中央・地方機関の教育委員会制度導入にまつわる諸計画の不透明さと鈍重さを、その原因のひとつにしていたといえよう。

（2）低調な関心の背景

未だ経験のない教育委員選挙にどれだけ県民の関心が集まるのか、このことについては当初から懸念があった。懸念は杞憂に終わることなく、現実のものとなった。どのような事情が、その背景にあったのだろうか。

まず第一にあげられるのは、1年半にわたる教育委員会法の立法過程が「秘密主義で民意を問うといつたことがなされなかつた」⁽³⁶⁾ うえに、国会での法案（会期の切迫した6月15日提出）の審議や修正さえも「ろくに国民に知られていない」⁽³⁷⁾ という事情があった。「教育行政への住民の意思を反映する機会を制度的に保障する」⁽³⁸⁾ ことを歌い文句に設けられた教育委員会制度であるにもかかわらず、その法の審議・成立の過程には国民の意思を盛り込もうという配慮はまったく無かったのである。また、法の公布から選挙までの期間が3ヶ月と余りにも短かく、国民にとって教育委員選挙はまさに寝耳に水といった感じで受け止められていた⁽³⁹⁾。教育委員会の意義が国民に十分伝わらないまま、教育委員の選出活動のみが性急に先行したというのが実態で、頭ごなしに選挙に関心を抱けと言ってもそれは無体な話であった。このことが、愛媛においてもそのまま当てはまる。

第二に、選挙運動資金が潤沢でないため、まともな選挙運動ができなかったということがある。教育委員選挙は知事選挙と同じく全県一区制を採用するが、運動資金不足のため県内全域に運動展開ができず、しかたなく各候補ともブロック別の運動に主力を注いでいたのである⁽⁴⁰⁾。「一日トラック宣伝をすれば少くとも七千円は必要で八日もやれば法定の六万三千円はとんでしまうから動けない」⁽⁴¹⁾ という機動性に欠ける選挙運動では、県民の関心の喚起が如何に困難であったかは言をまたない。

第三に、本選挙が教育という限定された領域のもので、政治家とは異質の人物が立候補していたことがある。立候補者は、「はじめての選挙の新顔で、スター・バリューがない」⁽⁴²⁾ うえ、政治家のように県民との間に一定の利害関係があるわけでもない。県民は、全くのニューフェイスで知名度の低い立候補者の中から教育委員を選択しなければならないのであるが、その選択基準として新聞等で繰り返し主張されたのは、「新しい教育に理解のある人、教育民主化を完成させる力量のある人、政党、団体の利益代表としてでなく県民の総意を反映させる人」⁽⁴³⁾ といった抽象度の高いものばかりであった。演説会での候補者の論弁も「教育の民主化という観念論の強調一転ばかりで……教育行政に対する具体的な方針を説明せず大事な教育だ、大事な教育だとばかり述べ」⁽⁴⁴⁾ るに終始し、各候補者の主義・主張に特段の差があるわけではない。立候補者の大半が未知の人物であるうえに、県民に具象的な選択視点も示されていない、しかも選挙の争点も明確でないという

状況のなかで、選挙が具体性をもって県民の視野に入ってくないというのは当然であった。

最後にあげられるのは、地域住民に「アメリカの親の特徴である学校の役割にたいするはげしい熱意や個人的関心が見られないこと」⁽⁴⁵⁾があった。戦前、文部省の高度な集権的教育支配が長きにわたって続いたことで、住民には「子弟の教育についてはいつさい貴方任せで、自主的に参画しようとしない」⁽⁴⁶⁾ 依存主義が習い、性となり、自らを教育の主体（権利者）と位置づける発想は全く無かったといっている。この旧態依然とした上命下服の体質、そしてその教育観は、今回の選挙に際しても継承されており、それが関心の低さという形をとって露呈したのである。

収斂すれば、選挙戦の不活性は、啓蒙宣伝の不首尾、運動資金の制約といった技術的な問題と有権者である住民の意識の問題を、その起因にするということになるだろうが、なかでも、後者の住民意識の停滞性は致命的といえた。住民自治の観念に乏しく、それゆえ教育行政への住民参加がもつ進歩的かつ民主的な価値に心を寄せない住民の主体的条件の未熟さである。教育委員会それ自体は、教育における住民自治を法制的に保障する画期的な制度ではあるものの、それに意識的・実践的に対応できない住民の民主主義の経験と力量の欠如は如何ともしたいところがあった。

おわりに

選挙は、「選挙玄人筋の予想を裏切つて」⁽⁴⁷⁾ 県教組推薦の現職教員である竹尾、渡辺、和田は全員当選、しかも3名とも上位得票で4年制委員の地位を確保するという、県教組の圧倒的勝利で終わった。愛民党が推薦する候補は、5名のうち則内と二宮の2名が当選したのみで、愛民党は惨敗を喫する。

県教組と愛民党という進歩と保守の県内二大陣営のまさに「競演」で終始した選挙運動、県教組推薦の教員に多くの票が集まるという得票状況、これらは、委員会の素人構成にこだわる軍政当局の意向に大きく逆行するものであったが、だからといって、県教組およびその候補者が咎責されることはなかった。先の竹尾は、次のような後日譚を語っている⁽⁴⁸⁾。

……………開票の結果は私も当選、しかも最高得点であった。が、今にも軍政部から何か云って来そうな気がして仕方がない。「当選お目出度う。」とお歡びを云って貰い、「お蔭様で」と挨拶しながら、心の落付かない事である。十月八日、大洲小学校で開かれた或会合に出席した。丁度其の日スナイダー教育課長が、私の郷里新谷小学校に来て給食に就いてPTAの人々にお話する事になっていた。……………私は帰って来て、機会を捕えて挨拶した。スナイダー課長は「嗚呼、あなたが竹尾さんですか、あなたの事は、色々わしく聞いています、（ひやっとした）（ここで一寸言直して）、いゝ意味で詳しく聞いています。（ほっとする）。私共軍政部は、現職の教員が教育委員になる事には反対であるが、日本の民衆は之を支持しました。きまった以上私共は出来るだけの援助を惜しまない。あなた方がうまくやって下さる事は、日本の教育がよくなって日本の国が幸福になるのみならず、米国にとってもよい参考になります。どうかしっかりやって下さい」と言う様な意味の事を言った。私は此の時はじめて、「これは追放にならずにすむかな」と言う様な気分になりほっとした。……………

軍政当局には、民主主義の先達としての自負があり、不本意な選挙結果ではあったものの、それに拘泥しない広量さがあった。

選挙は、このように県教組の圧勝で終わるが、一方愛民党では、残る県議会選出の教育委員に期待をかけるべく、その人選を進めていた（本稿では紙数の都合で論ずることができなかった）。選出に至るまでに、紆余曲折があったが、最終的には、県教組に対抗できる敏腕家ということで、かねてから政治的手腕の高く評価されていた闘志型政治家、白石春樹が選任される。白石の教育委員就任は、かれに県教組への対決意識を培う機会を与え、後に、県教組勢力の分断に辣腕をふるわせる近因ともなっていた⁽⁴⁹⁾。県教育委員の選挙は、曲がりなりにも県民の意思を教育行政に反映させたということで、教育史上特筆すべきものであるが、愛媛にあっては、稀代の政治家白石と愛媛教育の邂逅のきっかけをつくったという意味においても、その意義は大きい。

講和以後、占領期に進められた諸改革が漸次修正されるが、そのなかで米国直輸入の教育委員公選制も改正の対象となり、住民投票は廃止、自治体の首長による任命制へと制度転換していく。本稿で述べたように、教育委員選挙が政治的色彩を濃厚に帯びていたこと、また、教育委員会が教員組合によって席卷されるのではないかという危機感を保守勢力が強く抱いていたこと、これらがその背景にあった。（了）

注

- (1) 昭和23年9月28日付『愛媛新聞』
- (2) 昭和23年9月22日付『愛媛新聞』
- (3)～(4) 昭和23年9月26日付『愛媛新聞』
- (5) 昭和23年9月23日付『愛媛新聞』
- (6) 昭和23年9月26日付『愛媛新聞』
- (7)～(8) 昭和23年9月28日付『愛媛新聞』
- (9)～(10) 昭和23年9月29日付『愛媛新聞』
- (11) 文部省調査局『教育要覧』時事通信社 昭和23年 29頁
- (12) 久保義三 『昭和 교육史 下』 三一書房 1994年 253頁
- (13) 阿部 彰 『戦後地方教育制度成立過程の研究』 風間書房 昭和58年 235頁
- (14)～(16) 昭和23年8月23日付『愛媛新聞』
- (17) 昭和23年7月29日付『愛媛新聞』
- (18) 阿部・上掲『戦後地方教育制度成立過程の研究』 292頁
- (19) 同右 230～231頁
- (20) 昭和23年9月10日付『愛媛新聞』
- (21) 昭和23年9月22日付『愛媛新聞』
- (22) 昭和23年9月25日付『愛媛新聞』
- (23) 昭和23年9月29日付『愛媛新聞』
- (24) 現職教員の立候補者に立候補辞退勧告を出していた軍政部<()内の数は辞退者数>は、東京軍政部（13名）、宮城軍政部（2名）、山形軍政部（2名）、神奈川軍政部（2名、2名立候補強行）、大分軍政部（2名）、熊本軍政部（1名、2名退職して立候補）であった（阿部・前掲『戦後地方教育制度成立過程の研究』236頁）。勧告を無視して立候補し、当選を果たした場合でも、執拗な干渉が続けられることがあった。熊本県では、上位当選の2名の教員が、些細な理由で選挙違反に問われ、教育委員を辞退させられたが、これは軍政部の差し金だったといわれている（日本教育新聞編集局『戦後教育史への証言』教育新聞社 昭和46年138頁）。
- (25) 愛媛県教育委員会『愛媛教育時報』第93号 昭和31年 30頁

②⑥ 昭和23年8月29日付『愛媛新聞』

②⑦～②⑧ 昭和23年8月20日付『愛媛新聞』

②⑨ 1897（明治12）年の教育令で制度化された小学校の管理機関。この制度は19世紀中期のアメリカの学校委員会をモデルにしたもので、学務委員は「其町村民ノ選挙タルヘシ」（教育令第11条）とあり、公選であった。しかし、「国民の無関心から棄権も多く、公選の実をあげられ」（伊ヶ崎暁生「日本の教育と教育委員会——その歴史と教訓」伊ヶ崎暁生他編『教育委員の準公選』労働旬報社 1980年 19頁）ず、翌年の「改正教育令」では、学務委員の公選を府知事県令の任命（改正教育令第11条）に改め、その一員に戸長も加えることになった（同第10条）。さらに、1885（明治18）年の「教育令改正」では、学務委員の規定が削除され、学務委員は廃止されている。しかし、その後地方自治制が整備されたことに対応して、1890（明治23）年の「小学校令」で学務委員の設置が定められ、「町村長ヲ補助」（小学校令第80条）し、「諮問ニ応シテ意見ヲ陳述ス」（明治23年小学校令施行規則第183条）る機関と位置づけられた。このように学務委員の性格は変質してはあったが、設置の当初短期間ながらも学務委員が地域住民の一般投票で選出されるという、まさに教育における地方自治の制度化が試みられていたのである。

③① 昭和23年8月28日付『愛媛新聞』

③② 昭和23年9月27日付『愛媛新聞』

③③ 昭和23年9月29日付『愛媛新聞』

③④ 昭和23年9月27日付『愛媛新聞』

③⑤ 昭和23年9月30日付『愛媛新聞』

③⑥ 昭和23年9月27日付『愛媛新聞』

③⑦～③⑧ 昭和23年10月5日付『毎日新聞』

③⑨ 鈴木英一 「教育委員会制度の意義——公選制の歴史に即して」 日本教育法学会編 『講座 教育法 第6巻 教育の地方自治』 総合労働研究所 1981年 123頁

④① 例えば、『東京新聞』では、都民を対象に教育委員選挙についての世論調査を実施しているが、その結果は、「教育委員の選挙が行われること自体については、かなりの市民が認識して」はいるものの、「教育委員は何を行うところであるかについては、半数以上が知らないという状況」（久保義三 『昭和 교육史下』 三一書房 1994年 252-253頁）であった、と伝えている。

④②～④③ 昭和23年9月30日付『愛媛新聞』

④④ 昭和23年9月14日付『愛媛新聞』

④⑤ 昭和23年9月30日付『愛媛新聞』

④⑥ 1946（昭和21）年3月8日の米国教育使節団の第三委員会で総司令部民間教育情報局教育課のホール海軍中佐（Robert King Hall）が教育の分権化について提起した際に述べた言葉である（鈴木・前掲「教育委員会制度の——公選制の歴史に即して」111頁）。

④⑦ 昭和23年9月14日付『愛媛新聞』

④⑧ 昭和23年10月7日付『愛媛新聞』

④⑨ 上掲 『愛媛教育時報』 30頁

⑤① 白石春樹の教育委員選出の顛末については、島津豊幸「政治家白石春樹 ——県議になるまで——」 星島一夫編 『白石春樹の研究—ある地方保守政治家の軌跡—』で詳しく論じられている。あと、愛媛県議会史編さん委員会『愛媛県議会史』第5巻平成元年 266-267頁、昭和23年10月9日・10日付『愛媛新聞』を参照。

The First Election in Ehime for the Seats in the Board of Education (Part II) — the ideals and the realities —

Manabu NOGUTI

The first election for the board of education in Ehime prefecture, engaged in 1948, did not draw much public attention by the following reasons;

- (1) As the people had not been experienced much nor known about the autonomy, they could not recognize the significance of the board of education system, which was to secure the autonomy in education.
- (2) The candidates could not stage thorough campaigns over the electoral district due to the shortage of funds.
- (3) The people did not know what kind of candidate was adequate as the member of the board.

The electioneering was engaged under those hard circumstances, between the Ehime Democratic Party and the Teachers' Union. The Ehime administrative branch of the Allied Occupation Forces was displeased at the teachers' being candidacy, yet the election was a Teachers' Union landslide.

The Ehime Democratic Party had taken the result as a crisis that the Teachers' Union would advance to rule over the board of education, and they had appointed Haruki Shiraishi, a member of the prefectural assembly, for the member of the board representing the assembly. Shiraishi, much talented political leader who took office as governor afterwards, was their best countermeasure to rival with the Union-supported members.

Ever since had he been on the board of education, Shiraishi became antagonistic to the activities of the Teachers' Union. Later he began to suppress them with his characteristic political abilities.

対児感情に及ぼす性別役割の自己認知と出生順位の影響

赤 澤 淳 子
寺 川 夫 央

問題と目的

本稿は、保育者養成課程に在籍する青年期男女が抱く対児感情が、様々な因子によって変動する可能性をもつことを報告しようとするものである。特に今回は、性別役割の自己認知と弟妹の有無という2要因に焦点を当て、これらが対児感情にどのような影響を及ぼすかを検証したいと思う。なお、以下で「きょうだい」と仮名で表現する場合は、性別を問わない兄弟姉妹のことを意味し、特に「兄弟」あるいは「姉妹」と漢字表記する場合は、性別を問題としている。

A. Constantinople (1973) が、男性性および女性性が、従来一そして、未だに一部では一種の神話として根強く信じられているようであるが一考えられていたように、遺伝的要因によって排他的に規定される相補的な概念ではなく、相互に独立した文化的概念であり、一個人の中で両立し得る場合もあることを提唱して以来、それを実証する試みが心理学の分野でもさまざまに遂行されている。

この男性性・女性性を測定する二元尺度は Bem (1974) をはじめ、何人かの心理学者によって開発・洗練されてきた (Spence ら, 1975; 伊藤, 1978; 安達ら, 1985; 東, 1991) が、山口 (1985) は、この二元尺度に新しい側面を加え、男性性を「父性」と「男性性」に、女性性を「母性」と「女性性」に分けた。そこでは、「母性」とは子どもに対する母の、「女性性」とは男性に対する女性としての側面であり、「父性」とは子どもに対する父の、「男性性」とは女性に対する男性としての側面であると規定されている。

この母性・父性も、女性性・男性性と同じく、すぐれて文化的な所産であって、生物学的性に依拠するものでなく、したがって男女を問わず各々を兼備していることは様々な角度から立証されている。たとえば、幼稚園教諭および保育士を目指す男子学生は、他の学生より、母性が高いことは筆者らが指摘したとおりである (赤澤・寺川, 1997)。

また、花沢・松浦 (1986) は、青年期男女を対象とした調査を行った結果、青年期男女ともに、児童期から乳児との接触経験が多い者ほど、乳児に対して「明るい」「やさしい」等の肯定的な感情を持ち、「おんぶしたい」「あやしたい」という接触欲求を持つことが明らかになった。さらに、中西・牧野 (1989) による、男女高校生を対象とした親準備性の測定調査では、男女を問わず、過去に乳幼児の世話をした経験をもつものの方が、親準備性が高いことが明らかになっている。

これらの研究が示唆するのは、いわゆる母性感情は、従来考えられていたような女性の専有物では決してないこと、男女を問わず乳幼児との直接的な接触経験を通じて養護性(親

性)が高まるということにはかならない。

それでは、母性・父性のみならず、さらに女性性・男性性を加えた個人の性別役割と対児感情との間には、いかなる関係が見いだせるのか。本研究の第1の目的は、上述の4つの性別役割の自己認知が対児感情に及ぼす影響について検討することである。

次に取り上げるのが、きょうだいの有無である。きょうだい間における本人の位置関係によって、特徴的なパーソナリティが示されるということが指摘されている(詫摩, 1967; 依田・飯嶋, 1981; 浜崎・依田, 1985; Baskett, 1985)。詫摩は、100のパーソナリティー特徴を提示し、調査対象者に、兄弟姉妹各々に認められる特徴とそうでない特徴について分類させた。その結果をみると、兄の特性として挙げられている「指導的」「いばりたがる」等の特徴は、吉田の母性-父性尺度の中で、父性に含まれる「指導的な」「えらそうにする」等の性格特性とかなり一致している。同様に、姉のパーソナリティー特性における「暖かみがある」「おせっかいやき」等は、母性に含まれる「あたたかい」「おせっかいな」等の性格特性とかなり一致している。また、「がむしゃら」「粗野」という弟のパーソナリティー特性は、男性性の「精力的な」「がさつな」という特性と、妹の「わがまま」「甘ったれ」という特性は、女性性の「わがままな」「すぐすねる」という特性と類似している。出生順位および性別による、性格特性の違いをもたらす原因としては、親の養育態度の影響が大きいと考えられている。

では、このようなきょうだい間での位置関係(出生順位)と対児感情との関係はいかなるものであろうか。例えば、長子は第二子が生まれると「お兄さん・お姉さん」と呼ばれ、兄・姉としての行動をとることを期待される。このような役割期待により、きょうだい間のダイナミズムが生じ、年上のきょうだいが弟や妹の面倒をみるということは、一般に起こりうる状況であろう。また、Stewart, R.B. (1983) は、子どもにとって不慣れな状況においては、年上のきょうだいが弟妹の「安全基地」¹⁾としての役割を果たすことを指摘している。すなわち、年上のきょうだいが、安定した養育者の代わりとなる場合があるということになり、きょうだいの中でも、年上のものは、年下のものより養護性の発達が促されるとも考えられよう。このような状況を勘案して、本研究では、年下のきょうだいの有無が対児感情にどのような影響を及ぼすのかを検討することを第二の目的とする。

具体的には以下の仮説を検証する。

- 仮説 1 母性・父性等の親性の高さが、愛着的方向での対児感情や欲求を高める要因となるだろう。
- 仮説 2 弟妹を有するものにおいては、有さないものより、愛着的方向での対児感情や欲求が高いだろう。

方 法

1. 調査時期

1997年11月。

2. 調査対象者および方法

今治明德短期大学の幼児教育学科に所属する男女学生80名（男子28名，女子52名）を対象とし，質問紙法によるアンケート調査を行った。

3. 調査内容

(1) 対児感情

花沢・松浦（1986）の作成にかかる尺度を用いた（Table 1 参照）。この尺度では，乳幼児に対する「接近感情」「回避感情」「接触欲求」「愛着得点」が測定される。「接近感情」「回避感情」「接触欲求」については，各々14項目ずつ計42項目に，「非常にそのとおり」から「そんなことはない」までの4段階評定で回答を求めた。「愛着得点」は「接近感情」と「回避感情」との差（「接近感情」－「回避感情」）で表される。得点化にあたっては，各尺度の内容を表す方向から4～1点を与え，尺度ごとに14項目の合計値を算出した。

理論上のレンジは，「愛着得点」では－42～42点，それ以外の尺度では14～56点であり，得点が高いほど，その感情および欲求が強いことを示している。

Table 1 対児感情および対児欲求に用いた各項目

接近感情	回避感情	接触欲求
あたたかい	よわよわしい	さわりたい
うれしい	はずかしい	おんぶしたい
すがすがしい	くるしい	あやしたい
いじらしい	やかましい	そだてたい
しろい	あつかましい	だっこしたい
ほほえましい	むずかしい	はなしかけたい
ういういしい	てれくさい	乳をあげたい
あかるい	なれなれしい	そばにいたい
あまい	めんどうくさい	わらわせたい
たのしい	こわい	見ていたい
みずみずしい	わずらわしい	口づけしたい
やさしい	うっとうしい	そい寝したい
うつくしい	じれったい	ほほずりしたい
すばらしい	うらめしい	手をにぎりた

(2) 性別役割の自己認知

吉田（1995）が山口（1985）の改訂版として作成した母性－父性尺度の72項目中，母性・父性・女性性・男性性の否定項目を排除し，肯定的項目について各9項目，合計36項目を採択した（Table 2 参照）。各項目において，自分自身について，その特性がどの程度あ

Table 2 性別役割の自己認知に用いた各項目

母 性	父 性	女性性	男性性
保護的な	頼りがいのある	控えめな	力強い
包み込むような	ゆるぎない	しなやかな	ストレートな
あたたかい	物事に動じない	曲線的な	行動力のある
育てはぐくむ	威厳のある	従順な	勇敢な
慈悲的な	指導的な	艶のある	論理的な
ぬくもりのある	一家を支える	かわいい	さっぱりとした
豊かな	厳しさのある	しおらしい	理性的な
家庭的な	権威のある	優雅な	たくましい
自己犠牲的な	岩のようにどっしりとした	繊細な	精神的な

当するかを「非常にあてはまる」から「非常にあてはまらない」までの7段階で評定させた。得点化に際しては、あてはまる方向から順に7～1点を与え、各特性ごとに9項目の合計値を算出した。理論上のレンジは、それぞれ9～63点であり、得点が高いほど、その特性が自己の特性として高く認知されていることを示している。

Table 3 対象者の出生位置別人数

(3) きょうだい間における位置関係
(出生順位)

対象者に、兄・姉・弟・妹の有無について回答させた。きょうだい間における本人の位置関係によって、男女別に長子・中間子・末子・一人っ子に分類した。その分布を Table 3 に示した。なお、分析にあたっては、弟妹(年下のきょうだい)の有無により、「弟妹あり」の者(長子と中間子)および「弟妹なし」の者(末子と一人っ子)の2群に分けた。

	男 子	女 子	合 計
長 子	11 (39.3)	20 (38.5)	31 (38.8)
中 間 子	3 (10.7)	7 (13.5)	10 (12.5)
末 子	10 (35.7)	22 (42.3)	32 (40.0)
一人っ子	4 (14.3)	3 (5.8)	7 (8.8)
合 計	28	52	80

()内は縦列の%

結 果

1. 対児感情と性別役割の自己認知

(1) 各尺度の平均と性差

各尺度の平均値と男女間の平均値検定の結果を Table 4 に示す。性別役割の自己認知では、母性得点において、男女間に有意差が示された($t=2.64$, $df=75$, $p<.05$)。男子は女子より有意に得点が高く、「保護的な」「育てはぐくむ」などの母性特性をより多く身につけていると認知していることがわかった。また、父性得点においては、男女間に傾向差が確認でき($t=1.78$, $df=75$, $p<.10$)、男子は女子より、得点が高い傾向にあることが判明した。

対児感情および対児欲求では、接触欲求において、男女間に有意差が示され($t=2.17$, $df=75$, $p<.05$)、女子は男子より、有意に得点が高いことがわかった。従来の研究と同様に、女子では、「そだてたい」「だっこしたい」などの乳幼児に対する欲求が男子よりも強いことが明らかにされた。また、回避感情および愛着得点においては、傾向差がみられた

Table 4 男女別の各尺度の平均値、標準偏差および男女間の平均値検定の結果

	母 性	父 性	女性性	男性性	接近感情	回避感情	接触欲求	愛着得点
男 子 n=28	44.71 (7.35)	36.18 (8.38)	38.54 (6.31)	38.11 (8.66)	40.93 (8.01)	24.39 (6.81)	42.39 (9.98)	16.54 (8.50)
女 子 n=49	40.63 (6.00)	32.78 (7.90)	36.98 (6.59)	35.49 (7.49)	41.96 (7.85)	21.63 (5.71)	46.86 (7.89)	20.33 (9.27)
t 値	2.64*	1.78+	n.s.	n.s.	n.s.	19.0+	2.17*	1.78+
	男>女						女>男	

()内は標準偏差 * $p<.05$ + $p<.10$

(順に, $t=1.90$, $df=75$, $p<.10$; $t=1.78$, $df=75$, $p<.10$)。男子は女子より, 回避感情については高い傾向にあり, 愛着得点では低い傾向にあった。

(2) 各尺度間の相関および対児感情を従属変数とする重回帰分析

男女別に, 対児感情および対児欲求と性別役割の自己認知間でのピアソンの相関係数を Table 5-1, 5-2 に示した。接近感情および接触欲求では, 男女ともに, 母性と有意な正の相関が示された。回避感情においては, 男子では母性と正の相関が, 父性と負の相関が示された。一方, 女子では回避感情と女性性の間に有意な正の相関が示された。愛着得点では, 男子においては父性と有意な相関が, 女子では母性と有意な正の相関がみられた。つまり, 男子では, 母性が高いほど接近感情・回避感情・接触欲求が高く, 父性が高いほど回避感情が低く, 愛着得点は高くなり, 女子では, 母性が高いほど接近感情・接触欲求・愛着得点が高く, 女性性が高いほど回避感情が高くなっていることがわかった。

Table 5-1 男子における各尺度の相関係数 ($n=28$)

	母 性	父 性	女性性	男性性
接近感情	.570 **	.108	.285	.018
回避感情	.441 *	-.385 *	-.106	-.284
接触欲求	.474 *	.166	.333 +	.210
愛着得点	.184	.410 *	.354 +	.245

** $p < .01$ * $p < .05$ + $p < .10$

Table 5-2 女子における各尺度の相関係数 ($n=49$)

	母 性	父 性	女性性	男性性
接近感情	.510 ***	-.062	.166	.133
回避感情	.165	.103	.322 *	.123
接触欲求	.451 **	.056	.146	.174
愛着得点	.330 *	-.116	-.058	.037

*** $p < .001$ ** $p < .01$ * $p < .05$

次に, 対児感情および対児欲求の各尺度を従属変数とし, 性別役割の自己認知の各尺度を独立変数とする重回帰分析 (ステップワイズ法) を男女別に行った (Table 6-1, 6-2)。まず, 重回帰分析で得られた重相関係数の値をみると, 男子の愛着得点 ($R^2=.168$), 女子の回避感情 ($R^2=.103$) において, やや低いものの, 他の対児感情および対児欲求の従属変数については, 一定の説明力をもつ値 ($.203 \leq R^2 \leq .399$) が得られた。このことから, 性別役割の自己認知における各尺度が, 対児感情および欲求をある程度規定していることが示された。

接近感情および接触欲求においては, 男女とも, 母性が有意な正の関連を示す独立変数として採択された。つまり, 性に関わらず, 母性の高さが乳幼児に対する肯定的感情, 接触したいという欲求を高める要因になることがわかった。これは, 仮説 1 を支持する結果である。接近感情において, 男子では, 選択された独立変数は母性のみであったが, 女子では, さらに, 父性および女性性の 2 変数が有意な負の関連を示す独立変数として回帰式に投入された。すなわち, 女子では, 父性の低さ, 女性性の低さが, 母性の高さとともに接近感情を高める要因となっていることが示された。接触欲求については, 男女ともに母性以外の独立変数は選択されなかった。

回避感情においては, 男女で異なる独立変数が採択された。男子では, 母性と有意な正

Table 6-1 男子における重回帰分析の結果 (n=28)

独立変数 \ 従属変数	接近感情 β 値	回避感情 β 値	接触欲求 β 値	愛着得点 β 値
母 性	.570 **	.503 **	.475 *	—
父 性	—	-.454 **	—	.410 *
女性性	—	—	—	—
男性性	—	—	—	—
R^2	.324	.396	.224	.168
F	12.50 **	8.21 **	7.52 *	5.24 *
df	1, 26	2, 25	1, 26	1, 26

** $p < .01$ * $p < .05$

Table 6-2 女子における重回帰分析の結果 (n=49)

独立変数 \ 従属変数	接近感情 β 値	回避感情 β 値	接触欲求 β 値	愛着得点 β 値
母 性	.872 ***	—	.451 **	.734 ***
父 性	-.276 *	—	—	—
女性性	-.373 *	.322 *	—	-.573 **
男性性	—	—	—	—
R^2	.399	.103	.203	.275
F	9.97 ***	5.24 *	12.01 **	8.74 ***
df	3, 45	1, 47	1, 47	2, 46

*** $p < .001$ ** $p < .01$ * $p < .05$

注. 重回帰分析はステップワイズ法による。 β 値の欄の“—”記号は、最終ステップで当該変数が選択されなかったことを示す。

の関連、父性と有意な負の関連が示され、母性の高さおよび父性の低さが、乳幼児に対する否定的感情の高さに影響していることが示唆された。一方、女子では女性性のみが回避感情における独立変数として選択され、女性性の高さは乳幼児への「こわい」「めんどくさい」という否定的な感情の高さに影響することがわかった。

愛着得点においても、選択された独立変数は、男女で異なっている。愛着得点と正の関連を示す変数として、男子では、父性が、女子では母性が採択された。つまり、男子においては父性の高さが、女子においては、母性の高さが愛着得点を高める要因となっていたのである。これらの結果は、仮説1を支持するものであるといえる。男子では、選択された独立変数は父性のみであったが、女子では、さらに女性性が有意な負の関連をもつ変数として選択され、母性の高さばかりでなく、女性性の低さが愛着得点を高める要因となることが示唆された。

重回帰分析の結果、男子においては仮説1がほぼ立証されたと見なしうる。一方、女子では、母性については仮説が支持された。

2. 弟妹の有無と対児感情

弟妹の有無と対児感情および対児欲求との関係について検討するために、性（男子、女子）と弟妹の有無（弟妹あり、弟妹なし）を要因とする、 2×2 の分散分析を行った。その結果および男女・弟妹の有無別に処理した対児感情と対児欲求の平均値を Table 7 に示した。分散分析の結果、回避感情において性の主効果（ $F(3,75)=4.54, p<.05$ ）が有意であった。また、性と弟妹の有無における交互作用がみられた（ $F(3,75)=4.28, p<.05$ ）。下位検定の結果、弟妹のいない男子は、弟妹のいない女子に比して、乳幼児に対する回避感情が高いことがわかった（ $t=3.42, df=36, p<.01$ ）。接触欲求については、性の主効果のみが有意であり（ $F(3,75)=4.39, p<.05$ ）、前述の男女間の平均値検定の結果と同じく、女子は男子より有意に接触欲求が高いことが示された。愛着得点では、性の主効果（ $F(3,75)=3.78, p<.06$ ）および交互作用（ $F(3,75)=3.79, p<.06$ ）が有意な傾向にあった。

これらの分析結果では、全体の男女差および弟妹のいない者における性差は示されたものの、弟妹のいる者といない者の差は示唆されなかった。よって、仮説2については、明確に立証することはできなかった。

Table 7 弟妹の有無別にみた対児感情および対児欲求の平均値、標準偏差と分散分析結果

	弟妹あり		弟妹なし		分散分析F値			下位検定
	男子 (n=14)	女子 (n=27)	男子 (n=14)	女子 (n=24)	性	弟妹の有無	交互作用	
接近感情	41.57(7.60)	41.48(7.54)	40.29(8.63)	42.50(8.25)	n.s.	n.s.	n.s.	
回避感情	22.64(6.83)	22.56(6.62)	26.14(6.55)	20.21(4.16)	4.54*	n.s.	4.28*	弟妹なし:男子>女子
接触欲求	42.64(9.90)	47.11(8.75)	42.14(10.41)	46.04(6.86)	4.39*	n.s.	n.s.	女子>男子
愛着得点	18.93(9.21)	18.93(9.77)	14.14(7.27)	22.29(8.52)	3.78+	n.s.	3.79+	

()内は標準偏差 * $p<.05$ + $p<.06$

考 察

1. 対児感情と性別役割の自己認知

本調査では、男子は女子より母性が高いことが示されたが、この結果は過去の研究結果と一致している（赤澤・寺川, 1997）。今回の調査結果においても、母性は生物学的性に依拠するものでないこと、また、保育者を目指す男子においては、母性が際だって高いことが明らかになった。また、乳幼児を「あやしたい」「おんぶしたい」等という欲求を女子は男子より強く持っていることも判明した。先に述べたとおり、接触欲求は、過去の乳幼児との接触経験によって高められることは既に指摘されているから、女子においては男子より、過去に乳幼児との接触量が多かった可能性が高い。

性別役割の自己認知が対児感情および対児欲求に及ぼす影響については、男子では、母性および父性は、愛着方向での対児感情や欲求を高める要因となっていた。すなわち、母性の高さは、接近感情および接触欲求を高める要因となっており、父性の高さは、回避感情を低め、愛着得点を高めていた。よって、男子においては、仮説1は、ほぼ立証された

と見なし得る。しかし、母性は、乳幼児をいじらしいと思う肯定的感情だけでなく、煩わしいと思う否定的な感情とも関連しており、男子においては、母性の高さが、乳幼児への両価的な感情を喚起しているといえる。

女子においても、母性が、愛着方向での対児感情や欲求を高める要因となっていた。すなわち、母性の高さは、接近感情、接触欲求、および愛着得点を高める要因となっていたのである。しかしながら、女子の場合、同じ親性でも父性は、それらを高める要因とはなっていない。むしろ、父性が高いほど、乳幼児をほほえましいと思う肯定的感情は低められている。父性は、愛着的方向という観点からみれば、男女において、相反する効果を惹起していることになる。よって、女子については、仮説1は部分的に立証されたことになる。

今回の分析において、男子に特徴的な結果は、父性の高さが、乳幼児に対する否定的な感情を低め、愛着得点を高めていることである。山口(1985)の研究では、母性特性は、男女ともに成人性との関連性が深いと認知されているが、父性特性については、特に男子において、より成人性との関連の深さが指摘されている。成人性という概念には大人としての男性という概念、また親性という概念も包括されていると考えられる。よって、将来父親となるであろう男子の場合、自己の性に則した父性の高さが子どもに対する感情にも影響を及ぼしたのではないだろうか。

また、女子において特徴的なのは、女性性の高さが、乳幼児に対する肯定的感情を低め、否定的感情を高める要因になっていることである。女子においては、母性と、ここでいう女性性は、広義には同じ女性性という範疇に属すると考えられるものでありながら、対児感情については、逆の効果をもたらしていることになる。これまでの研究においては、性別役割の自己認知の各下位尺度間の相関から、父性・男性性は、母性・女性性ほど分化していないことが指摘されている(吉田, 1995; 赤澤・寺川, 1997)。また、山口(1985, 1989)においても、男子では母性と女性性が相当異なった受け取られ方をしていること、女子では女性性の2側面の中でも、母性がより強く望まれいると感じていることが示されている。すなわち、母性と女性性とは、父性と男性性以上に、異質な性格と認知されているようである。その違いが、今回の対児感情に与える影響にも、反映していると考えて差し支えあるまい。

2. 弟妹の有無と対児感情

本調査においては、弟妹の有無と対児感情および対児欲求との関係を立証することはできなかった。すなわち、愛着的方向での対児感情や欲求に対する、弟妹の有無の影響は確認できなかった。弟妹のいる者に関しては、愛着的方向での対児感情や欲求に男女差はない。これに対し、弟妹のいない者については、男子は女子より、乳幼児に対して否定的な感情を持っており、愛着得点も低い。年下のきょうだいがいない男子では、女子以上に乳幼児と接触する機会が少ないと考えられる。そのため、「こわい」とか「むずかしい」という未知なる者に対する苦手意識や、「めんどくさい」「あつかましい」という否定的感情が生じがちになることは推測に難くない。なお、きょうだい関係と対児感情との関連については、年下のきょうだいの有無ばかりでなく、きょうだい間のダイナミズムなど、他の要因を考慮していく必要があるだろう。

今後の課題

今回の調査対象は、幼児教育学科の学生であった。当然ながら、かれらの多くは将来幼稚園教諭や保育士を目指している。その志向に照らす限り、そもそも入学以前の段階から既に、他学科の学生より性別役割の自己認知において母性が高く、また、愛着的方向での対児感情や欲求も高かったという可能性は否めない。今後の課題は、仮説1およびその分析結果が、他学科の学生にも妥当するか否かを検証することである。なお、重相関係数の値がやや低かった男子の愛着得点および女子の回避感情については、本研究でとりあげた性別役割の変数以外に、それらを規定する他の要因を考慮していく必要性がある。

また、兄弟姉妹に関しても、今回は当事者間の質的な関係は不問に付さざるを得ず、単にその有無を調査するだけに終わった。今後はさらに一步進めて、きょうだい相互の質的な関係を問う調査を行い、対児感情との関係について検討することが必要であろう。

注

- 1) 根ヶ山 (1995) によると、安全基地には、以下の意味がある。子どもが、養育者などに安定した愛着を形成した時に、その人物の愛情に対する基本的信頼を支えに、外界を探索し、拡大することができる。また、その人物から離れていて、不安や心理的苦痛などに遭遇した際には、避難港としてその人物の元に帰り、その不快を和らげることによって、再び外界の探索に向かうことが可能となる。「安全基地 (secure base)」とは、養育者などの子どもに対するこういった準拠人物としての機能を指す。

付 記

本稿は、平成10年度文部省科学研究費補助金（奨励研究A）の研究成果の一部である。

引用文献

- 安達圭一郎・上地安昭・浅川潔司 1985 男性性・女性性・心理的両性性に関する研究 (I) - 日本版 BSRI 作成の試み - 日本教育心理学会第27回総会発表論文集, pp. 484-485.
- 赤澤淳子・寺川夫央 1997 保育者養成学科の学生における性別役割の自己認知 今治明德短期大学研究紀要, 21, pp. 63-75.
- 東清和 1991 心理的両性具有 II 早稲田大学教育学部学術研究, 40, pp. 61-71.
- Baskett, L.M. 1985 Sibling status effects: Adult expectation. *Developmental Psychology*, 21, pp. 441-445.
- Bem, S.L. 1974 The measurement of psychological androgyny. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 42(2), pp. 152-162.
- Bem, S.L. 1977 On the utility of alternative procedures for assessing psychological androgyny. *Journal of Counseling and Clinical Psychology*, 45(2), pp. 196-205.
- Constantinople, A. 1973 Masculinity-Femininity: An exception to a famous dictum? *Psychological Bulletin*, 80(5), pp. 389-407.
- 浜崎信行・依田明 1985 出生順位と性格(2)-3人きょうだいの場合- 横浜国立大学教育紀要, 25, pp. 187-196.
- 花沢成一・松浦純 1986 男女青年における対児感情と乳児接触経験との関係 日本教育心理学会第28回総会発表論文集, pp. 356-357.
- 早川孝子・依田明 1983 ふたりきょうだいにおけるきょうだい関係 横浜国立大学教育紀要, 23, pp. 81-91.
- 伊藤裕子 1978 性別役割の評価に関する研究 教育心理学研究, 26(1), pp. 1-11.

- 中西雪夫・牧野カツコ 1989 高校生の「親になることへの準備状態」と保育教育 日本家庭科教育学会, 32, pp.55-59.
- 根ヶ山光一 1995 (岡本夏木ほか監修) 発達心理学辞典 ミネルヴァ書房 p.29.
- 中西由里・栗津幹子 1996 「養護性(nurturance)」に関する一研究 椋山女学園大学研究論集, 27, pp. 9 - 18.
- 詫間武俊 1967 性格はいかにつくられるか 岩波書店
- Spence, J.P., Helmreich, R., & Stapp, J. 1975 Ratings of self and peers on sex role attributes and their relation to self-esteem and conceptions of masculinity and femininity. *Journal of Personality and Social Psychology*, 32, pp.29-39.
- Stewart, R.B. 1983 Sibling attachment relationships: Child-infant interactions in the strange situation. *Developmental Psychology*, 19, pp.192-199.
- 山口素子 1985 男性性・女性性の2側面についての検討 心理学研究, 56(4), pp.215-221.
- 山口素子 1989 男性性・女性性の2側面についての検討Ⅱ 心理学研究, 59(6), pp.350-356.
- 依田明・飯嶋一恵 1981 出生順位と性格 横浜国立大学教育紀要, 21, pp.117-127.
- 吉田圭吾 1995 治療者における母性と父性 心理臨床学研究, 12(4), pp.308-321.

The effects of the gender roles and the birth order among the siblings on the feelings toward infants

Junko AKAZAWA and Fuo TERAGAWA

Key Words: feelings toward infants, gender roles, birth order among siblings

This study was designed to investigate the effects of the gender roles and the birth order on the feelings and the demand toward infants. The feelings toward infants are classified into 4 categories, namely, positive feeling, negative feeling, want of physical contact and attachment score; each of them consist of 14 items. Among the positive feelings are "amusing", "sweet" and so on. "Troublesome", "noisy", and so forth belong to the negative ones. The subjects, 52 females and 28 males, all belonged to the department of infant education of our junior college.

Concretely, the following hypotheses were tested:

- 1) Maternity and paternity may influence the higher degree of the positive feelings and want of physical touch toward infants.
- 2) The students who have their younger siblings have more positive feelings and want of physical touch toward infants than those who have not.

The results were as follows: the degree of the positive feelings toward infants is influenced by maternity, whether the subjects are females or males, although in males only the degree of negative feelings toward infants is also influenced by maternity. In males higher the paternity is, the lower the negative feelings toward infants is found, while in females the higher the paternity is, the lower the positive feelings toward infants. Thus, the first hypothesis was wholly supported at least about males and partly supported as for females but the second hypothesis was not verified.

保育者養成校における鍵盤楽器指導に関する研究

—— 初歩者に対する指導法について ——

小 池 美知子
上 村 聖 子
藤 原 久 恵

I はじめに

鍵盤楽器演奏能力があるとはいえない学生が主流を占める状況下、如何にして保育現場で通用する能力を身につけさせるかという悩みはいずれの養成校もが抱えるテーマであり、各養成校の指導者達による鍵盤楽器指導に関する様々な研究が成されてはいるもののこれといった画期的な指導法は未だ見いだされてはいない。本学の場合も言うには及ばない。

学生の鍵盤楽器演奏力に関する本学の抱える問題点を述べると、ピアノ学習未経験者の占める割合が、男子学生の増加に伴い大きくなってきている。その上、それら男子の嗜好傾向は、音楽方面よりもむしろ美術方面に傾いていることが明らかになっている。⁽¹⁾ 言及するならば、男子の多くは、学校で学ぶ音楽に対しては、美術ほど興味関心を持っていないということであり、ことさらに練習に要する時間を多く割かねばならない鍵盤楽器学習に関してはなおさらであろう。

しかしながら、一般的に保育現場は、鍵盤楽器演奏力を実践上、不可欠であると捉えており、現場実習の際の学生の評価においても、ピアノ実技能力の低さを指摘する声が多々ある。

このような現状のもと、僅か2年間でどの程度の力がつくのか。初歩者を前に、どのようなレベルを到達目標に掲げるべきなのか。(一般的に初歩者とは、未経験者を指す場合が多いが、音楽的理解力という観点から見ると、たとえギロック⁽²⁾やブルグミュラー⁽³⁾を楽譜上では弾けていたとしても、音楽の基礎である楽典や鍵盤和声を解さないままの学生が殆どであるため、本学の場合、全員を初歩者と見なしている。) また、学生を自主的にピアノに向かわせるにはどのような工夫をすればよいのか。(施設設備として、学内に20台以上のピアノ練習室を設けているにも関わらず、ピアノの音があまり聞こえてこない状況であり、自主的に練習に取り組んでいない現状がある。)

本研究は、これらの問題点を改善するための具体的な指導法についてを授業実践をとおして模索するものである。

II 方 法

本学においては、学生の鍵盤楽器演奏能力の向上を目指し、保育の現場実践に必要不可

欠とされる柔軟な感性と豊かな表現力を持つ保育者の育成を目的として、ピアノレッスンⅠ・Ⅱ（Music Laboratory “以下MLと略す”を含む）を開講している。本稿では、前述の問題点を改善し、授業内容をより充実させるために、本年度より実施している指導方法について改正した点を述べる。さらに、授業実践をとおして、どの程度、演奏能力に対する成果があったのかを明らかにすると共に、学生の音楽に対する意識や、授業内容に対する受け止め方等を調査し、今後の指導方法の手がかりを得る。

1. 授業内容改善点

〈ピアノレッスンⅠ・Ⅱ共通〉

①個人レッスン方式からグループレッスン方式へ

1名の教師が、90分間に9～10名を順番に担当するといった従来の個人レッスン方式から、1グループを半数に分け、前半（45分）・後半（45分）で入れ替わるグループレッスン方式に変更した。出席はレッスン開始時にとる。学生は、自分のグループレッスン以外の45分間は、ピアノ練習室で自主練習をする。

グループレッソンの利点は、特に未経験者において、右手奏・左手奏、あるいは旋律奏・伴奏の組み合わせによる二手連弾が有効に行えることにある。また、グループ全員の演奏を聴くことができるので、互いの演奏について気付く点を述べあったり、教えあったりすることができ、他者の演奏に意識的に耳を傾ける態度が養われる。

②グレード制の導入

新入学生の初回レッスン時に、演奏能力別によるグレード分け（グレード1～4）を行った。

グレード分け判断基準は次の2点である。

- 1) 既に練習してきた曲（入学オリエンテーション時に練習を促した指定教材）を弾かせる。
- 2) 未練習の曲を初見で弾かせる。

これにより、第2回のレッスン時より、能力別グループ編成の形態をとることができるようになった。この同一グレードによるグループレッスン方式の利点は、レッスン時に自分の学習すべき曲を回数多く耳にする機会があること、他者のレッスン内容を聴くことができるので各自の練習の際の参考となることである。これらは同時に、指導の立場から見ても効率の良い指導が行えると言えよう。

③グレード別個人指導表の作成

学生の学習意欲を高揚させるために、学生個々の個人進捗カードを作成し、同一曲を2週間以内でマスターした場合のみ合格印を押す。また2週間で合格出来なかった場合は、次の曲の練習に移ることとし、長期に渡って同じ曲を引っ張らないようにする。但し、課題曲が全て合格できるまで次のグレードへは進級できないこととする。さらに、進捗表の進捗状況は、学年末の最終評価の際の評価対象とする。

④楽典プリントの導入

先に述べたように、たとえある水準の楽曲が弾けていたとしても、基礎的な楽典や鍵盤和声の理解に欠ける学生がかなり多い。そのため、音程、調子、音名、拍子、リズムなど音楽の基礎である楽典プリントを毎レッスン時に行い、その理解度を学年末の評価

対象とする。

⑤ML授業内容の強化

従来のピアノレッスンⅠ・Ⅱの練習のための補助的な時間という位置づけであったMLの授業内容を次の3点に重点をおき強化を図った。

- 1) 難しい曲を弾きこなす力とは別に、鍵盤和声の知識とそれを実現できる実践的な練習をすることにより、即座に簡易な伴奏をつけることができる力を育成させる。教材に「弾きながらコード・ネームが学べるやさしいピアノ伴奏法」⁽⁴⁾を使用し、理論およびキーボードハーモニーを中心とした簡易伴奏法の習得を徹底させる。C・F・G・D-Dur (ピアノⅠ)、C・F・G・D・B-Dur (ピアノⅡ) のスケールとカデンツおよび主要三和音 (基本形・転回形) を徹底的に習得させる。
- 2) 聞こえる音 (ピアノの音) に自分の声をマッチングさせることが出来ない学生が年々増えており、「子どもの歌」が音程正しく歌えないといった現象が見られる。歌が歌えないということは保育者として致命的である。この現象を解消させるには、ソルフェージュ力を身につけさせる必要がある。そこで、このための二声の練習曲32曲 (譜例・参照) を作成した。アカペラで歌うことにより、マッチング力をつけ、ハーモニー感を養うことが可能となろう。

譜 例



- 3) 保育の中で音楽活動を展開していく上で、より音楽的表現力を持つ保育者が期待されるであろうことは言うまでもない。この音楽的表現力を、鍵盤楽器演奏をとおして経験させること、また同時にピアノ演奏に必要なテクニックを確保すること、こ

れらをねらいに、教材として「バーナムピアノテクニック1」⁽⁵⁾を使用した。繰り返し練習することにより、基本的な演奏テクニックを習得させる。

⑥試験回数の増加

従来は基本的に前期・後期の2回の試験回数であったが、継続的に鍵盤に向かえない状況が続いていた。学生の意欲をなんとか持続させるために、年間5回の試験を課すこととした。

1年次（前期中間・前期本試験・夏休み明け・後期中間・後期本試験）

2年次（幼稚園実習準備・前期中間・前期本試験・保育所実習準備・後期本試験）

〈ピアノレッスンI〉

①教材の変更

日本のピアノ教育において「バイエルピアノ教則本」“以下「バイエル」と略す”の地位には確固たるものがあり、初歩者向けピアノ教則本の中で、現在でも最も根強い人気がある。しかしながら、トンプソン⁽⁶⁾、グローバー⁽⁷⁾、リラフレッチャー⁽⁸⁾、バスティン⁽⁹⁾、ミュージック・ツリー⁽¹⁰⁾などアメリカ系の新しい教本が出現し、「1850年前後に書かれたバイエルはもう古い。」とする考え方が、主流を占めてこそいないが、かなりのピアノ指導者の間で定着しつつあるという現状も否めない。

本学では、長年「バイエル」をピアノレッスンIの教材としてきた。しかし、近年、音楽経験の薄い学生を受け入れる傾向が強くなってきており、バイエル一辺倒では、保育現場での頻度の高い「子どもの歌」の伴奏法（主に各調の主要三和音による）を定着させることが難しいことや、さらに、保育者に関わらず一般的に音楽を学ぶ際にも、最も重要とされる音楽的成長（音楽性や創造性）を伸長させにくいことが問題となってきた。

学生の鍵盤に向かう学習意欲を引き起こしながら、なおかつ確かな技術や豊かな表現力を身につけさせるのに適した教材がないだろうか検討する中で、特にバスティンが候補に挙がった。

筆者らが重きをおいた検討事項は以下に示す項目についてである。

- 1) 短期間で演奏能力の向上が期待できる。
- 2) 学生が楽しく自主的に練習に取り組める。
- 3) 学生の音楽的嗜好により近い。
- 4) 曲のイメージが捉えやすい。
- 5) 音楽の総合的な能力が身につく。

近藤は、「バスティンは、ピアノ初歩の段階で全ての調を導入するという今までには考えられなかった現代的な手法を取り入れ、音楽を美しく表現する技術の習得に力を入れている。」「その特徴は「長期導入方全調メソッド」の方法をとっていることである。これは、12種の全長調を4つのグループに分け、それぞれの「5指のポジション」を数年間にわたり時間をかけて学ぶ方法である。…この方法は、読譜、理論、和声、その他音楽に関する基本的な事柄を、より段階的に身につけさせることができる。」⁽¹¹⁾と述べている。さらに近藤による「バスティンピアノバイシックス」と「こどものバイエル」の比較をみると、「バイエル」においては、『学習の途中で挫折することが多い。使われ

る音域は鍵盤の中央部のみに留まっている。含まれるリズムについては、特に変わったリズムはみられない。使われる和音の数は少ない。音階については、シャープ4つ、フラット1つまで。理論については扱われない。音楽作品の構成を教える機会はなく、音楽性や創造性をのばす機会は与えられていない。』それに対して「バスティン」では、『途中で急に難しくなることはない。使われる音域は鍵盤全体にわたる。現代的なリズムが含まれる。全長調の和音を使う。音階ではシャープ、フラット共に5つまで。理論においては、音程・キーボードハーモニー・移調・創作を扱う。音楽作品の構成を教える機会があり、音楽性や創造性を伸ばす機会が充分与えられている。』ということが明らかになっている。⁽¹²⁾ これらの近藤の見解は、筆者らの検討項目に著しく合致するものであったため、教材として、「バスティンピアノペイシックス」が最も適正であると判断した。

②各グレードにおける課題曲の設定

前年度までは、1年次の学習曲は、各自の教本より自由選択としていたが、今年度より、同一グレード内で課題曲を設定した。(表1) 参照

表1 演奏グレード課題曲

グレード1…バスティン・レベル1より10曲(指定曲)

C、F、G-dur スケールとカデンツ おぼけ おまつり いい日 ロックのうた マーチ
アロエッタ おまわりさんとどろぼう 聖者がまちにやってくる ロックグループ 宇宙遊泳

グレード2…バスティン・レベル2より15曲(指定曲)

D-dur スケールとカデンツ ロッキーにのぼって カーニバル ハーモニックブルース
おぼろ月夜 深い海の中で メリーアン ラベンダーブルー マクドナルドおじさんのロック
オリンピックゲーム タランテラ 船出 おおスザンナ ルーマニアラブソディ
メヌエットをおどろう エンターテナー

グレード3…バスティン・レベル3より15曲(指定曲)

A-moll スケールとカデンツ サタデーナイトブギ ラクダのキャラバン
Aマイナーのプレリュード 吟遊詩人のうた 起床ラップ 王様の行進 三つ子のマーチ
闘牛士 草けいば ジプシーのおどり 天国と地獄 ウインナワルツ ドイツ民謡
星条旗よ永遠なれ 剣士の入場

グレード4……ギロックどものためのアルバムなどより8曲

(4期に渡る指定課題曲16曲より選択とする。但し、バロック、古典、ロマン、近現代より1曲以上選択のこととする。)

	ギ ロ ッ ク	そ の 他
バロック	祭り サラバンド カーニバルの舞踏会	バッハ平均律第1集1番プレリュード
古 典	タランテラ 古典形式によるソナチネ (Allegro Deciso) 古典形式によるソナチネ (Rondo)	ハイドン シンフォニーより Andante
ロ マ ン	ウインナーワルツ 手品師 エチュード	シューマン 楽しき農夫 op.68-10
近 現 代	雨の日のふんすい ソナチネⅠ ソナチネⅢ (Rondo)	カバレフスキーこどものためのピアノ小曲 集よりソナチネ

〈ピアノレッスンⅡ〉

①最終到達目標

- 1) いつでもすぐさま弾き歌いできる「子どもの歌」のレパートリーを増やすこと
 - 2) 2年終了時に、最少25曲以上の弾き歌いができること
- 以上の2点を到達目標とする。

②教材

「幼児の歌110曲集」⁽¹³⁾より、季節の歌を中心に保育現場でよく使用される歌を50曲選び出し、学生の主体的な学習を促すために「個人進度表」「進度一覧表」を作成した。
(表2・3) 参照

表 2

ピアノレッスンⅡ個人進度表 H. 10年度

No. 1

() 番 氏名 ()

おかえりのうた									
さよならのうた									
おべんとう									
はをみがきましょう									
とけいのうた									
あめふりくまのこ									
大きな古時計									
むすんでひらいて									
トントントン									
ぶんぶんぶん									
メリーさんの羊									
ぞうさん									
いとまきまき									
Happy Birthday to You									
こぶたぬきつねこ									
手をたたきましょう									
おかあさん									
かたつむり									
おつかいありさん									
たなばたさま									
アイスクリームの歌									

Ⅲ 結 果

表4 音楽に関するアンケート集計結果

調 査 項 目		学年別(人)		男女別(人)		合計(人)
音 楽 一 般 に 関 する 質 問		1年 53	2年 37	男 39	女 51	90
1 音楽に対する好感度	①とても好き	23	21	17	27	44
	②まあまあ好き	22	13	15	20	35
	③どちらでもない	5	2	4	3	7
	④あまり好きではない	3	1	3	1	4
	⑤はっきり言って嫌い	0	0	0	0	0
2 音楽を聴く頻度	①常に聴いている	14	13	9	18	27
	②よく聴いている方	26	19	19	26	45
	③積極的ではないがTV、ラジオは聴く	9	5	8	6	14
	④殆ど聴かない	2	0	1	1	2
	⑤全く聴かない	2	0	2	0	2
3 楽器演奏に対する興味度	①ある	25	15	17	23	40
	②少しある	19	13	15	17	32
	③どちらとも言えない	7	7	3	11	14
	④あまりない	1	0	1	0	1
	⑤ない	1	2	3	0	3
4 保育業における音楽の必要度	①絶対に必要	27	14	15	26	41
	②ある程度必要	25	20	21	24	45
	③どちらとも言えない	1	1	1	1	2
	④あまり必要ではない	0	2	2	0	2
	⑤不必要	0	0	0	0	0
5 養護・介護業における音楽の必要度	①絶対に必要	8	4	5	7	12
	②ある程度必要	34	21	24	31	55
	③どちらとも言えない	8	8	4	12	16
	④あまり必要ではない	3	3	5	1	6
	⑤不必要	0	0	0	0	0
6 ジャンル別音楽嗜好傾向(複数回答)	①歌謡曲	32	11	16	27	43
	②ニューミュージック	26	22	20	28	48
	③フォーク	8	3	7	4	11
	④ソウル	5	4	7	2	9
	⑤ロック	25	18	26	17	43
	⑥ポップス	35	25	22	38	60
	⑦クラシック	16	13	11	18	29
	⑧ジャズ	7	4	7	4	11
	⑨映画音楽	25	14	18	21	39
	⑩環境音楽	5	3	3	5	8
	⑪演歌	1	1	2	0	2
	⑫シャンソン・カンツォーネ	0	0	0	0	0
	⑬合唱音楽	5	5	1	9	10

保育者養成校における鍵盤楽器指導に関する研究

調 査 項 目			学年別(人)		男女別(人)		合計(人)
音 楽 一 般 に 関 する 質 問			1年 53	2年 37	男 39	女 51	90
	⑭その他		1	10	4	7	11
	⑮興味なし		1	0	1	0	1
7 楽器演奏経験 (複数回答) ○は現在 △は以前	①アコースティック・ギター	○	2	2	3	1	4
		△	3	0	1	2	3
	②エレキ・ギター	○	3	4	6	1	7
		△	2	1	2	1	3
	③ドラムス	○	1	2	3	0	3
		△	2	1	1	2	3
	④金管楽器	○	2	4	1	5	6
		△	10	3	3	10	13
	⑤キーボード	○	18	9	13	14	27
		△	3	0	1	2	3
	⑥電子オルガン	○	5	1	0	6	6
		△	8	4	3	9	12
	⑦弦楽器	○	0	0	0	0	0
		△	0	0	0	0	0
	⑧和楽器	○	0	2	0	2	2
		△	5	0	2	3	5
	⑨その他	○	1	0	1	0	1
		△	1	0	0	1	1
	⑩該当せず		16	16	13	19	32
ピ ア ノ (鍵盤楽器) に 関 する 質 問							
8 入学時における鍵盤楽器経験	①はい		14	11	15	10	25
	②いいえ		39	25	23	41	64
9 鍵盤楽器学習通算年数	①1年未満		16	7	15	8	23
	②1年～2年		12	17	19	10	29
	③3年～5年		6	6	3	9	12
	④6年～10年		12	4	2	14	16
	⑤11年～15年		5	3	0	8	8
	⑥16年以上		2	0	0	2	2
10 学外におけるピアノ学習度	①習っている		15	10	7	18	25
	②習っていない		38	27	32	33	65
11 一週間中のピアノ練習頻度	①しない		8	0	6	2	8
	②1日		5	14	8	11	19
	③2日		6	12	10	8	18
	④3日		21	5	8	18	26
	⑤4日		4	4	3	5	8
	⑥5日		7	1	3	5	8
	⑦6日		1	0	1	0	1
	⑧毎日する		1	1	1	1	2

調 査 項 目		学年別(人)		男女別(人)		合計(人)
ピ ア ノ (鍵盤楽器) に 関 す る 質 問		1年 53	2年 37	男 39	女 51	90
12一日当りの平均練習時間	①15分未満	8	2	9	1	10
	②15分～30分未満	3	1	3	1	4
	③30分～45分未満	19	7	9	17	26
	④45分～1時間未満	0	3	0	3	3
	⑤1時間～1時間半未満	10	13	7	16	23
	⑥1時間半～2時間未満	2	2	0	4	4
	⑦2時間以上	9	8	6	11	17
13ピアノに対する好感度	①とても好き	16	9	9	16	25
	②まあまあ好き	23	18	11	30	41
	③どちらでもない	8	3	8	3	11
	④あまり好きでない	4	2	4	2	6
	⑤はっきり言って嫌い	2	5	7	0	7
14ピアノに対する難易度	①とても難しい	18	13	19	12	31
	②難しい	31	22	18	35	53
	③どちらともいえない	3	2	2	3	5
	④簡単だと思う	1	0	0	1	1
15現在の進捗状況 (2年生は1年終了時)	①バスティン1・グローバー1	5	11	12	4	16
	②バスティン2・グローバー2	16	11	18	9	27
	③バスティン3・グローバー3	12	10	8	14	22
	④ギロック・ブルグミュラー	17	4	1	20	21
	⑤ソナチネ	3	1	0	4	4
	⑥ソナタ	0	0	0	0	0
16読譜力	①譜を読むのはとても苦痛	4	1	4	1	5
	②階名を振れば何とか読める	9	6	12	3	15
	③一応読めるがかなりしんどい	19	21	17	23	40
	④次のレッスンまでに弾いてこれる	11	8	5	14	19
	⑤次のレッスンまでに仕上げられる	8	1	0	9	9
	⑥初見がきくので次のレッスンまでに弾いてこれる	2	0	1	1	2
17運指力	①左右充分動く	9	2	1	10	11
	②右の方が動く	33	28	23	38	61
	③左の方が動く	5	5	7	3	10
	④両方動きにくい	6	2	8	0	8
18C, F, G, D調の主 要三和音奏形に 関する理解力	①C, F, G, D調すべて弾ける	9	4	3	10	13
	②C, F, G調が弾ける	14	10	7	17	24
	③C, F調が弾ける	10	10	12	8	20
	④C調が弾ける	14	13	12	15	27
	⑤どの調も弾けない	6	0	5	1	6
19主要三和音による鍵盤 和声理解力	①簡単にできる	1	3	1	3	4
	②音を探りながらならできる	24	16	9	31	40

保育者養成校における鍵盤楽器指導に関する研究

調 査 項 目		学年別(人)		男女別(人)		合計(人)	
ピ ア ノ (鍵盤楽器) に 関 す る 質 問		1年 53	2年 37	男 39	女 51	90	
20基本的演奏技術能力	③教われればできる	20	15	22	13	35	
	④教わっても難しい	5	2	4	3	7	
	⑤まったく弾けない	3	0	3	0	3	
	①レガート奏法	はい	31	19	21	29	50
		いいえ	22	17	17	22	39
	②ノンレガート奏法	はい	33	19	19	33	52
		いいえ	20	17	19	18	37
	③スタッカート奏法	はい	46	28	32	42	74
		いいえ	7	8	6	9	15
	④フレージング	はい	18	8	7	19	26
		いいえ	35	28	31	32	63
	⑤ペダリング	はい	33	14	13	34	47
		いいえ	20	22	25	17	42
21音楽的表現力	①譜読み段階からイメージできる	10	3	3	10	13	
	②教われればイメージできる	35	30	27	38	65	
	③教わってもイメージできにくい	4	4	6	2	8	
	④まったくイメージを感じない	4	0	3	1	4	
22楽典のプリントに対する必要度	①すべて理解しているので必要としない	0	0	0	0	0	
	②大いに役立っている	12	8	5	15	20	
	③まあまあ役立っている	30	18	16	32	48	
	④あまり役立っていない	9	8	14	3	17	
	⑤まったく役立っていない	2	2	4	0	4	
調 査 項 目		学年別(人)		男女別(人)		合計(人)	
ピ ア ノ (鍵盤楽器) に 関 す る 質 問		1年	2年	男	女		
23バスティンに対する印象 (複数回答)	①楽しい曲が多い	17	4	7	14	21	
	②1曲が短いため弾きやすそう	31	21	24	28	52	
	③ブルースなどがあり面白い	10	9	6	13	19	
	④挿絵が可愛い	7	4	4	7	11	
	⑤曲のイメージがつかみやすい	13	8	12	9	21	
	⑥曲のイメージがつかみにくい	3	1	3	1	4	
バスティンに対する難易度 (複数回答)	①主要三和音伴奏形が多いので弾き易い	17	14	11	20	31	
	②かなり練習しないと弾けない	9	4	11	2	13	
	③少し練習すれば弾ける	22	11	17	16	33	
	④左手・旋律、右手・伴奏の形が弾きにくい	9	2	5	6	11	
	⑤リズムが難しい	2	2	1	3	4	
	⑥リズムにのりやすい	7	7	7	7	14	
	⑦自らすすんで練習できた	9	3	3	9	12	
	⑧なかなか練習に取り組みなかった	2	1	2	1	3	

バスティンに対する好感度	①かなり気に入っている	4	2	1	5	6
	②まあまあ気に入っている	43	17	26	34	60
	③あまり好きではない	3	8	7	4	11
	④はっきり言って嫌い	1	0	1	0	1
24すぐさま弾き歌いができる曲数	①1曲～5曲未満		2	1	1	2
	②5曲～10曲未満		5	3	2	5
	③10曲～15曲未満		8	4	4	8
	④15曲～20曲未満		9	3	6	9
	⑤20曲～25曲未満		6	2	4	6
	⑥25曲～30曲未満		3	1	2	3
	⑦30曲以上		3	0	3	3
25子どもの歌に対するコード伴奏付け能力	①練習せずにできる		1	0	1	1
	②練習すればできる		17	5	12	17
	③コードを教われば練習なしでできる		0	0	0	0
	④コードを教わり練習すればできる		19	10	9	19
	⑤練習してもできない		0	0	0	0
26授業内容の現場における有用度 事前準備曲 コード学習	①かなり役立った		15	5	10	15
	②あまり役立たなかった		16	7	9	16
	③まったく役立たなかった		6	3	3	6
	①役立った		5	2	3	5
	②対応の機械がなかったのでわからない		20	8	12	20
	③ピアノを弾けなかったのわからない		10	4	6	10
27現場実践演奏能力	①充分持っている		0	0	0	0
	②かなりある		1	0	1	1
	③まあまあある		18	7	11	18
	④あまりない		17	7	10	17
	⑤まったくない		1	1	0	1

表5 ピアノレッスンⅠ
グレード進級状況

	男(人)	女(人)
G (グレード) 1	8	1
G 1～G 2	20	4
G 1～G 3	2	8
G 1～G 4	0	1
G 2～G 3	0	4
G 2～G 4	0	5
G 3～G 4	0	5
G 4	0	7

表6 ピアノレッスンⅡ
「弾き歌い」レパートリー数

1曲～5曲未満	1 (人)
5曲～10曲未満	0
10曲～15曲未満	2
15曲～20曲未満	4
20曲～25曲未満	7
25曲～30曲未満	22
30曲～35曲未満	3
35曲～40曲未満	0
40曲以上	5

Ⅳ 考 察

意識調査結果(表4)より、本学学生が音楽をどのように捉えているのかを明らかにしたい。

90%近くの者が音楽を好んでおり、男女を問わずその音楽嗜好はかなりバラエティーに富んでいることがわかる。中でも、歌謡曲・ニューミュージック・ロック・ポップスといったジャンルに関心を抱いている者が多く、本学学生の音楽嗜好傾向も言うに違わず現代の若者像に一致しているといえる。意外にも、筆者らが予想していた以上に、クラシックを好む学生が多いことも興味深い。また、音楽よりもむしろ美術を好む傾向を持つ男子学生においても、音楽一般に関してはかなり興味を示していることがわかる。調査項目4、5、7より、大半の者が保育・養護・介護業における音楽の必要性を感じてはいるものの、楽器演奏の経験に乏しく、楽器に触れる機会にあまり恵まれていない音楽環境にあるといえる。

上に述べたように本学学生の音楽事情は、一般的に音楽は好きであるが音楽自体を演奏する経験が薄いということである。このような彼らに対し鍵盤楽器演奏を軸に、音楽の力をつけることを目標として授業内容の改善を試みてきた。ここでは、学生の鍵盤楽器に関する意識調査・グレード進級状況(ピアノレッスンⅠ)・弾き歌いレパートリー曲数(ピアノレッスンⅡ)を元に、改善後の成果や問題点をⅡ方法に掲げた順に沿って考察する。

個人レッスンからグループレッスンに切り替えた結果、当初は学生に適度の緊張感があり、互いの演奏を意識して聴き合うといった積極的な態度が見られ、45分のレッスンがグループ内でかなり充実していた。が、授業に慣れるに従い、最近では個人レッスンの成りつつあることは否めない。比較的レベルの高いグループでは、他者の演奏を聴くよりもむしろ、ピアノ練習室での自主練習を希望する者も多く、グループ指導が効率よく機能していないのも事実である。また同グループ内でも進度に個人差(特に男女間に著しい)があり、その格差が大きくなると個人レッスンに変更せざるを得ない。今後は、試験結果(年間5回)を参考に、その都度、能力別グループの編成を見直す必要がある。

次にグレード制の導入について考察する。ピアノレッスンⅠ・グレード進級状況(表5)によると、G1に9名が留まってはいるものの、男子73%、女子77%が進級している。しかし、男女間において、ステップアップの度合いに差異が大きく生じている。男子のスタートは全員がG1からであり、進級の幅はG1～G3の範囲内である。2ステップアップした男子は僅か6%にしか過ぎない。これに対し女子は、全てのグレード(G1～G4)からの出発である。そしてその進級状況は、2ステップ・3ステップアップした者が40%と、男子に比べかなり高比率である。これらより、グレード制導入に関して、成果があったと判断できるが、男子の進級状況については問題があり、指導方法の検討が必要であると感じる。

学習プログラムの一つとして本年度より組み入れた楽典プリントに対する必要度についてであるが、全体の76%の者がその必要性を感じている。特に女子の94%が楽典プリントを評価している。が、一方では男子における支持率は54%と低くなっている。このことから、男子はピアノ学習未経験者が多いため音楽に関する知識が薄く、プリントの内容が理解しにくいのではないかと、また音楽に関する知識が薄いがために、楽典の理解が演奏する

上で重要であることに気付かないのではないかと想像される。指導者側の反省点として、毎レッスン時に行うプリントは時間的な制約もあり、個々の学生の理解に合わせた説明を充分できないことがある。音楽理論に関する理解をより確かなものにするためには、ML授業時に楽典プリントを採り上げるといった工夫も必要であろう。

調査項目18、19より、学生の意識下では、C、F、G調の主要三和音は理解できており、なおかつ、その応用としての鍵盤和声力（音を探りながら、あるいは誰かに教われればできる）も身につけていると自己評価している。しかし現実には、F、G、D、B調のスケールやカデンツの調子記号を全く無視して弾いてしまう者も少なくない。簡易伴奏法の徹底した習得を目指している指導者の立場から見ると、現実には、実践力に到達する実力を未だ持っていない段階であると感じている。

先にも述べたとおり、ML授業においてソルフェージュ力の育成、およびピアノ演奏に必要な基礎テクニックの会得といった側面から授業内容の改善を行ってきた。学生の授業に取り組む姿勢から推察すると、全体授業で歌ったり弾いたりすることを楽しんでいるように思える。特に男子学生が進んで二声の練習曲（ソルフェージュ）に参加している様子からみて、歌うことは決して嫌いではなく、むしろその必要性を充分感じているとうかがえる。バーナムを用いたテクニック課題に関して、今後は、キーボードを使う全体授業時だけでなく、ピアノでのグルーブレッスンの際にも行う方がより効果が上がるのではないかと考えている。

試験回数を変更したことについて考察する。ピアノレッスンⅠ・Ⅱともに試験回数を年間5回に増やした結果、学生は常に練習を強いられる状況下となり、否が応でも練習せざるを得なくなったといえる。調査項目11によれば、90人中8人の者が全く練習しないと答えているが、他の者は練習時間に差こそあるものの、真面目にピアノに向かっていているようである。今年度はいつになくピアノ練習室の利用頻度が高く、かなりピアノの音が聞こえてくる。学生の練習量から、試験回数を増やしたことについては、かなり成果があったと言える。

調査項目23はピアノレッスンⅠの教材として現在使用している「バスティン」についての項目である。従来、「バイエル」を使用してきたため、「バイエル」と「バスティン」との比較が必要かとも思ったが、学生の中には「バイエル」を全く知らない者もいるため、ここでは、「バスティン」に関する質問のみに限った。「バスティン」に対する印象は、「1曲が短くて弾きやすそう」が圧倒的に多く、ついで「楽しい曲が多く曲のイメージがつかみやすい」と回答している。教材の難易度に関しては、「主要三和音の伴奏形が多いので弾きやすく、少し練習すれば弾ける」と評価している。また全体の85%の者が「バスティン」に対して好感を抱いていることも明らかになった。これら学生の意識は、筆者らが教材検討の際に着目した5項目をほぼ充足している。以上より、教材に「バスティン」を選択したことが明らかに有用であったと言える。

ピアノレッスンⅡのレパートリー獲得数の調査結果（表6）をみると、98年12月現在において25～30曲未満の者が最も多く、全体の半数を占めている。また、最少25曲以上という最終到達目標をすでに68%の者が達成している。ところが、調査項目24によれば、レッスンで合格した全ての曲を、即座に弾き歌いできる自信を彼らは持っていないようである。今後は、いつでもすぐさま弾き歌いできると彼らが自信を持って断言できる曲を確実に増

やしていける方法を検討すべきであろう。豊富なレパートリーを数多く持ち、それらをより確かなものにするからこそ、保育現場で充分対応できる実践力であると言える。

V ま と め

保育者養成の立場は、常に保育現場を見据えて、現場実践に通用する力量を持つ保育者を養成することにある。ピアノレッスンⅠ・Ⅱをとおして、現場で充分通用し得る鍵盤楽器演奏力を学生に身につけさせることが、果たしてできたのだろうか。現場実践を踏まえての調査項目25～27より浮き彫りになった点を考察することをもって、まとめとする。

ピアノレッスンⅡの最終到達目標を達成している学生が多いにも関わらず、現場実践に対しては自信を持ち得ていない状況の彼らを前に、考えさせられる点が多い。

まず、学生の耳（和声感覚）の問題である。現場実習を控え、実習で役立てばと「挨拶系の歌」「季節の歌」を中心に事前準備を行ってきた。「子どもの歌」の楽譜を前にして、楽譜に対して忠実に弾くことができない学生が多い現状のもと、即興的とまではいかないにしろ、せめて簡易伴奏法が身につけばとコード付けの練習を繰り返して行ってきた。が、それも付け焼き刃程度にしかなっていない。音楽経験が希薄なために和声感に欠ける者にとっては、アナリーゼすること自体が難しいらしく、筆者らが求めるほどの分析力がつかない。しかし、和音分析なくしてのコード付けはあり得ない。効率よく短期間で和声感覚を身につけさせる方法をいろいろな角度から探る必要がある。

つぎに、授業内容が現場実習で役立ったかどうかの問題である。現場にすぐさま下ろせる・現場により近い内容の指導をと常に心がけているが、調査項目26の学生の評価によると、事前準備曲がかなり役立った者もいればあまり役立たなかった者もあり、その割合は半々である。つまり、短大で用意した準備曲が全ての実習先に通用するものではないということである。言い換えるなら、我々指導者が学生のためになるならと練習をさせた準備曲そもそものが、力量には届かない彼らを俄仕立てで仕込んだ代物であり、本物の音楽の力にはなり得ていないということである。実習を目前に控えたオリエンテーション時に、実習先から与えられた課題曲を持ち帰る学生もかなりいるが、それを十分に弾きこなすには、彼らの力ではあまりにも時間がなさ過ぎるのが現状である。オリエンテーション時の課題曲を弾きこなせる実力（読譜力＋分析力）があつてこそ事前準備が整うといえる。一方、コード学習については、対応の機会がなかったので役立ったかどうかわからないとする学生が圧倒的に多い。コード伴奏の強みは、何といっても知らない曲にでもすぐさま伴奏がつけられるという点にある。実習生だからという配慮から機会がなかったのか、あるいは現場では、とっさに伴奏をつける力を特には必要としていないのかなどの、現場の現況（コード伴奏に限らず、保育現場が欲している鍵盤楽器演奏能力を含めた音楽の実力とはどのようなレベルであるのか）を知ることが、実践に即した指導法を探る手がかりになるのではと考える。

最後に、2年と言っても実際に現場実習に出向くまで僅かに1年しかない。この短期に、効率よく鍵盤楽器演奏能力をつけさせるためには、基礎力を如何に短い時間で育成できるかということであろう。そのためには、学生の能力レベルを考慮した楽典・ソルフェージュ・キーボードハーモニー・テクニク・練習曲と、すべての基礎を網羅した大学独自の教材を作成する必要があると強く感じている。

引用・参考文献

- (1) 小池美知子 保育内容「表現」(音楽科目)の取り組みについて〈その1〉 今治明德短期大学研究紀要 第22集 1998 P.74~P.75
- (2) ギロック こどものためのアルバム 全音楽譜出版社
- (3) ブルグミュラー 25の練習曲集 全音楽譜出版社
- (4) 桶谷・熊谷・斉藤・末吉・杉江・高橋編著 弾きながらコード・ネームが学べるやさしいピアノ伴奏法 音楽之友社
- (5) バーナム ピアノテクニック1 全音楽譜出版社
- (6) トンプソン 現代ピアノ教本 全音楽譜出版社
- (7) グローバー ピアノ教本 音楽之友社
- (8) リラフレッチャー ピアノコース 全音楽譜出版社
- (9) パスティン ピアノペイシックス 東亜企画
- (10) クラーク・ゴス ミュージック・ツリー 全音楽譜出版社
- (11) 近藤久美 初心者向けピアノ教本についての研究(2) 一宮女子短期大学研究紀要 第35集 1996 P.173~P.174
- (12) 近藤久美 前掲書 P.178
- (13) 保育の四季 幼児の歌110曲集「改訂版」 エー・ティー・エヌ

短期大学生の AIDS 教育前後における意識の変容

—— ある HIV 感染者の手記を題材にして ——

武 本 千 恵

I. はじめに

わが国では、1990年に入って異性間の性的接触による HIV 感染者の急増が認められたことから1992年の後半より国を挙げての感染予防に取り組み始めている。¹⁾ しかしそれ以降も各年度毎の29歳以下の新規感染者数が増加傾向にある状況である。これらを踏まえ厚生省は1998年の活動のテーマを「時代が変わる、君が変わる～大切な人と生きるために～」²⁾ とし、これからの時代を生きる人々への感染拡大をくい止めるため、いま行動しようとする若者を焦点においた啓発キャンペーンを地域・職場などあらゆる場を通じ実施している。³⁾

本学においても1995年より1998年現在まで継続して学生祭のテーマにエイズを取り挙げている。教育としては、1997年より1年生の全学生に体育講義で性・エイズ教育を取り入れている。そして、1998年には一部の学生が愛媛県で行われる感染者の講演「僕の人権宣言」の実行委員（共に考える会）としてボランティアに参加するなど、学内での啓発活動をも行った。またエイズボランティアの電話相談員としての私の体験から「感染しているかも知れないのでとても不安だ。しかし検査をどこで受けたらいいのかわからない」「検査を受ける場合、本当にプライバシーは守られるのか」など、知識の普及と共に依然として社会の差別や偏見があるのではないかと思われた。

エイズは感染経路が限られているにも関わらず、HIV 感染の若年化が伺われる今日「教育こそが HIV の伝播を防ぐ最も有効なワクチンである。」と言われている。⁴⁾ このような現状の中、学校教育の場では「エイズの予防」と「患者・感染者と共に生きる」が唱えられている。従来からの調査（本学でのアンケート調査）より性・エイズ教育を受講することにより、エイズについての知識の変化ははっきりと認められた。しかし「患者・感染者と共に生きる」という意識については十分ではなかった。これは身近に ADIS 患者・HIV 感染者と接する機会がないことが大きな理由と思われる。差別・偏見を恐れてカミング・アウトする例は極めて少ない。実効性のある予防教育のためには、AIDS 患者・HIV 感染者への差別・偏見を払拭し、カミング・アウトできる状況を作ることが急務であると思われる。

そこで、今回、本学の体育講義で学生のエイズ教育（3時間）に、HIV 感染者の手記（1時間）を使用した教育内容を実施し、教育前後の意識面の差異について比較検討した。

Ⅱ. 研究方法

1) 調査対象

本調査の対象は本学学生で、1998年度1年生の、エイズ教育受講前113名、受講（感染者の手記を使用）後63名である。

2) 調査内容

①意識調査

本学入学時（以下教育前と呼び）と、その後本学でのエイズ教育受講後（以下教育後と呼ぶ）に、エイズに関する意識調査を実施した。意識調査については表3、4に示す16項目からなるアンケート調査表を作成し、集団自記式法によって実施した。検討方法は、各項目毎に集計し、その教育前後の割合の差を統計学的にカイニ乗検定を用いて比較検討した。

②知識調査

知識調査についてはエイズに関する感染経路など中心とした40項目からなる短文（正しいと思うものには○印を記入させる）アンケート調査表を作成し本学でのエイズ教育の受講前後に集団自記式法によって実施した。検討方法は、質問の40項目全てが正しい短文になっており全問正解すると40点となっている。エイズ教育前後の調査における平均値を算出し平均値検定を行った。

③ HIV 感染者の手記の内容

当時30歳だった著者が健康診断書を用意することで受診した。自分は健康状態に問題ないと思っていた。しかし感染を告知され、患者が面と向かわなければならない数々の問題と、それらに対処していく際の心の葛藤が記されている。（他人に打ち明けられず、一人で耐えていかなければならない寂しさ。他人に気取られないようできるだけ明るく、通院するにもそれなりに口実を設けなければならない辛さ。）

その葛藤の挙げ句、打ち明けた一人の女性から思いがけず返ってきた言葉「よく言ってくれたね、ありがとう」こそは、著者の心に安らぎと希望を与え、その後のカミング・アウトをも助けた。HIV 感染者にとって何が一番怖いかというと孤独である。人は一人では生きていけない、人に支えられているんだと思うと同時に自分で自分を愛することの大切さを語っている。

表1 これまでに本学で実施したエイズ教育

実施年度	対 象	授業科目	授業時間数	教 材
1997年	①1年生 全コース (102名)	体育講義	90分×2～3回	自作パンフレット
1998年	②1年生 全コース (63名)	体育講義	90分×3回	自作パンフレット 感染者手記

(注) 教材・自作プリント (感染経路・症状・予防方法)

表2 体育講義で実施した性・エイズ教育の内容

項 目	目 的	内 容
エイズの意味	エイズは、現代に生きる人類すべての課題。そして、あなた自身の問題。	・エイズは、間違いなく今後増加していきます。 ・あなたの家族が感染しないとはいき切れません。
エイズの特徴	感染経路、潜伏期間、致死性…。エイズは個性に満ちた病気。	・エイズの第一の特徴は性行為感染症であること。 ・エイズの第二の特徴は潜伏期間の長さです。 ・エイズの第三の特徴は致死性の病気だということです。
エイズに対する誤解	エイズは、悔れない病気。しかし同時に日常生活では感染しない病気でもある。	・ありえないことを心配する人々。 ・日常生活では HIV 感染はありえないという鉄則。
HIV 感染者への偏見	エイズで最も怖いのは、病気自体ではなく HIV 感染者に対する社会の偏見と差別。	・HIV 感染者として生きていくことのつらさ。 ・差別がなければ感染者の苦痛は半減するのです。
エイズと性的接触	人間にとって性は非常に大切なのに、性的接触によって感染した人に、自業自得論がまかり通るのはなぜ？	・性的接触による感染者は汚らわしい！？ ・なぜ病気になったかによって区別する奇妙さ
エイズの歴史①	エイズは男性同性愛者と麻薬常用者の特殊な病気として1981年にアメリカに登場。	・若者に絶対ありえない不思議な症状 ・“男性同性愛者の奇病”が見え始めた正体
エイズの歴史②	米国政府の無策も手伝って、エイズの蔓延は進み、アメリカの市民はパニックに。	・火葬場が拒否したエイズ患者の死体 ・市民の目を開かせたロック・ハドソンの死
アメリカ社会のエイズ	数々の不幸の末、アメリカは、エイズを通して、今、本当の成熟を実現しつつある。	・障害者として保護されることになったエイズ患者 ・エイズ差別と闘うアメリカの企業、市民
エイズの現状		

注)「みんなて読めるエイズの本」私立学校教職員共済組合より

これまでに実施したエイズ教育の主なものをまとめたのが表1、2である。これらの経験の上に立って今回の教育内容に感染者の手記⁵⁾を読み、感想文を書かせた(1時間)。

3) 調査目的

今回、エイズ教育を実施するにあたり、エイズは学生達にとって怖いとか死と直面して闘わなければならない病気であるとのイメージが強く、関心も希薄である。しかし、若者の間で感染者が増加している現在、いつ自分の身近かな問題として起こってくるとも限ら

ない。従って今回、今そのエイズと闘っている著者の前向きな姿勢からエイズ患者・感染者の気持ちを汲み取り自分自身の問題として考える姿勢を養いたいと思い感染者の手記を教育に取り入れた。

Ⅲ. 結 果

1) エイズに対する意識調査について

エイズに対する意識調査は表3、4に示すとおりである。

① 本学入学までのエイズ教育について

Q1に示すように、エイズ教育を過去に受講した学生は約97%であった。また、Q2に示すようにいつ頃受講したかについては、小学校では16名(25.4%)、中学校51名(81.0%)、高等学校57名(90.5%)であった。受講形式の結果をQ3に示したように約40%が「話とビデオ・スライド」を使用したもので、約32%が「話と本」であった。またQ4の教育を受けての印象では約50%の学生が「エイズについて関心が高まった」と回答している。次にQ5でエイズに関する相談や検査をどこで行っているか知っているかを問うたところ「知っている」は教育前約27%に対し、教育後有意に上昇し約63%を示し有意差が認められた($X^2=23.0$, $p<.001$)。

次に、Q6ではエイズに関して最も関心のあることでは教育前後ともに「治療法」が約20%と最も多く、次いで「正確な情報」が約17%と比較的関心の高いことと認められたが、いずれの項目も教育前後における有意差は認められなかった。

② HIV 感染・HIV 感染者への対応

HIV の感染や感染者に対する対応については表4に示すとおりである。エイズに対するイメージはQ7に示すように教育後に約68%以上の学生が「とても恐ろしい、なんとなく恐ろしい」と回答し、エイズを恐ろしい病気と捉えていることが認められる。しかし、「注意で恐ろしくない」と回答している学生は教育前は約22%、教育後では約24%と教育後にやや増加しているが、いずれの項目も有意差が認められなかった。

次に、将来的にみたとき、自分自身がHIVに感染する可能性はQ8に示すように「絶対に、または多分感染しない」と考えている学生は全体の約40%に達し、また「状況により感染するかもしれない」と考えている学生は教育前では約40%であったが、教育後約54%に増加しており教育前と教育後における有意差は認められなかった。

自分の血液検査の結果より、HIV抗体陽性と言われたときの気持ちについてはQ9に示すように教育後は約83%が「とても不安、死にたいぐらい」と答えており、教育の前後における有意差は認められなかった。

自分がHIV抗体陽性の時に知らせる人では、Q10に示すように「家族のみ」と答えている学生が教育前約47%であったが教育後では約22%と減少し有意差が認められた($X^2=9.06$, $p<.01$)。逆に教育後「親しい人のみ」と回答した学生は教育後約16%と増加し、「家族と友人の両方」と回答した学生は教育前約19%であったが教育後約35%と増加しており、教育前後で有意差が認められた($X^2=4.83$, $p<.05$)。

自分がHIV抗体陽性の時の周囲との対応の仕方についてみるとQ11に示すように教育後では「今まで通り」が約54%であり、「なるべく、あるいは、絶対に他人に接しない」が約11%の回答を示しており、これらの教育前後における有意差は認められなかった。ま

表 3 本学入学までのエイズ教育について

質 問 項 目 及 び 内 容	教 育 前 N=113	教 育 後 N=63
Q 1 エイズ教育を受けたことがありますか 1. 受けた 2. 受けていない		61 (96.8) 2 (3.2)
Q 2 いつエイズ教育を受けましたか (複数回答含む) 1. 小学校 2. 中学校 3. 高等学校		16 (25.4) 51 (81.0) 57 (90.5)
Q 3 エイズ教育をどのように受けましたか 1. 先生の話と本 2. 先生の話とビデオ・スライド 3. 先生の話と本・ビデオ・スライド 4. 先生の話のみ 5. その他		18 (31.8) 23 (40.4) 12 (21.1) 5 (8.8) 3 (5.3)
Q 4 エイズ教育を受けての印象はどうでしたか 1. エイズがそれほど恐ろしくなくなった 2. 前よりエイズが恐ろしくなった 3. エイズに関して関心が高まった 4. 性に関する知識が高まった 5. 性の神秘さを感じた 6. 不潔な感じがした 7. その他		13 (22.8) 7 (12.3) 28 (49.1) 13 (22.8) 4 (7.0) 0 (0.0) 3 (5.3)
Q 5 エイズに関する相談や検査はどこで行っていますか 1. 知っている (どこ) 2. 知らない	31 (27.4) 82 (72.6)	40 (63.5) *** 23 (36.5) ***
Q 6 エイズに関して最も関心のあることを選んでください (複数回答含む) 1. 感染しないかどうか 2. 治療法 3. 予防接種 4. 予防のための日常生活の注意 5. 感染者のプライバシー 6. 正確な情報 7. 研究の進み具合 8. その他	44 (14.6) 58 (19.3) 15 (5.0) 41 (13.6) 39 (13.0) 54 (17.9) 46 (15.3) 4 (1.3)	30 (15.3) 40 (20.4) 17 (8.7) 18 (9.2) 29 (14.8) 34 (17.3) 28 (14.3) 0 (0.0)

*** (P<.001), ** (P<.01), * (P<.05), + (P<.10)

た、自分の周囲の家族や友人が HIV 抗体陽性の時の態度についてみると「今まで通り接する」と回答した学生は教育前77%で教育後では約87%と教育前後で有意差は認められなかった。また「なるべく近寄らない」と回答した学生が教育前約12%であったが教育後約5%に減少しており教育前後で有意差は認められなかった。

HIV 抗体陽性者への対応の一つとして、感染者のプライバシーの保護についてみると Q13に示すように教育後では「守られると思う」と考える学生が約34%、「難しい、必ず漏れる」と考える学生は約60%であった。各項目とも教育前後における有意差は認められなかった。

エイズをどう受けとめているかについてはQ14に示すように「社会問題」として受けとめている学生は教育前約65%であったが教育後約70%となっており教育前後における有意差は認められなかった。

Q15に示すように薬害については気の毒だと思うが、性感染症によってエイズに感染したのは自業自得だという意見については、「どちらともいえない」と回答したのは教育前約48%で教育後約34%と減少し、「薬害であろうと性感染症であろうとエイズに感染しているのも同じである」と回答したのは教育前約24%で教育後約41%と教育前後により有意差が認められた ($X^2=4.32$, $p<.05$)。

HIV 感染者・患者への差別・偏見のない社会を築くため、各種支援活動・団体・イベントについてQ16でたずねると教育後のみ調査し、「知っている」と回答し具体的に記入した学生は約25%であった。

表4 HIV 感染、HIV 感染者への対応

質 問 項 目 及 び 内 容	教育前 N=113	教育後 N=63
Q 7 エイズに対するイメージ 1. とても恐ろしい 2. なんとなく恐ろしい 3. 注意で恐ろしくない 4. その他	41 (36.0) 43 (37.7) 25 (21.9) 5 (4.4)	17 (27.0) 26 (41.3) 15 (23.8) 5 (7.9)
Q 8 あなたは将来、HIV に感染すると思いますか 1. 絶対にかからない 2. 多分かからない 3. 状況によりかかるかも知れない 4. やがてかかる 5. その他	14 (11.8) 47 (39.5) 47 (39.5) 0 (0.0) 11 (9.2)	7 (11.1) 18 (28.6) 34 (54.0) 0 (0.0) 4 (6.3)
Q 9 もし、あなたが HIV 抗体陽性と言われたときの気持ちを考えてみると 1. 何とも思わない 2. とても不安 3. 諦める 4. 死にたいくらい 5. その他	5 (4.4) 61 (54.0) 16 (14.2) 25 (22.1) 6 (5.3)	1 (1.6) 35 (55.6) 4 (6.3) 17 (27.0) 6 (9.5)
Q10 あなたが HIV 抗体陽性のときに、知らせる人 1. 家族のみ 2. 親しい友人のみ 3. 家族と友人の両方 4. 誰にも知らせない 5. 誰に知られてもかまわない 6. その他	53 (47.3) 3 (2.7) 21 (18.8) 18 (16.1) 10 (8.9) 7 (6.3)	14 (22.2) ** 10 (15.9) ** 22 (34.9) * 10 (15.9) 1 (1.6) * 6 (9.5)
Q11 あなたが HIV 抗体陽性のときの態度 1. 今まで通り 2. なるべく他人に接しない 3. 他人に絶対に近寄らない 4. その他	66 (58.4) 27 (23.9) 10 (8.8) 10 (8.8)	34 (54.0) 22 (34.9) 3 (4.8) 4 (6.3)

Q12 家族や友人に、HIV 感染者がいるときの態度 1. 今まで通り 2. なるべく近寄らない 3. 絶対に近寄りたくない 4. その他	87 (77.0) 14 (12.4) 2 (1.8) 10 (8.8)	55 (87.3) 3 (4.8)+ 0 (0.0) 5 (7.9)
Q13 HIV 感染者のプライバシーは守られるか 1. 守られると思う 2. 守られることは難しい 3. 守られず、必ず漏れる 4. その他	53 (46.9) 48 (42.5) 8 (7.1) 4 (3.5)	22 (34.4) 32 (50.0) 6 (9.4) 4 (6.3)
Q14 あなたは、エイズをどのように考えていますか (複数回答含む) 1. 個人の問題 2. 社会的問題 3. 自分自身の問題 4. その他	19 (13.8) 89 (64.5) 22 (15.9) 8 (5.8)	9 (11.4) 55 (69.6) 10 (12.7) 5 (6.3)
Q15 「薬害については気の毒だと思うが性感染症によっては自業自得だ」という意見についてどう思いますか 1. その通りだと思う 2. 薬害であろうと性感染症であろうとエイズに感染しているのと同じ 3. どちらともいえない 4. わからない	17 (15.0) 27 (23.9) 54 (47.8) 15 (13.3)	7 (10.9) 26 (40.6) * 22 (34.4) 9 (14.1)
Q16 HIV 感染者・患者への差別、偏見のない社会を築くため各種支援団体・活動・イベントがあることを知っていますか 1. 知っている (具体的に) 2. 知らない		16 (25.4) 47 (74.6)

2) エイズに対する知識調査について

本学でのエイズ教育受講前後に知識調査を実施した結果、平均値は教育前20.89点、教育後28.44点となった。また t 検定を行った結果、教育後の方が有意に得点が高くなっていた ($t=7.07$, $df=174$, $p<.001$)。

3) 感染者の手記を読んだ感想文について

感想文の内容は多彩で項目ごとに分類することは困難である。また感想は手記を通して自分が感染者の武田さん、告白された友人、親の立場に立って述べているものが共通して多かった。下記に学生の感想文の一部をそのまま記載した。

①学生感想文より今までのエイズ教育について

「中学・高校の保健体育の授業で習った。」「学校の授業や講演・テレビドラマで関心が高まった。」「ニュースで知っている。」「異性間性行為により感染することや日常生活では簡単には移らないなど自分では一般の知識は持っていると思っていた。しかし患者・感染者の気持ちまで理解していなかったことに気付いた。」「薬害の人については授業、テレビ、新聞で知っていて気の毒だと思っていた。性感染の人に対しては自分のとった行動によってかかったのだからと思っていたが考えが変わった。」

② HIV 感染・感染者への対応について

「自分だったら家族が最も告白しにくく、受け入れられにくいと思う。しかし親に告白し、自分の人生を考えたい」「一人で最初武田さんは苦しんでいたが、友人に告白し受け入れられたことで救われた。自分もそういう友人を持ちたい。」「差別や偏見があるから無理してでも今まで通りに接する。」「私は自分がエイズだということを受けとめられないと思うが武田さんは逃げないで生きていこうと受けとめた。私もそうありたい。」「武田さんと同じ感染告知されたら周囲との関係を一切断ってしまうだろう。でも孤立することが恐くて何事もなかったように振る舞うだろう。」「普段から何でも話せる友人関係でいたい。」「感染すると孤独で一人では生きられない。辛く悲しいとき支えてくれる人がいるということは心強い。自分もよく言ってくれたねと言いたい。」「打ち明けられたとき、自分が感染したときのことを考え接したい。」「世間のエイズに対する無知さが感染者を苦しめているということがわかった。」「社会全体が見直さなければ差別はなくなる。間違った情報や恐ろしいというイメージがあり本当のことが分かっていない社会である。」「社会がもっと関心をもたなくては何も変わらない。」「知識を高め感染者が自分はエイズだと勇気を持って言える社会になればいいと思う。」「治療薬ができるまで感染者が少しでも苦しまないですむような社会にして行けたらと思う。」「感染しても人間らしい人生を送れる社会にしたい。」

上記の学生の感想文から、感染者の手記を読むことで感染者の立場に立ち、自分自身の切実な問題として考えることができ、強い影響力があったと思われる。

Ⅳ. 考 察

本研究では、本学のエイズ教育内容に感染者の手記を使用することで学生のエイズに関する意識・行動の変容を目的とした。

表3に示す本学入学までのエイズ教育状況の結果から、ほとんどの学生が学校教育の場で発達に応じたエイズ教育を受講していると考えられた。Q4に示すように教育後約50%の学生が「関心が高まった」と回答している。また学生の感想文からも教育を受けることで十分とは言えないが一応の知識を持つことができていることが伺われた。

Q7に示すようにエイズに対するイメージは教育後約68%の学生が「とても恐ろしい、なんとなく恐ろしい」と回答し恐ろしい病気と捉えている。このことから『エイズはこわい、だから予防しよう』という恐怖のイメージを残したままでの予防教育は性行為自体に対する偏見の助長や HIV 感染者の差別につながるのではないかと思われた。

また、将来「状況により感染するかも知れない」と教育後に約50%以上回答していることは身近なことと捉えているためと思われる。

一方、エイズ感染者との共生の必要性が協調されている現在、HIV 感染者と「今まで通り接する」ことができるか否かは差別・偏見をなくするために重要なことである。このことを、Q11・12の「今まで通り接する」の項目で比率を比較してみると自分が感染者の場合より周囲の家族・友人が感染者の場合の方が高い値を示しており、感染者に対して受容的な回答を示している。一方、差別・偏見を恐れているためか自分自身の場合は HIV 感染に対する態度は深刻かつ重大であると受け止めていると思われる。

Q10・11・12・14や感想文の結果から感染者であることがわかれば職を失い、病気の責

任を問われ、どちらかというと同情されず HIV 感染者は自業自得とみなされる可能性が強いという差別・偏見の存在を感じ、不安をいだいているということではないだろうか。これは学生のほとんどは身近にエイズ患者・感染者がいないのでマスコミと予防教育の影響の結果と考えられる。自業自得について Q15 に示すように教育後約 40% の学生が「薬害感染も性感染も同じである」と回答した。薬害の場合は、厚生省や社会の責任の問題があり暖かい支援は当然のことである。しかし問題解決した後は、HIV を持っている人間として薬害も性感染も同じとなる。感染の仕方の違いはあるものの、どう生きて行くかなどの悩みは同じとなり一緒に考えられる。よってなぜ感染したかを詮索するのではなく目の前の人間をみるべきだと思われる教育の必要性が考えられた。

Q16 で示されたようにエイズ支援団体や活動を「知っている」と回答し、また具体的に記入した中でレッドリボン・キルト・講演会・募金が多くみられた。これはやはり学内での教育とボランティア学生による啓発活動によると思われる。

また、エイズ教育前後による知識調査の結果より、わずかではあるが平均値が高くなったことは教育効果が現れたものと思われた。よって性・エイズ教育は継続的に実施しなければならないと思われた。

V. ま と め

1. 以上の結果をまとめてみると、学生の PWH/A(Person with HIV/AIDS) との共存、共生の意識と態度の変容は感染者の手記を使用した講義により教育前後で統計学的には認められなかった。しかしエイズ教育には、感染者が出現した場合の社会的パニックを回避するための教育や HIV 感染から個人を守るための教育などの側面がある。一方差別・偏見に対する教育は急務であるが、今後「友人が感染したら、自分は何ができるか」「周囲に感染者がいた場合、どう接すればいいか」というように自分自身の問題として自然に関心をもて共感できる教育が必要と思われた。
2. 意識・行動変容を促す教育を進めていくには、具体的には講義中心の受動的スタイルからグループワークなどを用い受講者が主体的に参加できる教育内容・方法を更に検討する必要があると思われる。
3. 感染者への支援活動は、福祉がクローズアップされている現代社会で、病気や障害のある人、高齢者と共生するという幅広いボランティア活動の啓発と活動参加につながる要素を共に持っていると思われる。

最後になりましたが、本研究をまとめるにあたり阿部清子講師、1 年全コースの学生へ体育講義にエイズ教育を取り入れご指導下さった桑原拓夫講師、また統計処理については赤澤淳子講師の指導を頂きまとめることができました。ここに心より御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 今中正美, 道本千衣子: 大学生のエイズに関する意識及び知識調査について (第 1 報), 学校保健研究, 37: 53-59, 1995
- 2) 財エイズ予防財団編: AIDS REPORT 35号, 1998
- 3) 財エイズ予防財団編: AIDS REPORT 34号, 1998

- 4) 国立大学保健管理施設協議会エイズ特別委員会編：「エイズ」教職員のためのガイドブックⅡ，1996
- 5) 武田淳：打ち明けてくれてありがとう，
- 6) 今中正美，道本千衣子：女子大学生のエイズに関する意識及び知識調査について，学校保健研究，38，1996
- 7) 日本学校保健研修社：政府広報関係 News，健 1998，12月
- 8) 日本学校保健研修社：教科のあちこちに分散するよりも統合をした扱いをする工夫を，健 1993，12月
- 9) 私立学校教職員共済組合：みんなで読めるエイズの本，1993
- 10) 矢野節子，武本千恵：短期大学生の AIDS に関する意識及び知識調査についてⅠ，今治明德短期大学紀要，1997
- 11) 荒川長巳：ケースビネット法を用いたエイズ患者に対するイメージ及び態度の基礎研究，学校保健研究，39，1997
- 12) 阿部清子，武本千恵：短期大学生の AIDS に関する意識及び知識調査についてⅡ，今治明德短期大学紀要，1998

在宅知的障害者のQOLに関する一研究

—— レジャー領域の調査を通して ——

長 尾 愛 子

1. 問題と目的

1979年の養護学校教育の義務制実施により、障害の重い子どもも含めた「全員就学」が実施されることとなった。そこで、すべての子どもが家庭から学校へ通うことが出来るようになり、地域での学校教育を保障されてきた。しかし、学校教育によって充実した日々を送り、成長・発達をとげてきたその子ども達が、卒業と同時に家庭に閉じ込められ、孤立的な生活をするようになるという現状がある。一般就労・福祉就労できない比較的障害の重い知的障害の子ども達は、卒業後も地域での生活を願っているが、やむなく家庭保護という形をとり、在宅になってしまう場合が生じてくる。つまり、養護学校卒業後は、必ず地域での生活への移行問題にぶつかるのである。

また、国際障害者年の取り組みを通じ、障害者が入所施設で一生を送るのではなく、地域社会の中で可能な限り普通の生活を送れるように障壁を取り除き、援助システムをつくるというノーマライゼーションの思想が定着してきた。そこで、その具体的な施策として、地域での活動の場の保障が大きな問題となってきた。多くの人にとっては、それは雇用の場であるが、就労が困難な、生活のほとんどが余暇となりうる重度の知的障害者にとっては、生活の質の向上をはかるために行われる地域支援サービスの場のことであり、その活動の場の拡充が必要となってくる。育成会や心身障害児者団体連絡協議会も、1994年からそのことについて取り組みはじめ、各地でも、通所の「重度障害者活動センター」などの地域生活支援システムを確立し、制度的な位置づけをしていく必要性が提起されてきた。

知的障害者のQOLを考えていく上では、そのような状況にある現在の在宅知的障害者の生活実態を把握しておくことは不可欠である。特に、QOLの一領域であるレジャー活動の充実、青年期を迎える在宅知的障害者にとって、生活全般の活性化をもたらす重要な役割を果たしている。人的・物的環境を整えて行われる地域社会での余暇支援活動は、知的障害者の特性である自己欲求・自己認識の弱さを考慮した意味ある活動として捉えられている。このようなことから、地域での活動への参加を促進していくことが、在宅知的障害者のQOL向上へつながるのではないかと考える。

したがって、先にも述べた通り、地域社会生活における、生活を豊かにするための、余暇を含む様々な文化的活動を援助するプログラム等の具体的方法論と、サービスシステムの統合的研究の開発が叫ばれている今日、在宅にある知的障害者は、それを充分活用し参加できる生活状況にあるのかどうかを明確にすることは、一定の意義を有するものと考えられる。学校と家庭での生活中心から、地域社会生活への移行の時期にある青年期を迎える知

の障害者にとって、在宅という形をとったことによるその生活実態は、果たして満足できる状況といえるのであろうか。余暇の自由な時間を、地域でのレジャー活動にどれだけ参加し、生活を充実させて過ごしているのであろうか。参加していない場合は、何が原因となるのであろうか。しかしながら、青年期在宅知的障害者に関するレジャー活動への参加状況や具体的阻害要因に焦点を当てた実証的研究は数少ないのが現状である。

そこで、まず、青年期在宅知的障害者の生活実態を把握し、余暇行動を阻害している要因を明確にして問題点を検証することが、これからの地域生活支援システム開発への視点と機能を考えていく上でも必要となってくるのである。

知的障害者のQOLに関する先行研究では、その全領域に関する障害別・程度別の実態や、施設内での実態など、報告にとどまったものが多い。例えば、上岡・水町(1994)や須田(1994)は、身体障害者や就労している知的障害者を対象にした余暇行動内容と勤労意欲との関連をみようとしている。これは、職業生活の自立においても余暇の十分な活用ができないと離職する場合も多いことから、余暇と就労とは、充実した余暇を過ごすことでそれを就労への活力とするという関係にあるとし、就労していく上での充実した余暇の重要性と必要性を指摘している。

Robert L.Schalok(1994)は、QOLの一領域であるレジャーの充実ということが、学校と家庭での生活から地域社会生活への移行の時期にある、青年期を迎える知的障害者にとっては、重要な領域としての役割を果たすと述べている。また、亀山(1994)は、その地域で参加できるレジャー活動の充実が、生活全般の活性化をもたらしていることを実証している。余暇をどう過ごすかということで、人間の生活の質は大きく変わってくるといえる。小沼(1994)や稲垣(1992)は、余暇についての本質を、自らの意志で活動し充実した時間を過ごすことで、自己実現を成し遂げる活動としており、生活の質を高める一つの要素として、余暇を位置づけるべきだとしている。余暇による活動は、知的障害者にとって、様々な体験を豊かにしてくれるだけでなく、精神的な安定をもたらす重要な要素をもっている。余暇が充実することで生活の質も向上し、さらには、知的障害者の生活を変える一側面としての原動力となり得る可能性を秘めていると思われる。

一方、井上・小林ら(1994)や井沢(1995)は、地域社会生活における、生活を豊かにするための、余暇を含む様々な文化的活動を援助するサービスシステムの開発やその個人的訓練を実践している。また、小林(1992)は、青年期自閉症者の余暇活動の特徴を述べており、渡辺(1984)や亀岡(1992)は、知的障害者を対象に余暇活動の実態調査を行っている。さらに、柴田(1995)と今野(1995)と寒川(1995)らは、知的障害者の地域支援活動の現状と課題等を継続的に報告している。そこで、実態調査結果の一部からレジャー活動への阻害要因を導きだしているものとして、原田(1989)は、「知的障害者は、友達つきあいが少なく、常に家族によりかかっている」ことを指摘している。また知的障害児・者は、余暇と一緒に過ごす友達や相談相手となる親しい友達がいらないなどの実態が多く報告されている(渡辺, 1984; 宮本・大野, 1986; 兵庫県立精神薄弱者厚生相談所, 1993; 姫路市総合福祉通園センター成人部余暇利用促進検討委員会, 1993; 須田, 1994; 亀山, 1994; 伊藤, 1995)。余暇を共に過ごす友達や相談相手となる親しい友達がいらないということは、知的障害児・者の余暇行動の問題に大きく影響を与えているのである。

これら一連の先行研究は、とりわけ施設での各障害者の生活に関する現状や余暇行動の

実態の一部についての問題把握にとどまった段階のものが殆どである。したがって、このような状況を鑑みれば、在宅の知的障害を主とした余暇行動の阻害要因そのものに着目し、検証していくことが必要であるといえる。

そこで、本研究では、養護学校卒業後、一般就労・福祉就労していない青年期の在宅知的障害者のQOL向上への支援法を検討するために、質問紙により生活の実態（主にレジャー領域）を明らかにし、余暇欲求・余暇環境・余暇手段・親の意識・本人の属性などを構成している各々の要因が、どの様に対象者の余暇行動を阻害しているのか実状を把握する。その中から、地域でのレジャー活動に定期的に参加している群と参加していない群の比較により、参加していない群に対する問題点を導きだし、検証する。さらに、実際に地域内でのレジャー活動に定期的に参加している青年期在宅知的障害者の面接調査も実施し、参加していることで、どのように生活全体へ影響しているのかを認識し、その生活の質向上への課題を見出すことを目的とする。また、地域での支援体制の整いつつある現在、何らかのレジャー活動への参加を促進させ、在宅知的障害者のQOL向上の一助となるような支援法を考察していく。

2. 方 法

(1) 調査方法

質問紙による郵送調査および、留め置き調査を行った。

(2) 調査対象

対象者は、養護学校の高等部卒業後、一般就労・福祉就労していないH県に在住する、知的障害を主たる障害とする青年期在宅知的障害者の保護者（83名）を、親の会やデイ・サービス等を通して、抽出した。（その中には、H県内の地域でのレジャー活動に定期的に参加している参加高群と、参加頻度の少ない参加低群がいる）

(3) 調査期間

1996年7月から9月（1996年7月1日現在の状況について記入）

(4) 調査内容

本調査の調査項目は、事前調査によって採択された項目から、「フェイスシート項目」、「余暇手段に関する項目」、「親の意識に関する項目」、「レジャー活動参加者の状況に関する質問項目」、「本人の余暇欲求に関する項目」、「余暇環境に関する項目」という6つの大項目で構成し、余暇行動の阻害要因の質問項目は、最終的に47項目とした。

(5) 調査票の回収状況

回収数は74名で、回収率は89%であり、その中から無記入項目の多かった2名については、データアウトした。有効回答数は72名で、有効回収率は87%であった。

(6) 分析の方法

在宅知的障害者のレジャー活動の阻害要因を明らかにする分析については、H県内の各主催の地域でのレジャー活動項目の調査結果から、点数化により群分けした参加高群・参加低群の2群間で、どのような違いがあるか検討し、その関連を検証した。各々の活動内容を5段階評定尺度により点数化し、合計9点以上を参加高群、9点未満を参加低群とした。

人数は、回答数72名中参加高群22名、参加低群50名である。また、結果の処理としては、参加高群と参加低群についての正確な有意差をみるために考慮して、「どちらでもない」

という回答を削除した上で、 X^2 検定をおこなった。また、QOL向上に与える影響度については、地域でのレジャー活動に現在定期的に参加している比較的重度の青年期在宅知的障害者の親（介護者）10名を抽出し行った面接調査結果も分析に加えた。

3. 結 果

(1) 対象属性について

① 年齢・性別

対象者の年齢は、Fig. 1 に示すとおりであり対象者本人72名の平均年齢は26.9歳、標準偏差は6.08である。

対象者本人の性別は、72名のうち、男性34名（47.2%）女性38名（52.3%）である。

② 介護者年齢

介護者年齢は、Fig. 2 に示すとおりであり、有効回答者（2名を除いて全て母親が回答）72名の平均年齢は、53.8歳、標準偏差は8.26である。年代別にみて最も多いのは、40歳代の母親であり、全体の4割を占めている。

③ 障害の程度

障害の程度は、Fig. 3 に示すとおりである。一般就労・福祉就労していない青年期在宅知的障害者の本研究対象者は、全体の3分の2以上が重度の障害者である。また、障害の程度と参加高群と参加低群の間において、有意差は認められなかった。

④ 重複障害

重複障害の有無については、知的障害のみの対象者は72名中、28名

（38.9%）であり、知的障害と何らかの障害を2つ以上重複している者は、44名（61.1%）である。

⑤ 健康状態と地域でのレジャー活動参加状況との関連

質問紙記入時の対象者本人の健康状態は、全体は、「健康である」が80.6%であり、参加高群では72.7%、参加低群では84.0%と、ともに良好な健康状態が多数を占めている。

⑥ 友達の有無と地域でのレジャー活動参加状況との関連性

対象者本人に、気の合う仲の良い友だちがいるかどうかについては、全体的には、「気

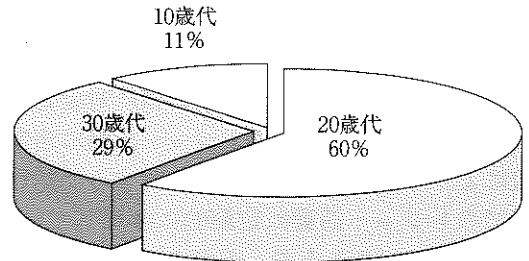


Fig. 1 本人(在宅知的障害者)の年齢

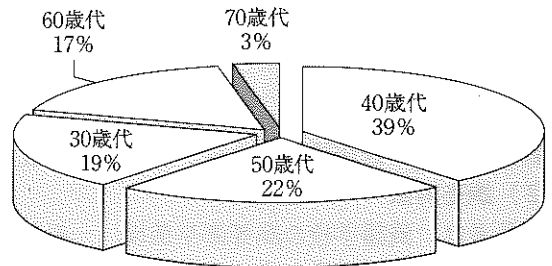


Fig. 2 介護者年齢

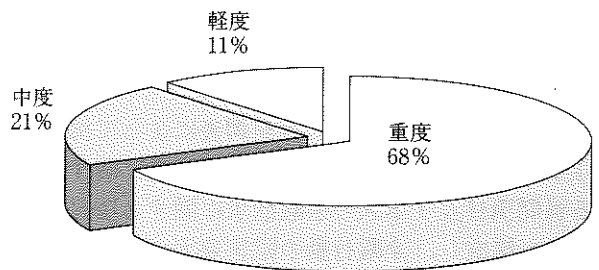


Fig. 3 障害の程度

の合う友達がいる」は33.3%で、「気の合う友達がいらない」は41.7%であったが、参加高群では、「気の合う友達がいる」が54.5%で、参加低群では、「気の合う友達がいらない」が50.0%である。高群と低群間において有意差が認められた。 $(n=72, \chi^2=7.07, df=2, p<.05)$

この結果から、青年期の在宅知的障害者が、地域でのレジャー活動へ積極的に参加することによって、仲間とふれあう機会も多くなり、気の合う仲の良い友達ができたり、友人関係も広がることにつながるなど、結果的に良い影響をもたらしていると判断できる。

(2) 余暇欲求項目と地域でのレジャー活動参加状況との関連性

質問紙の全ての暇欲求項目についてのレジャー活動参加状況との関連性は、Table 1 に示すとおりである。

Table 1 余暇欲求項目とレジャー活動参加状況結果

単位：%

	参加高群			参加低群			全 体			X ²
	はい	いいえ	どちらでもない	はい	いいえ	どちらでもない	はい	いいえ	どちらでもない	
3. 一人遊び好む	27.3	27.3	45.5	36.0	24.0	40.0	33.3	25.0	41.7	n.s.
4. 人見知りする	9.1	63.6	27.3	12.0	68.0	20.0	11.1	66.7	22.2	n.s.
5. 外出欲求ある	90.9	0.0	9.1	80.0	4.0	16.0	83.3	2.8	13.9	n.s.
6. 友達と交流好む	63.6	9.1	27.3	64.0	16.0	20.0	63.9	13.9	22.2	n.s.
10. 行事に興味ある	18.2	54.5	27.3	12.0	68.0	20.0	13.9	63.9	22.2	n.s.
13. 就労経験ある	27.3	63.6	27.3	8.0	90.0	2.0	13.9	81.9	4.2	*
14. 料理好む	9.1	31.8	59.1	16.0	64.0	20.0	13.9	54.2	31.9	n.s.
15. 音楽活動好む	81.8	0.0	18.2	80.0	12.0	8.0	80.6	8.3	11.1	n.s.
16. 運動・ゲーム	27.3	13.6	59.1	28.0	8.0	24.0	27.8	37.5	34.7	n.s.
17. 人の多い場好む	50.0	9.1	40.9	52.0	12.0	36.0	51.4	11.1	37.5	n.s.
18. 園工好む	40.9	0.0	59.1	40.0	38.0	22.0	40.3	26.4	33.3	**
19. ハイキング・旅行好む	59.1	0.0	40.9	68.0	8.0	24.0	65.3	5.6	29.2	n.s.
20. 買物好む	81.8	0.0	18.2	74.0	8.0	18.0	76.4	5.6	18.1	n.s.
21. 音楽鑑賞好む	95.5	0.0	4.5	76.0	10.0	14.0	81.9	6.9	11.1	n.s.
22. 映画鑑賞好む	45.5	0.0	54.5	28.0	34.0	38.0	33.3	23.6	43.1	**

** $p < .01$ * $p < .05$

① 外出欲求についての実態

対象者本人のレジャー活動に対する欲求に影響してくる要因として外出状況に関する質問を行った。親からみた子どもの外出欲求についての全体の結果は、参加高群と参加低群についての結果についても同様に、圧倒的に外出への欲求が高いことを示している。

対象者本人の外出欲求については、Fig. 4 に示すとおり約83%が「外出欲求がある」にも関わらず、外出してから参加可能となる地域でのレジャー活動はFig. 5 に示すとおり、約89%が「主催されていない」という状況であった。

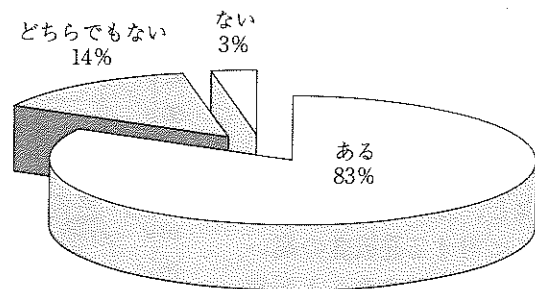


Fig. 4 外出欲求

また、ひとりでの外出の可否についての結果は、「ひとりで外出できない」が参加高群において90.9%，参加低群においても84.0%であり、両群ともに、ひとりでの外出はほとんどが不可能な状態である。全体でも「ひとりで外出できる」が5.6%，「ひとりで外出できない」が86.1%である。ひとりでの外出の頻度についての結果は、全体では「ひとりで外出する」が5.6%，「ひとりで外出しない」が90.3%である。外出欲求についての各項目間において χ^2 検定を行った結果、有意な差は認められなかった。対象者本人に外出欲求があっても、ほとんどの場合一人での外出不可能な状態にあることが明らかとなった。このことは、外出をする際の介助者の必要性を物語っている。

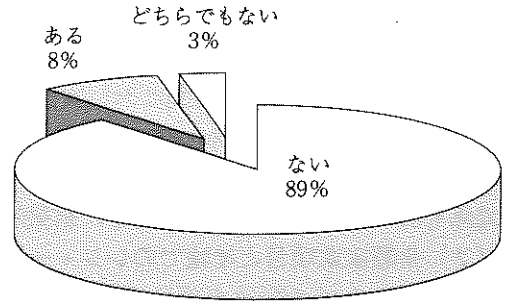


Fig. 5 参加可能なレジャー活動

② 地域でのレジャー活動への興味・関心の実態

地域主催のレジャー活動への子どもの興味・関心の実態は、全体的に、「関心ある」は13.9%で「関心ない」は63.9%である。地域でのレジャー活動への興味・関心の実態について、レジャー活動の参加状況との間に有意な差は認められなかった。「なぜ興味・関心をもっている対象者が少ないのか」ということについて考えていくと、これは、地域での活動主催の状況とも関連してくるといえる。そこで、地域でのレジャー活動への興味・関心と、近所での活動主催の有無についても各項目間において関連性をみたところ、1%水準で有意な差が認められた。 $(n=49, \chi^2=19.36, df=1, p<.01)$

居住地域近辺での活動主催の有無は、対象者本人が、地域主催のレジャー活動へ身近に興味・関心をもつことに、大きく影響していることがわかる。

③ 余暇活動内容の好みの実態

親からみた子どもの余暇活動の好みについての実態は、Fig. 6 に示すとおりである。全体の結果として、興味・関心の多かった活動は、「音楽活動（歌唱や楽器演奏）」が80.6%，「音楽鑑賞」が81.9%と、圧倒的に「音楽」に関する活動が多いといえる。次いで「買物」が76.4%，「ハイキング・旅行」が65.3%である。「音楽」については、人間の感情レベルに働きかける要素があり、「買物」「ハイキング・旅行」については、外出による開放感をもたらすなど、互いに心的ストレスに対する発散度の高い活動内容であることが考えられる。親からみた子どもの余暇活動の好みに

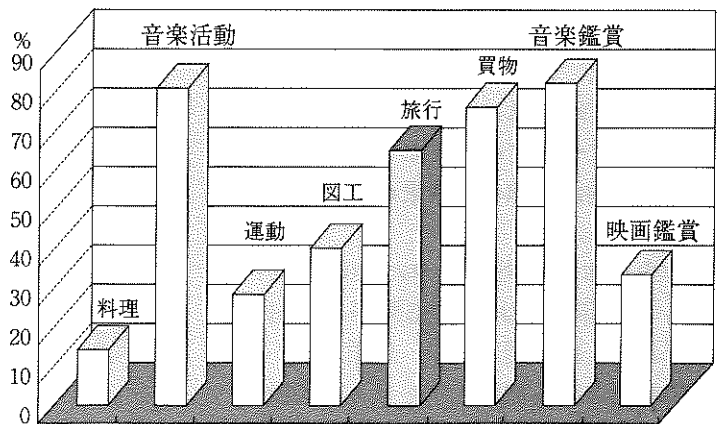


Fig. 6 余暇活動内容(好み)

についての参加高群と参加低群間で χ^2 検定を行った結果、参加高群と参加低群において図工、映画について 1%水準で有意な差が認められた。

・図工 ($n=48, \chi^2=7.26, df=1, p<.01$) ・映画 ($n=41, \chi^2=9.37, df=1, p<.01$)

④ 対象者本人の性格の影響

レジャー活動に対する欲求に影響してくる要因として、対象者本人の性格に関する質問を行ったが、「一人遊びを好むかどうか」では「どちらでもない」が41.7%あり、判断しにくい質問だったといえる。また「人見知りをするか」では66.7%が「しない」と回答している。「人との交流を喜ぶかどうか」では、「喜ぶ」が全体で63.9%を占めている。参加高群と参加低群についての結果もほぼ同じ割合であり、在宅知的障害者は、人との関わり・交流などを快い体験として受けとめていることがわかる。さらに、人の多い場所を好むかどうかについての全体の結果は、「好む」が51.4%であり、参加高群と参加低群についての結果も、半数以上が人の多い所を好んでいるという結果を示している。これらの項目間において χ^2 検定を行った結果、有意な差は認められなかった。レジャー活動に対する欲求の部分に影響してくるであろうと予想した対象者本人の性格に関する要因は、地域でのレジャー活動への参加状況との間に、大きな関連性はないという結果となった。

(3) 余暇手段項目と地域でのレジャー活動参加状況との関連性

質問紙の全ての余暇手段項目についてのレジャー活動参加状況との関連性は、Table 2 に示すとおりである。

Table 2 余暇手段項目とレジャー活動参加状況結果

単位：%

	参加高群			参加低群			全 体			X ²
	はい	いいえ	どちらでもない	はい	いいえ	どちらでもない	はい	いいえ	どちらでもない	
8. 一人外出可能	0.0	90.9	9.1	8.0	84.0	8.0	5.6	86.1	8.3	n.s.
9. 一人外出する	9.1	81.8	9.1	4.0	94.0	2.0	5.6	90.3	4.2	n.s.
26. 主催知っている	63.6	27.3	9.1	52.0	26.0	22.0	55.6	26.4	18.1	n.s.
28a. 情報源ある	54.5	18.2	27.3	20.0	56.0	24.0	30.6	44.4	25.0	**
30. バス利便性良い	45.5	27.3	27.3	72.0	16.0	12.0	63.9	19.4	16.7	n.s.
31. バス利用する	27.3	54.5	18.2	24.0	68.0	8.0	25.0	63.9	11.1	n.s.
32. 車所有(母)	63.6	27.3	9.1	72.0	24.0	4.0	69.4	25.0	5.6	n.s.
33. 車所有(家族)	72.7	18.2	9.1	64.0	36.0	0.0	66.7	30.6	2.8	n.s.

** $p<.01$ * $p<.05$

① 情報を知らせてくれる人の存在

地域でのレジャー活動の主催に関する情報を知らせてくれる友人や知り合いの存在があるかどうかの結果は、全体では「情報提供者がいる」は30.6%、「情報提供者がいない」が44.4%である。半数近くは情報提供者としての知り合いがいないという実態であった。参加高群では「情報提供者がいる」は54.5%「情報提供者がいない」が18.2%であり、それに対して参加低群では、「情報提供者がいる」が20.0%、「情報提供者がいない」は56.0%である。余暇手段としての情報源となる情報を知らせてくれる存在の友人の有無は、地域でのレジャー活動参加状況の参加高群と参加低群の間において 1%水準で有意差が認められた。($n=54, \chi^2=11.05, df=1, p<.01$)

② レジャー活動参加手段としての自家用車の所有状況

地域のレジャー活動参加への交通手段として、介護者（母親）の自家用車所有状況に関する実態は、全体では「所有している」は69.4%、「所有していない」が30.6%である。7割近くは介護者が自由に使用可能な自家用車を所有していることがわかる。参加高群では「所有している」は63.6%「所有していない」が27.3%であり、参加低群では、「所有している」は72.0%、「所有していない」が24.0%である。交通手段としての自家用車所有状況について地域でのレジャー活動参加状況の参加高群と参加低群の間において有意な差は認められなかった。また、家族が自由に使用可能な自家用車を所有しているかどうかの実態は、参加低群に比べ参加高群の方が所有している割合がやや高くみられる。参加高群と参加低群の間において有意な差は認められなかった。この結果より、家庭に全く自家用車を所有していない場合がどれくらいの割合で存在するかを明らかにしたところ16.7%であった。介護者自身と家族の者両方いかずれか片方が自由に使用可能な自家用車を所有している場合は、全体の84.3%を占めているという結果であった。また、有意な差は認められなかったことから、たとえ自家用車を所有していても、レジャー活動への参加に対して積極的ではない場合も多いことがわかる。これは、地域でのレジャー活動の必要性に対する親の意識の問題が影響してくるといえる。

③ 公共交通機関の利用状況

地域のレジャー活動参加への交通手段として、公共交通機関の利用状況の実態は、全体では「よく利用する」は25.0%、「あまり利用しない」が63.9%であり、参加高群と低群に関してもほぼ似たような割合である。また、居住地による公共交通機関（電車・バス等）の利便性については、「便利である」が63.9%、「便利ではない」が19.4%という結果である。このように公共交通機関（電車・バス等）の便利な場所に居住していながらも、その利用は、ほとんどなされていないという実態であった。

（4）余暇環境項目と地域でのレジャー活動参加状況との関連性

質問紙の全ての余暇環境項目についてのレジャー活動参加状況との関連性は Table 3、余暇環境項目に影響してくる親の好みの内容についてのレジャー活動参加状況との関連性は、Table 4 に示すとおりである。

① 近所の友人の有無

地域でのレジャー活動の参加促進に関連する要因として、近所の友人の有無があげられるが、その実態は、全体では「近所に友人いる」が8.3%、「近所に友人いない」が80.6%である。参加高群・参加低群ともに同様な結果であり、いかに余暇環境としての人間関係が狭小化して閉鎖的であるかがわかる。

② 近所で参加可能なレジャー活動開催の有無

地域でのレジャー活動の参加促進に関連する要因として、近所での参加可能な余暇の機会や場所の有無があげられるが、その実態は、全体では「ある」が8.3%、「ない」が88.9%である。参加高群・参加低群ともに同様な結果であり、「外出欲求」でも述べたとおり、外出欲求はあるのだが、それを満たせる環境が整っていないという結果が明らかである。

③ 家族内における要介護の有無

地域でのレジャー活動の参加阻害要因として、家族内に青年期在宅知的障害者本人以外に介護の必要な者がいるかどうかのことがあげられる。その実態は、全体では「いる」が23.6%、「いない」が73.6%である。参加高群においては、「いる」は4.5%「いない」が86.5%で

Table 3 余暇手段項目とレジャー活動参加状況結果

単位：％

	参加高群			参加低群			全 体			X ²
	はい	いいえ	どちらでもない	はい	いいえ	どちらでもない	はい	いいえ	どちらでもない	
1. 子健康状態	72.7	18.2	9.1	84.0	10.0	6.0	80.6	12.5	6.9	n.s.
2. 仲良い友達	54.5	22.7	22.7	24.0	50.0	26.0	33.3	41.7	25.0	**
7. 近所友達	9.1	81.8	9.1	8.0	80.0	12.0	8.3	80.6	11.1	n.s.
11. 参加可行事	18.2	81.8	0.0	4.0	92.0	4.0	8.3	88.9	2.8	n.s.
12. 近所の活動	18.2	72.7	9.1	0.0	84.0	16.0	5.6	80.6	13.9	**
23. 母健康状態	50.0	18.2	31.8	68.0	10.0	22.0	62.5	12.5	25.0	n.s.
24. 一緒に買物	72.7	18.2	9.1	74.0	18.0	8.0	73.6	18.1	8.3	n.s.
25. 施設利用	18.2	81.8	0.0	4.0	92.0	4.0	8.3	88.9	2.8	*
27. 家族友達	63.6	27.3	9.1	56.0	32.0	12.0	58.3	30.6	11.1	n.s.
28b. サービス利用	36.4	54.5	9.1	16.0	76.0	8.0	22.2	69.4	8.3	*
29. 行事参加	27.3	63.6	9.1	4.0	80.0	16.0	11.1	75.0	13.9	**
34. 家事・仕事	54.5	0.0	45.5	64.0	4.0	32.0	61.1	2.8	36.1	n.s.
35. 時間的余裕	63.6	18.2	18.2	66.0	14.0	20.0	65.3	15.3	19.4	n.s.
36. 経済的余裕	72.7	0.0	27.3	68.0	10.0	22.0	69.4	6.9	23.6	n.s.
37. 社交性	36.4	4.5	59.1	48.0	22.0	48.0	44.4	16.7	38.9	n.s.
38. 要介護者	4.5	86.4	86.4	32.0	68.0	0.0	23.6	73.6	2.8	*

**p<.01 *p<.05

Table 4 余暇手段項目（親の好みの影響）とレジャー活動参加状況結果

単位：％

	参加高群			参加低群			全 体			X ²
	はい	いいえ	どちらでもない	はい	いいえ	どちらでもない	はい	いいえ	どちらでもない	
39. 料理	63.6	9.1	27.3	56.0	12.0	32.0	58.3	11.1	30.6	n.s.
40. 音楽活動	45.5	9.1	45.5	60.0	12.0	28.0	55.6	11.1	33.3	n.s.
41. 運動・ゲーム	36.4	9.1	54.5	52.0	24.0	24.0	47.2	19.4	33.3	n.s.
42. 人の多い場	0.0	22.7	77.3	42.0	28.0	30.0	29.2	26.4	44.4	**
43. 図工（創作）	45.5	4.5	50.0	30.0	26.0	44.0	34.7	19.4	45.8	n.s.
44. ハイキング・旅行	54.5	18.2	27.3	52.0	4.0	14.0	73.6	8.3	18.1	*
45. 買物	72.7	9.1	18.2	88.0	4.0	8.0	83.3	5.6	11.1	n.s.
46. 音楽鑑賞	81.8	9.1	9.1	76.0	8.0	16.0	77.8	8.3	13.9	n.s.
47. 映画鑑賞	27.3	9.1	63.6	48.0	28.0	24.0	41.7	22.2	36.1	*

**p<.01 *p<.05

あり、それに対して参加低群では、「いる」が32.0%、「いない」は68.0%である。

余暇環境としての家族内での要介護者の有無は、地域でのレジャー活動参加状況の参加高群と参加低群の間において5%水準で有意差が認められた。(n=70, $\chi^2=5.66$, df=1, p<.05)

この結果から、家族内に介護を必要とする者がいる場合は、誰か他の人的な支援がない限り、地域でのレジャー活動への参加は、不可能な状態であることがわかる。また、ますます高齢化社会が進むであろうこれからの日本にとって、介護者という人的支援の必要性が、大きな問題となってくることを暗示している。

④ 親の経済状況

地域でのレジャー活動へ参加したり、余暇を楽しむための経済的余裕があるかどうかの実態は、全体的に「余裕がある」が69.4%、「余裕ない」が6.9%、「どちらでもない」が23.6%である。中流家庭がほとんどを占める現代、経済状況が困窮だという家庭は極わずかであった。レジャー活動や余暇を楽しむための経済状況は、地域でのレジャー活動参加状況の参加高群と参加低群の間において有意な差が認められなかった。

⑤ 親の性格

地域でのレジャー活動の参加に関連する要因の一つとして親の性格が内向的か外向的かという社交性があげられる。その実態は、全体では「社交的である」が44.4%、「社交的でない」が16.7%、「どちらでもない」が38.9%である。参加高群は、「社交的である」が36.4%、「社交的でない」は4.5%、「どちらでもない」が59.1%であり、参加低群においては、「社交的である」が48.0%、「社交的でない」は22.0%、「どちらでもない」が48.0%である。地域での余暇活動参加に影響してくると思われる親の性格については、地域でのレジャー活動参加状況の参加高群と参加低群の間において有意差は認められなかった。しかし、人の多い場所を好む性格かどうかについては、参加状況との間に1%水準で有意な差が認められた。 $(n=40, x^2=6.32, df=1, p<.01)$

⑥ 親の時間的余裕

地域でのレジャー活動へ連れて行くことができるかどうかは、親の時間的余裕の有無に関わってくる。その実態は、全体では「余裕ある」が65.3%、「余裕ない」が15.3%である。参加高群においては、「余裕ある」は63.6%、「余裕ない」が18.2%であり、それに対して参加低群では、「余裕ある」が66.0%、「余裕ない」は14.0%である。親の時間的余裕と参加状況には関連性があるであろうという予想に反して、地域でのレジャー活動参加状況の参加高群と参加低群の間において有意な差は認められなかった。

⑦ 余暇活動内容に対する親の好みの実態

親の余暇活動の好みについて、参加高群と参加低群の間において x^2 検定が行われた結果、参加高群と参加低群において「図工・創作」「ハイキング・旅行」について5%水準で有意な差が認められた。

・ハイキング・旅行 $(n=59, x^2=5.29, df=1, p<.05)$

・図工・創作 $(n=39, x^2=4.79, df=1, p<.05)$

4. 考 察

(1) 対象者

調査を実施するにあたり、対象を青年期の知的障害を主とする在宅者としたことで、対象者の抽出に対して、非常に困難をきわめた。また、対象を通所の福祉就労・一般就労していない在宅知的障害者とし、地域を限定したことにより、標本数が予想以上に少なくなったことは、本調査における結果が、青年期在宅知的障害者全体の傾向を示しているとは断定できない。また、回答者としては、2名を除き全てが母親であることから、在宅知的障害者の介護者のほとんどが母親であるという実態が推測される。さらに回答者の平均年齢は、53.8歳で、40歳代の母親が4割を占めている。これは、対象者を養護学校卒業後の青年期（主に20歳代）としているためである。これは、まだ介護者である母親の、体力的な限界が生じていない状況の調査結果ということなので、考察にあたっては、考慮する必要があると思われる。

しかし、質問紙記入に対しての大きな負担があるにも関わらず、自由記述も熱心に回答されており、調査の有効回答率としては、87%という高回収率であった。このことから、対象者の現状把握や理解、また地域支援の質的な充実への切なる願いと期待が込められていると考えられる。

(2) 余暇欲求項目

対象者本人の余暇欲求項目において、地域でのレジャー活動参加状況の参加高群と参加低群の間において、 χ^2 検定で有意な差が認められた項目は、「余暇の好みとしての図工・映画」と「対象者の就労経験の有無」であった。「レジャー活動への興味・関心」については、地域でのレジャー活動参加状況との間に、有意な差は認められなかったが、これは、対象者の居住している地域との関連があると考えられる。そこで、地域でのレジャー活動主催の有無と興味・関心について関連性をみたところ、1%水準で有意な差が認められた。このことから、地域でのレジャー活動が、対象者の居住している近辺において、主催されているか否かということが、対象者自身の興味・関心を持つ契機となるといえる。

また、「外出欲求」については、全体で83.3%が「ある」と回答しているのに対し、外出してから参加可能な行事が主催されているかについては、全体で88.9%が「主催されていない」と回答している。これは、外出の欲求があっても、参加可能な地域でのレジャー活動が主催されていないので、その欲求は満たされないという実態を示している。外出欲求があるにも関わらず、「地域での参加可能な活動は、主催されていない」と認識しているということは、気軽に参加可能な、地域でのレジャー活動内容の貧困さをも示しているであろう。活動主催の必要性和、知的障害者の参加可能な内容や支援の必要性が明らかとなってくる。

余暇活動の好みの調査については、殆どの対象者が、たとえ重度であっても、余暇に対する好みや欲求を確実にもっていることが明らかとなった。中でも、有意差がみられた「図工・映画」については、その好みが強いか弱いかにより、主催されている活動内容への参加状況に大きく影響してくることが示されたと思われる。また、有意差の見られなかった活動項目の中にも重要な結果が現れている。それは、先行研究とも同様に、全体的に欲求が強く80%を越えていた音楽活動である。音楽活動は、参加の状況に関わらず、全ての在宅知的障害者にとって、最も好まれる余暇活動であるといえる。その理由としては、音楽のもつ身近さ・手軽さ、そして何よりも音楽は、人間の感情レベルに働きかけ心身を憩わせるオアシスの意味を内在していることから、誰もが興味を示し、感情を表現する良い手段となっていると考えられるからである。また、音楽に次いで高かった内容として、「買物」が全体で76.4%、「ハイキング・旅行」65.3%であった。これは外出による開放感によってリフレッシュできるという、心的ストレスの発散・解消となる内容なので、全体的に好みが強いのではないかと考える。

一方、対象者本人のレジャー活動に対する欲求に影響してくることとして、本人の性格や属性に関する要因が大きいと仮説をたてていたが、活動への参加状況には、有意な差が認められなかった。これは、「一人遊びを好む」「人見知りをする」「人の多い場所を嫌う」などの項目であるが、そのような性格に関する要因は、青年期の在宅知的障害者にとっては、レジャー活動への参加状況と直接的には関連性のないことが明確化された。さらに、一般的に、知的障害者の性格としては、余暇に対する欲求も少ないと勘違いされ易いが、

全体として6割以上は、人見知りもなく、人との交流を喜ぶということを、この実態調査からも再認識することができる。特に、本人の性格に関係してくることで有意差がみられた項目は、「就労経験の有無」である。地域でのレジャー活動参加状況の参加高群と参加低群の間において5%水準で有意な差が認められた。また、「就労経験の有無」と「外出欲求」の間には、1%水準で有意な差が認められた。これは一度就労を経験したことが、本人の「外出欲求」に関連し、促進要因となっているといえる。家庭から地域社会へ出て活動することを、一度でも経験していると、在宅となってからも地域社会へ出ていこうとする本人の欲求に対して、何らかの影響を与えていることがわかる。

余暇欲求項目の最後として、特に有意差は認められなかった項目だが、「一人での外出の可否」について述べると、全体の86.1%が一人での外出が不可能という状況であることを示しているが、このことから、外出する際は、全面的な介助者が必要となってくことを明確化している。また、一人での外出が不可能であっても、「外出欲求」は、全体で83.3%の対象者がもっていると明らかになったことから、その欲求を満たしていくには、やはり人的支援の必要性が不可欠となってくるといえる。

以上のように、青年期の在宅知的障害者の余暇に対する欲求の実態が把握できたが、そこにみられる阻害要因としては、知的障害による余暇醸成力の少なさから生じる活動の好み・レパートリーの偏りや、障害の程度・重複障害等による活動範囲および内容の制限があげられる。また、ほとんどの青年期の在宅知的障害者が、外出に対する欲求をもち、何らかの好みを持っていることから、その一人ひとりの好みや欲求を満たしていくことが確実にQOLの向上へつながっていくことがわかる。そのためには、その支援体制の整備という人的・物的環境や手段と関わってくることが示唆された。

(3) 余暇手段項目

余暇手段項目において、地域でのレジャー活動参加状況の参加高群と参加低群の間において χ^2 検定で有意な差が認められた項目は、「情報提供者の存在」のみであった。

「一人での外出の可否」については、全体の9割近くが一人での外出が不可能な状況であるため、ここでは、余暇手段としては、個々の移動能力の問題が重要なポイントとなる。本人の外出欲求があり、また家族の者が外へ連れて行きたいと思っても、そこに移動手段としての自家用車の所有がなかったり、公共交通機関の利用が不可能であれば、それは余暇行動への大きな阻害要因となる。

誰にも気兼ねすることなく、自由に使用することのできる自家用車所有の有無は、その参加状況に非常に大きく関連してくることである。先行研究では述べられていなかった「自家用車の所有状況」については、全体の84.3%が、介護者自身と家族の者両方がいずれか片方が自由に使用可能な自家用車を所有していることが明らかとなった。しかし、その中でまだ2割近くの家庭が自家用車を所有しておらず、自由に外出することが不可能な状態である。もちろんその理由は様々であろうが、面接調査から明らかにされたこととしては、やはり経済状態との関連が避けられない事実として述べられた。そのような家庭としては、気軽に便乗させてもらえる家族ぐるみの友人の存在の有無が、影響してくると思われる。また、公共交通機関（バス・電車等）の利用についての利便性などが、活動への参加を阻害する要因であると予想していたが、その有意差は認められず、公共交通機関の利用と活動参加状況には、関連性がないといえる。これは、先述したように、8割以上もの家庭が、

自由に使用可能な自家用車を所有している実態と面接調査からもわかるように、人目を気にする事や、外出の際必要となる重い荷物をもったりなど、精神的にも身体的にもストレスとなることを、できる限り避けたいと思っていると察することができる。フェイスシート項目で地域の障害者理解についても尋ねているが、そこでの回答として、「理解ある」という者がほとんどであった。しかし、ノマライゼーションの叫ばれる今日でも、いまだ根強い偏見や過ごしにくい社会の現実が山積しているということを、本調査から改めて認識することができた。

次に、情報提供者の存在の有無が、地域でのレジャー活動参加状況の高群と低群の間において、1%水準で有意な差が認められた。これは、自由記述項目からも述べられているが、親の会や他団体に加入していない母親にとっては、切実なことである。「情報提供者の有無」の質問結果から、ほとんど外出できず家族以外の地域の人との交流も全くない、孤独で閉鎖的な生活を送っている、青年期の在宅知的障害者の存在事実があることを浮き彫りにすることができた。情報を知らせてくれる友人がいないことは、余暇手段としての大きな阻害要因となる。いくら企画があってもその情報源がなければ、参加できないのである。参加低群において、「情報提供者がいない」と回答している人が6割近くも存在している。子ども同士での対人関係として「友人がいない」ということは、認識されていたが、介護者である母親の友人の有無に対してこれほどの数値が現れたことは、予想以上である。自由記述から明らかとなったことだが、養護学校に通っていた頃からの保護者同士のつながりは、卒業した時点で途切れてしまうという人も多かった。いかに母親同士であっても、対人関係の結びつきをつくることは困難を極めるということがうかがえる。

以上のようなことから、余暇手段項目に関する阻害要因から導き出される地域の支援活動として、企画への情報提供・ネットワークづくりとボランティア募集の広報活動や、送迎バスの確保などが求められていることが示唆される。

(4) 余暇環境項目

余暇環境項目については、対象者本人の余暇欲求や参加の状況に直接関連してくる内容や、親の性格・属性などのように親の抱える問題や親の意識の内容など様々な要因が絡みあっているといえる。地域でのレジャー活動参加状況の参加高群と参加低群の間において、 χ^2 検定で有意な差が認められた項目は、「仲の良い友だちの有無」「近所の活動の有無」「親の施設利用経験の有無」「親の行事参加経験の有無」「家庭内での要介護者の有無」と「余暇に対する母親の好みとしてのハイキング・旅行、図工」と「親の性格（人の多い場所を好む）」であった。家庭内で、対象者以外に介護を必要とする者がいる場合は、やはり時間的余裕もなく、外出不可能な状況にある環境なので、レジャー活動への参加状況に非常に大きく、影響を及ぼしていると考えられる。これは、これからの高齢化が進んでいく日本にとって、活動参加についての大きな阻害要因となることが予測できる。

また、母親の性格に関連することとして、人の多い場所を好むかどうかは、地域でのレジャー活動参加状況の参加高群・低群の間において1%水準で有意な差が認められた。このことから、母親の性格が子ども自身への生活全体に影響を及ぼしていることがわかる。余暇活動に対する母親の好みの調査について全体的に80%を越えていたのは、子どもの「音楽活動」に比べ、「買物」である。一日中、目を離すことのできない全面介助を要する重度・最重度の対象者をもつ母親は、外出して買物をするのが楽しみのひとつとなってい

るようである。しかし、好みはあっても、実際にはあまり行動できる余裕はないのが、実態として意識調査や面接調査から明らかとなった。有意差がみられた「ハイキング・旅行、図工」については、母親の好みが強いか弱いかにより、主催されている活動への参加状況に大きく影響してくることが示されたと思われる。また、全ての活動について参加高群は、興味関心があるからこそ、活動へ参加していることがわかる。親の好みの問題が、子どもの活動参加状況を左右していることが明確となった。また、自由記述からの内容として、「旅行など好きだが、子どもが生まれてから、現在まで一度も行っていない」と訴えている事実も多数あり、これは、介護者としての母親や家族の疲労感の現れと考えられる。このことは、介護者の負担を軽減していく福祉支援として、デイサービスやレスパイト・ケア等が充実されていくことの必要性を示唆しているといえよう。

前述したとおり、「外出欲求」はあっても、それを満たしてくれる参加可能な地域でのレジャー活動は、約9割が主催されていないと回答している。これは、現実的にそのような活動が不足していることと、様々な運営主体によって、公共・民間施設の場で主催されていることを知らないのかもしれない。そのことについては、調査していないので言及できないが、ただ自由記述と面接調査の結果から、主催されていることを知らないという母親も多く見受けられた。地域でのレジャー活動の情報は、社会福祉協議会・各障害者関連の施設・親の会・育成会・重症心身障害児者を守る会・養護学校・障害者スポーツセンター・障害者フレンドホーム・各市民センター・大学の障害児実践センター・障害児療育センター・発達障害センター・市役所の民政局などにより情報源はあるので、情報を得たいかどうかの母親や家族の意識の問題であると考えられる。

有意差の見られなかった項目の中で、「経済的余裕の有無」と「時間的余裕の有無」があげられるが、全体的に7割近くの母親が「余裕がある」と回答している。この結果からも明らかなように、介護者としての母親にとっての余暇行動の問題は、少なくとも時間や経済の問題ではないといえる。しかし、面接調査から実際に母親の本音や実情をより身近に聞き取ることができたが、経済状況としても、特に余裕があるわけではないことを知ることができた。なぜならば、できれば経済的負担にならないような支援活動やサービスの提供を期待しているし、少しでも高額の活動には参加をためらうという事実もみられた。

以上のように、青年期の在宅知的障害者の余暇に対する環境の実態が把握できたが、余暇行動を阻害する環境の決定的要因としては、知的障害者が気軽に参加可能な地域でのレジャー活動開催の不充分さが指摘される。対象者は、家族以外の友人と出会える場・友人と共に活動する場・喜びや楽しみを共有できる場の企画および提供を最も必要としていることが、その実態調査から再認識できる。

(5) 余暇に対する親の意識

親の意識については、地域でのレジャー活動の必要性を感じる者が、47.2%と約半数を占めているが、必要性を感じない者も36.1%という高い数値の結果となった。参加高群においても2割の者については、参加させていながらも、「全く必要性を感じない」と回答していることは、予想に反している。必要性を感じていない理由としては、家庭での生活が充実していることや、特に子どもに適し、喜んで参加できる活動が存在しないことが多くあげられた。また、この調査で全く必要性を感じないと回答したにも関わらず、地域でのレジャー活動参加のために要望する支援活動を数多く回答している者も多くみられた。

このことは、必要性を現在感じていなくとも、多くの支援活動や支援システムの確立を熱望していることがわかる。そして、制度化された万全な支援体制が整えば、是非利用し、地域でのレジャー活動への参加を促進させたいと考えていることが示唆される。その支援の具体的な内容としては、まず手段としての支援では、「各家庭までの完全な送迎バスの提供」「情報の提供」である。環境としての支援では、「家の近くの地域での活動主催」や「子どもが好きな内容で、豊かな種類のレジャー活動の開催」、「レスパイト・ケアの必要性」、人的援助としては、「ボランティアによる送迎・活動中の責任ある世話」など、気軽に全面介助をお願いできるボランティアの存在が必要とされていることがわかる。できればその活動参加への一部始終をボランティアに委ね、その間を日頃介助に追われている母親は、自分の自由な時間として過ごしたいと願っているといえる。

しかし、実際のところ安心してそのようなことができるには、まだまだ年月を要することであろう。地域支援システムを確立し、制度的な位置づけをしていくことが急務であるといえる。また、広報紙等でレジャーの案内を見ることはあるが、年齢や障害の制限があり、ほとんど利用できない状況であることも現実としての実態なので、その場の企画と提供、情報を知らせるための広報活動等の周知徹底が望まれる。そして支援者に「友だち」という形で家庭への訪問をしてもらうことを希望している人も多いことから、親の気が休まるような、安心して依頼できる介護者が来てくれるようなサービスも望んでいることが明らかとなった。

最後に「身体障害者に対して知的障害者への理解の不充分さを感じる」という意見も述べられていることから、やはり、知的障害者への偏見と差別や理解のなさが、実態として現実的に問題であることを浮き彫りにしている。

5. ま と め

本研究では、青年期の就労していない在宅知的障害者の介護者を対象に調査し、地域でのレジャー活動の参加に関する実態の把握とその問題となる阻害要因の調査・分析を行ったその結果から、地域でのレジャー活動の促進をはかるための具体的支援のあり方について、以下の知見を得ることができた。

青年期在宅知的障害者のQOLの向上を考えていく上で、「余暇」はむしろ「余った暇」ではなく「生活の本暇」といった方が適当で、それは生きていく上で最も大切な生活の部分として位置づけられる。そこに余暇活動の意義があり、その充実と参加促進の必要性が求められている。まず、具体的援助を行う個人援助システムをつくる必要がある。地域社会でも活動の場の設置や内容の充実をはかるための、様々な施策や制度も次第に整備されてきつつある。身体障害者の場合は、物理的環境の整備や移動手段の確保によって、自らの意志によって余暇活動を実現できるが、自己判断能力が弱い知的障害者の場合は、余暇醸成力の少なさから活動の好み・レパートリーの偏りや、重複障害による活動範囲の制限があげられるため、周囲の人的な継続的援助が必要となる。そこが地域社会での余暇活動の推進を行っていく上での、最も重要なポイントであり、マンパワー援助の確立など人的環境の整備が求められてくるのである。

次に、場の確保の問題があげられるが、地域社会の中での余暇活動の推進として青年学級や在宅デイ・サービス施設・障害者福祉センターなどの設置や内容の充実をはかるため

に、施設や制度としても随分整備されてきている。しかし、まだ充分とはいえないのが現状である。参加への要望はあっても、その施設状況としての問題から、定期的に確実に参加可能ではないことも生じてくる。やはり、地域の中で計画的に、数多く、そのような場が設置され実施されていくことが余暇活動の充実にとって必要であると思われる。

また、情報の提供については、ネットワークづくりや広報紙・放送サービスなどテレビ・新聞等マスメディアの利用を通じて、親の会や各種団体に加入していない全ての障害者の各家庭へも、自然な形で情報が提供されていき、また参加しやすくなるように、促進していくことができる方法を試みるべきであると考ええる。そして、そのことから結果的に、バリアフリー化の促進など心のバリアを取り除くための障害者の啓発・広報の展開へとつながることができれば国民の理解の増進をはかることができるのである。さらに、ボランティア等の量的・質的な確保も可能となるであろう。移動の問題についても同様で、制度化された援助システムの確立により、完全な送迎バス利用を可能としていくことが必要である。国民の理解が推進されれば、そのような点での人的確保にも良い影響をもたらすことができるのではないだろうか。

以上のように、本調査では、青年期在宅知的障害者のQOL向上を考えていくために余暇活動参加状況の実態として、余暇欲求・手段・環境・親の意識等を明確にし、要因ごとの問題点などの実相を捉えることができた。しかし、本研究の結果は、相関関係の域内の一部において明らかにされたことであり、因果関係については未知である。従って、実際に各要因が参加促進へ影響を与える重要な要因かどうかを明らかにするためには、質問紙等再検討し、因果関係を明らかにする方法を用いて今後さらに研究を進めていく必要があると考えられる。

謝 辞

論文作成に際し、質問紙調査および面接調査にご協力いただいた調査対象者の方々に深く感謝いたします。

参考文献

- 阿部和夫 (1992)：在宅心身障害者および重度・重複障害児における個別指導計画のあり方，情緒障害教育研究紀要，11，pp.69-76.
- 井沢信三 (1995)：青年期自閉症者に対するレジャースキルおよび社会的相互交渉スキル訓練．特殊教育学会第33回発表論文集．
- 一番ヶ瀬康子・園田碩哉・牧野暢男 (1994)：余暇生活論．有斐閣．
- 稲垣良典 (1992)：余暇の本質についての一つの考え方．社会教育，47(2)，pp.24-25.
- 井上雅彦・飯塚暁子・小林重雄 (1994)：発達障害者における料理指導—料理カードと教示ビデオを用いた指導プログラムの効果—．特殊教育学研究，32(3)，pp.1-12.
- 上田敏 (1992)：ADLとQOL—その基本的な考えかた—．PTジャーナル，26(1)，pp.736-741.
- 大島正彦 (1990)：精神薄弱者の地域生活に関する研究．愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所社会福祉学部研究報告，13，pp.35-52.
- 萩原勝 (1978)：日本人のクオリティ・オブ・ライフ．至誠堂．
- 加藤直樹 (1992)：成人期障害者の人格発達をめざす労働保障の今日の実践課題．障害者地域生活援助研究，2．
- 上岡一世・水町俊郎 (1994)：就労者と未就労者との比較を通してみた自閉症者の就労の問題について．愛媛大学研究紀要，18．
- 亀山善吉 (1994)：地域における障害者の余暇活動に関する現状と課題．淑徳短期大学研究紀要，33，pp.207-218.

- 河田道敏・役田亨 (1994): 知的障害者の自立援助に関する一考察. 岐阜大学教育学部障害児実践センター年報, 1, pp. 5-20.
- 寒川井一 (1995): 農村地域における障害児・者への支援活動. 特殊教育学会第33回大会論文集.
- 小島蓉子 (1984): クオリティ・オブ・ライフ (QOL) と社会リハビリテーション. 総合リハビリテーション, 12(4), pp. 283-288.
- 小杉長平 (1977): 精神薄弱者と遊び. 精神薄弱児研究, 223, pp. 38-43.
- 小林隆児 (1992): 青年期・成人期自閉症の余暇活動に関する研究. 発達障害研究, 14(1).
- 小沼肇 (1994): 余暇活動(2)-文化活動や芸術活動を考える-. 精神薄弱福祉研究A I G O, 41(2), pp. 90-96.
- 今野和男 (1995): 家族と支援者の連携-秋田すずめの会-. 特殊教育学会第33回大会論文集.
- 佐藤紘昭・成田光順 (1995): 障害者と家族に対する地域支援体制づくりに関する実践的研究(1)(2)(3)-地域支援の構想-. 特殊教育学会第33回大会論文集.
- 真城知己 (1993): アメリカ合衆国にみられる障害を持つ青年に対する移行活動の現状と課題. 職業リハビリテーション研究, 6, pp. 45-52.
- 柴田静寛 (1995): 地域における障害者への支援活動の現状と課題. 特殊教育学会第33回大会論文集.
- 柴田洋弥 (1989): 精神薄弱者の地域福祉と障害の受容・自己決定 -ノーマライゼーションの新しい課題-. 発達障害研究, 11(3), pp. 210-225.
- 杉山登志郎 (1994): 就労に挫折した自閉症青年の臨床的検討. 発達障害研究, 16(3).
- 鈴木文晴 (1990): 在宅心身障害児特に重症心身障害児の家族が児の介護に費やす時間的負担. 安田生命社会事業団研究助成論文集, 26(1), pp. 73-78.
- 関水実・藤村出 (1991): 障害者の地域生活援助技術. 発達障害研究, 13(1), pp. 18-25.
- 手塚直樹 (1982): 職業生活を支えるもの. 精神薄弱福祉研究愛護, 299, pp. 2-3.
- 東野洋子 (1992): 知的障害のある人たちの青年期における音楽活動. リハビリテーション研究, 72(7).
- 仲田仁・垣尾泰弘 (1995): 知的障害者の生活支援 (2) 就労問題懇談会における教員・職員等の役割から. 特殊教育学会大会第33回大会論文集.
- 中野敏子 (1994): 知的障害者への社会福祉サービス提供システムをめぐる課題-英国・ウェールズのコミュニティ基盤サービスの検討から. ソーシャルワーク研究, 19(4), pp. 266-274.
- 日本精神薄弱者福祉連盟 (1996): 発達障害白書1996. 日本文化科学社.
- 原田哲次・松本正休 (1994): 卒業生Y Yクラブのサークル活動精神薄弱養護学校卒業生の潤いある生活をもとめて. 発達の遅れと教育, 417, pp. 63-73.
- 日浦美智江 (1991): 重い障害をもつ人々の地域社会生活の援助. 発達障害研究, 13(1), pp. 11-17.
- 姫路市総合福祉通園センター成人部余暇利用促進検討委員会 (1993): 成人部紀要, 5, pp. 29-48.
- 藤田雅子・日浦美智恵 (1993): 在宅重度重複障害児・者を介護する親からのアプローチ. 文教大学人間科学部人間科学研究, 14, pp. 88-108.
- 古屋健・三谷嘉明 (1992): 中高齢精神薄弱者の生活の質 (QOL) に関する基礎調査-愛知県内成人施設を対象とした調査結果から-. 愛知県心身障害者コロニー・発達障害研究所能力開発部.
- 三浦剛 (1992): 在宅精神薄弱児・者の母親の主観的疲労感. 社会福祉学, 33(1), pp. 64-87.
- 三浦剛 (1992): 在宅発達障害者の実態と家族介護に関する基礎的分析. 障害者問題研究, 68, pp. 77-88.
- 峰島厚 (1987): 青年・成人期障害者の教育権に関する研究ノート-共同作業所での発達の事実をつくりだしている実践に学んで-. 障害者問題研究, 51.
- 宮本文雄・大野由三 (1989): 生涯学習をふまえた養護学校 (精神薄弱) 卒業生の余暇活動に関する研究-青年学級の出席率による分析を通して-. 筑波大学研究紀要, 11, pp. 111-120.
- 渡辺徹 (1984): 精神薄弱者の余暇-実態調査からみた余暇状況とその問題-. 宮城教育大学研究紀要, 18(2), pp. 131-143.
- 渡辺洋一 (1993): 地域を基盤とした援助観の確立にむけた一考察-知的障害者の問題を中心に-. ソーシャルワーク研究, 19(1), pp. 62-67.
- 渡辺洋一 (1993): 余暇利用力の醸成に関する考察-地域福祉の視点による知的障害者の問題を中心に-. 日本社会事業大学研究紀要, 39.
- Robert L. Schalock (1994): Quality of Life-Perspectives and Issues American Association on Mental Retardation.

A Study of QOL of Homebound Mentally Disabled People (Through Survey on their Leisure Activities)

Aiko NAGAO

Summary

Leisure activities, a field of QOL, play an important role in improving life in general for homebound mentally disabled people in their adolescence.

In order to clarify the actual leisure activities of these people, find out factors obstructive to them and verify their problems, we conducted a mail survey with questionnaires and a home survey. The response to the surveys clarified that their desire for leisure, means, environment and parents' attitude are greatly related to their participation in leisure activities in their communities. To support the homebound disabled adolescents, who do not engage in either therapeutic work or regular work, it is necessary to provide various institutional full-support systems. These should concern the arrangement of an interactive environment, establishment of places for their activities, substantial contents and full information provision. It is believed that this would facilitate their participation in leisure activities

Key Words: improvement of quality of life, leisure activity, homebound mentally disabled people, adolescence

ラットの成長及び肝臓アスコルビン酸レベルに及ぼす アマランス（食用赤色2号）投与とアスコルビン酸補足の影響

武 田 秀 敏

緒 言

アマランス（食用赤色2号）を5%添加した精製飼料をラットに投与すると、激しい下痢を起こして水分摂取量が倍増し、体重増加量は著しく減少する（以下便宜上アマランス毒性と称する）⁽¹⁾。食品添加物は本来生体に不要な異物であり、これの大量摂取はある種の代謝ストレスを生ずると考えられる。ストレス負荷時には副腎肥大及び副腎皮質ホルモンの分泌亢進が典型的に出現する⁽²⁾。実際、ステロイドホルモンの原料となる副腎コレステロールのレベルは、アマランス（5%）、緩下剤の硫酸マグネシウム（4%→8%）及び乳糖（35%）投与時⁽³⁾に著しく上昇することを観察している。

一方、ストレス負荷時には血中や組織中のアスコルビン酸量の変動することも早くから観察されている⁽⁴⁾。そこで本研究では、肝臓アスコルビン酸レベルに及ぼすアマランス及び、大量投与するとアマランス同様に浸透圧性の下痢を起こす糖アルコールの影響について検討した。その結果、肝臓アスコルビン酸レベルはアマランスやソルビトールの過剰投与で明らかに低下するが、アマランスによる成長抑制はアスコルビン酸を大量に補足しても改善されないことを観察したので報告しておきたい。

実験方法

実験動物 SD系の雄ラット（Japan SLC, Inc., 浜松）を網床の懸架式ステンレスケージに1匹ずつ収容し、従来から用いている25%カゼイン飼料^(1,5)で4日から7日間予備飼育した後、実験に供した。試験開始時の初体重は、そのつどTableの脚注に示した。得られたデータは分散分析の後、Duncan⁽⁶⁾の multiple range testにより有意差検定を行った。2群よりなる実験ではt検定により有意差を検定した。

実験1 肝臓アスコルビン酸及び血中コレステロールレベルに及ぼすアマランスあるいはソルビトール投与の影響

これまでの研究から、著者ら⁽⁷⁾は食物繊維の毒性阻止効果が及ぶ物質は、一般に水溶性が高く吸収されにくい物質に限られると推定している。これら物質をラットに大量投与した場合に、共通して浸透圧性の下痢を誘発して成長抑制を起こすが、成長抑制が単なる飼料摂取量の低下に起因する場合もある^(3,8)。

そこで実験1では、5%アマランス飼料と25%ソルビトール飼料の両者を調製して用いた。つまりアマランスは、栄養素の消化・吸収過程を強く阻害するため⁽⁹⁾、これを4%投与したラットではタンパク質消化率が低下した⁽¹⁰⁾。その後、血中の脂質レ

ベルも低下することが分かった⁽¹¹⁾。このようにアマランスは栄養素の利用を明らかに阻害するので、ペアーフィーディングの条件下でも成長抑制が現れる⁽¹⁰⁾。一方、20%ソルビトール飼料ではペアーフィーディングさせると成長抑制がみられなくなる⁽³⁾。この両者が、肝臓アスコルビン酸及び血中コレステロールレベルに対してそれぞれどのような影響を及ぼすか比較検討した。

飼料と実験動物の扱い

25%カゼイン飼料（糖質はショ糖と糊化トモロシデンブンの等量混合物）を基本飼料として用いた。ラットの場合アスコルビン酸は非必須栄養素であるが、従来から使用しているHarper⁽¹²⁾のビタミン混合には、チアミンの分解を防ぐ目的から通常アスコルビン酸（50mg/kg飼料）が加えられている。本研究では実験の性格上、アスコルビン酸を含まないビタミン混合を調製して用いた。

5%アマランス（三栄化学工業，大阪）及び25%ソルビトール（東和化成工業，東京）の添加は，等量の基本飼料と置換して行った。調製後，各飼料に水を加えて（飼料：水＝2：1）練り固め，適当な大きさに切って水と共に自由に与えた。5週間飼育した後，ネンブター麻酔下で腹部大動脈より採血して殺し，直ちに肝臓を摘出してアスコルビン酸の分析まで-30℃で保存した。肝臓中アスコルビン酸の測定は，ヒドラジン法⁽¹³⁾により総アスコルビン酸とデヒドロアスコルビン酸を測定した。

血液は，直ちに遠心分離して血漿を分離した後，その総コレステロール濃度をコレステロールオキシダーゼ法⁽¹⁴⁾に基づく市販の分析キット（コレステロールC-テスト和光，和光純薬工業，大阪）により測定した。

実験2 アマランス毒性に対するアスコルビン補足の影響

アマランスは，カゼイン飼料よりも分離大豆タンパク質（SPI）飼料に添加した場合にラットの成長をより強く抑制する⁽¹⁵⁾。つまり，SPI飼料はカゼイン飼料よりもアマランスに対する感受性が強く，改善効果の期待される食餌因子に対しても鋭敏に応答すると予想される。そこでアスコルビン酸の補足効果は，25% SPI飼料を用いて検討した。

すなわち，アスコルビン酸（和光純薬工業）を1%補足（ショ糖置換）したものと，補足しないもの（ビタミン混合にもアスコルビン酸を含まない）の各々に，アマランスを5%ずつ添加した（飼料：アマランス＝95：5）。両飼料を水と共に自由に与えて3週間飼育した後，ネンブター麻酔下で心臓採血により殺し，肝臓を摘出して凍結保存した。この後，実験1で述べた手順に従い肝臓のアスコルビン酸を分析した。

実験結果

実験 1 Table 1 には，5%アマランス飼料及び25%ソルビトール飼料で5週間飼育したラットの体重増加量，血漿総コレステロール及び肝臓アスコルビン酸量を示した。まず，アマランス群は，基本飼料群より56%ほど成長が抑制された。一方，ソルビトール群の成長も約34%抑制されたが，アマランス群より明らかに弱かった。アマランス群の血漿総コレステロールは，基本飼料群より約40%ほど低下したが，ソルビトール群でも同程度まで低下していた。

次に肝臓の絶対量は，アマランス群で有意に小さかったが，体重当たりの相対量で比較した場合には，基本飼料群と変わらなかった。一方，肝臓の総アスコルビン酸（ $\mu\text{g/g}$ ）は，基本飼料群に対してアマラン

Table 1 Body weight gain and liver ascorbic acid of rats fed an ascorbic acid-free diet containing 5% amaranth or 25% sorbitol for 35 days (experiment 1)¹

Diet ²	Body Weight Gain	Plasma Total Cholesterol	Liver			
			Weight	T-AsA ³	D-AsA ⁴	
	g/day	mg/dl	g/rat	g/100 g body weight	μg/g liver	
Basal diet ⁵	5.48±0.12 ^{a,6}	153±7.9 ^a	10.8±0.28 ^a	2.74±0.07 ^a	212±9.2 ^a	88.0±2.7 ^a
Basal diet + 5% Am ⁷	2.40±0.18 ^b	93.3±5.5 ^b	8.01±0.33 ^b	2.79±0.15 ^a	106±6.9 ^b	43.0±7.0 ^b
Basal diet + 25% Sor ⁸	3.63±0.28 ^c	97.7±3.8 ^b	9.76±0.52 ^a	2.98±0.13 ^a	154±11.4 ^c	91.3±9.3 ^a

¹ Male Sprague-Dawley rats (Japan SLC Inc., Hamamatsu) weighing about 202 g (189 to 233 g) were divided into 3 groups of 6 rats and fed for 5 weeks.

² Diet (dietary protein was 25% casein and carbohydrate was a mixture of equal parts of sucrose and pregelatinized corn starch) was mixed with water (diet:water=2:1) and given as a cake form.

³ Refers to total ascorbic acids.

⁴ Refers to dehydroascorbic acid.

⁵ Harper's vitamin mixture (12) was prepared and used in the basal diet but ascorbic acid was omitted from this mixture. Although ascorbic acid is dispensable for rat, his original mixture contains this vitamin to prevent degradation of thiamine.

⁶ Mean±SEM: Values not sharing a common superscript letter within a column are significantly different ($p<0.05$).

⁷ Refers to amaranth (Food Red No. 2): trisodium salt of 1-(4-sulfo-1-naphthylazo)-2-naphthol-3, 6-disulfonic acid, purchased from San-Ei Chemical Industries, Ltd., Osaka. One of the six rats fed with this diet died during the experimental feeding and data are based on five survivors.

⁸ Refers to sorbitol, kindly supplied from Towa Kasei Kogyo, Ltd., Tokyo.

ス群で半減し、ソルビトール群でも27%の減少がみられた。デヒドロアスコルビン酸についてもアマランソ群では有意に減少していた。

Fig. 1 は、個々のラットの体重増加量 (Y) と肝臓の総アスコルビン酸量 (X) との関係を表したものであるが、原因物質が何であれ、体重増加量が減少するにつれて肝臓のアスコルビン酸レベルは明らかに低下し、両者間には有意な ($p<0.01$) 正の相関 ($Y=-0.114+0.03X$, $r=0.900$, $p<0.01$) がみられた。

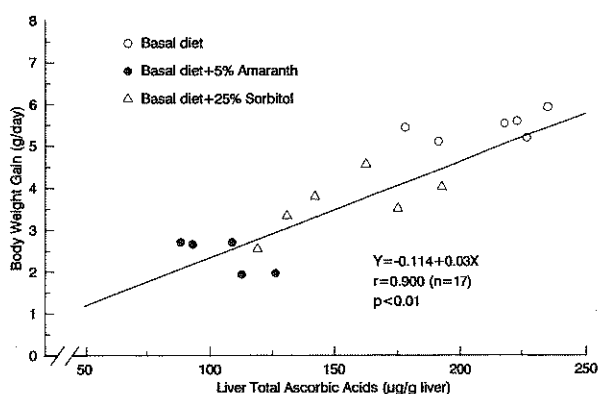


Fig. 1. Correlation between growth rate and liver total ascorbic acids in rats suffering from a toxic dose of amaranth or sorbitol (experiment 1)

Correlation of growth rate and liver total ascorbic acids gave $r=0.900$, ($p<0.01$). Ascorbic acid was omitted from respective diets used here.

実験 2 Table 2 は、5%アマランス飼料にアスコルビン酸を1%補足したと

きの成績である。肝臓重量には差がなかったが、同組織のアスコルビン酸レベルは、

当然ながらアスコルビン酸補足群で有意に増加していた。一方、体重の推移 (Fig. 2) から明かなように、アマランスによる成長抑制はアスコルビン酸を補足しても一向に改善されなかった。

考 察

食餌性のストレス惹起物質として用いたアマランスとソルビトールは、共に水溶性で難吸収性である点を除けば、化学的にも代謝応答の点でもまったく異なるものである。にも関わらず、これら物質の投与により成長が強く抑制されるラットほど肝臓アスコルビン酸が低下するという共通

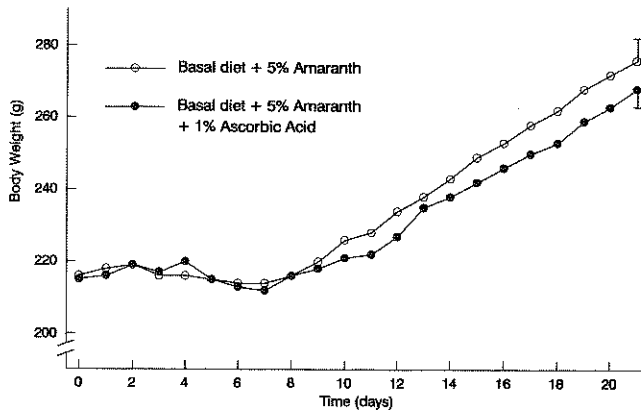


Fig. 2. Change in body weight of rats fed a purified diet containing 5% amaranth with or without 1% ascorbic acid (experiment 2)

Rats weighing about 216 g were divided into 2 group of 8 rats and fed *ad libitum* with respective diets for 3 weeks. Ascorbic acid was omitted from the vitamin mixture (12) used for preparing both diets.

Table 2 Body weight gain and liver ascorbic acid level when rats were fed the 5% amaranth containing diet supplemented with or without 1% ascorbic acid for 21 days (experiment 2)¹

Diet ²	Body weight gain	Liver			
		Weight		T-AsA ³	D-AsA ⁴
	g/day	g/rat	g/100 g body weight	μg/g liver	
Basal diet ⁵ + 5% Am ⁶	2.88 ± 0.29 ^{a,7}	10.7 ± 0.39 ^a	3.94 ± 0.11 ^a	140 ± 9.4 ^a	112 ± 8.4 ^a
Basal diet + 5% Am + 1% AsA	2.54 ± 0.18 ^a	9.78 ± 0.44 ^a	3.59 ± 0.12 ^a	263 ± 22 ^b	153 ± 6.3 ^b

¹ Male Sprague-Dawley rats (Japan SLC Inc., Hamamatsu) weighing about 216 g (206 to 230 g) were divided into 2 groups of 8 rats.

² In this experiment, 25% soy protein isolate (SPI) was used as a sole dietary protein source because SPI diet had been found to be more sensitive than casein diet to the amaranth toxicity in rats (15).

³ See footnote No. 3 to table 1.

⁴ See footnote No. 4 to table 1.

⁵ See footnote No. 5 to table 1.

⁶ See footnote No. 7 to table 1.

⁷ Mean ± SEM (n=8): values not sharing a common superscript letter within a column are significantly different (p<0.05).

点がみられた (Fig. 1).

副腎のコレステロールレベルは、アマランスや硫酸マグネシウムの大量投与で、逆に上昇するという関係にあった (未発表). 動物が低栄養に曝された場合に血中の糖質コルチコイドが上昇することは繰り返し報告されているが⁽¹⁶⁻¹⁸⁾, 同ホルモンはアスコルビン酸が関与する水酸化反応を経てコレステロールから合成される⁽¹⁹⁾.

つまり肝臓アスコルビン酸の低下は、副腎皮質ホルモンの合成亢進に伴うアスコルビン酸の需要増加によるものと思われる. 今回、副腎におけるコレステロール及びアスコルビン酸の動態については、同時に調べなかったのが残念ながら明らかではない. 通常、副腎のアスコルビン酸レベルは肝臓以上に高いので⁽¹⁹⁾, 同組織でも何らかの変化が予想される.

肝臓のアスコルビン酸レベルは、アマランスで低下したのに反し、有機リン系化合物⁽²⁰⁾や有機塩素系化合物⁽²¹⁾の投与時には一般に増加する. また有機塩素系化合物の投与時には、血中及び肝臓のコレステロールレベルが上昇することも知られている⁽²²⁾. しかし、アマランスに対してはこの点でも逆の応答を示した (Table 1)⁽¹¹⁾.

5%アマランスで誘導した成長抑制は、1%のアスコルビン酸を補足してもまったく改善されなかったのに対し (Fig. 2), Chakraborty ら⁽²⁰⁾は有機リン系農薬 (パラチオン, 1 mg/kg体重/日; マラチオン, 200mg/kg体重/日) の投与で起こる成長抑制 (ラット) が、アスコルビン酸の補足 (20mg/100 g 体重/日) で有意に改善されることを報告している. ちなみに、伊藤ら⁽²³⁾は5%アマランスをラットに30日間ないし90日間投与した後、肝臓の P-450 量及び Arylhydrocarbon-hydroxylase ならびに UDP-glucuronosyltransferase の活性を調べているが、これら酵素の活性に

変動は無かったと発表している.

アマランスは、これら諸点で薬物代謝酵素を誘導する異物とは明らかに異なっている. ここで観察された現象が、水溶性で難吸収性物質に固有のものなのか、それともこれに付随する栄養不良が原因なのか、さらに検討したいと考えている.

要 約

肝臓のアスコルビン酸 (AsA と略) レベルに及ぼす5%アマランス (食用赤色2号; Am と略) あるいは25%ソルビトール投与の影響を検討した. また、Am 投与ラットに対する AsA の補足効果についても検討した. その結果、肝臓の総 AsA 量 ($\mu\text{g/g}$) は、Am 添加飼料を5週間投与した場合に無添加群の半分に低下した. ソルビトール群でも有意な低下がみられた. Am 添加飼料に1% AsA を補足した場合、肝臓の総 AsA 量は補足しない群の2倍に増加したが、Am による成長抑制は改善されなかった.

謝 辞

本実験で用いたソルビトールは東和化成工業より恵与されたものであり、ここに厚くお礼を申し上げます.

文 献

- (1) 武田秀敏, 海老原 清, 桐山修八: 農化, 55, 125 (1981)
- (2) Selye, H.: The Stress of Life, McGraw-Hill Book Co., 杉靖三郎, 田多井吉之介, 藤井尚治, 竹宮隆 訳: 現代生活とストレス, 50 (1974), 法政大学出版局 (東京)
- (3) 武田秀敏, 高橋陽子, 有塚 勉, 桐山修八: 第46回日本栄養・食糧学会総会講演要旨集, 137 (1992)
- (4) Lahiri, S. and Lloyd, B. B.: *Biochem. J.*, 84, 478 (1962)
- (5) Takeda, H., Nakajima, A. and Kiriya, S.: *Biosci. Biotech. Biochem.*, 56, 551 (1992)

- (6) 柴田寛三：生物統計学序説，64（1974），創文社（東京）
- (7) 武田秀敏，桐山修八：改訂新版 食物繊維（印南 敏・桐山修八編），195（1995），第一出版（東京）
- (8) 武田秀敏，松本 博，桐山修八：農化，62，749（1988）
- (9) Takeda, H., Tsujita, J., Emoto, T., Ebihara, K. and Kiriyaama, S.: *Nutr. Rep. Int.*, 25, 169（1982）
- (10) Takeda, H., Tsujita, J., Ebihara, K. and Kiriyaama, S.: *Nutr. Rep. Int.*, 24, 481（1981）
- (11) 有塚 勉，武田秀敏，桐山修八：農化，65，1337（1991）
- (12) Harper, A. E.: *J. Nutr.*, 68, 405（1959）
- (13) 日本薬学会編：衛生試験法・注解，366（1990），金原出版（東京）
- (14) Trinden, P.: *Ann. Clin. Biochem.*, 6, 24（1969）
- (15) 有塚 勉，武田秀敏，桐山修八：農化，68，23（1994）
- (16) Adlard, B. P. F. and Smart, J. L.: *J. Endocrinol.*, 54, 99（1972）
- (17) Tigner, J. C. and Barnes, R. H.: *Proc. Soc. Exp. Biol. Med.*, 149, 80（1975）
- (18) Sharpe, P. M., Buttery, P. J. and Haynes, N. B.: *B. J. Nutr.*, 56, 289（1986）
- (19) 木村修一，小林修平翻訳監修：最新栄養学，207（1991），建帛社（東京）
- (20) Chakraborty, D., Bhattacharyya, A., Majumdar, K., Chatterjee, K., Chatterjee, S., Sen, A. and Chatterjee, G. C.: *J. Nutr.*, 108, 973（1978）
- (21) Horio, F. and Yoshida, A.: *J. Nutr.*, 112, 416（1982）
- (22) Kato, N., Tani, T. and Yoshida, A.: *J. Nutr.*, 111, 123（1981）
- (23) 伊藤雅彦，飯樋洋二，岩間昌彦，高橋信江，菅家祐輔：第45回日本・栄養食糧学会総会講演要旨集，206（1991）

Effect of Ascorbic Acid Supplement on the Growth and Liver Ascorbic Acid of Rats Suffering from Amaranth (Food Red No. 2) Toxicity

Hidetoshi TAKEDA

Summary

Effect of incorporation of 5% amaranth (Food Red No. 2) or 25% sorbitol into a purified basal diet containing 25% casein as a protein source on body weight gain and liver ascorbic acid level was investigated in rats. Rats fed with the amaranth-containing diet for 5 weeks showed severe diarrhea, and marked decreases in body weight gain and ascorbic acid level of the liver. A similar phenomenon was also observed in rats fed with the sorbitol-containing diet. There was a close linear relationship between the severity of toxic effect as judged by body weight gain (Y) and total ascorbic acid level (X) regardless of kind of the materials caused growth retardation ($Y = -0.114 + 0.03X$, $r = 0.900$, $p < 0.01$, $n = 17$). Supplementation of 1% ascorbic acid to a 5% amaranth-containing diet of which protein source was 25% soybean protein isolate was ineffective in ameliorating the growth retardation although the liver ascorbic acid level was reversed.

Key Words: amaranth (Food Red No. 2), sorbitol, diarrhea, dietary stress, liver ascorbic acid.

短期大学生における生活習慣と食習慣調査

河 野 弘 美

はじめに

人生80年時代を迎え、生き生きと健康的に生きるためには、日常の生活習慣を好ましいものにし、加齢現象以上に身体的、精神的機能が低下しないようにし、自己実現や満足度を含んだ生活の質(QOL=quality of life)を高めていくことが大切である¹⁾。食生活の多様化する今日、人々の健康や食に関する関心は高まってきている。しかし、現代社会は快適さ、便利さの追及のあまり生活習慣そのものが、疾病の原因となっている。国民の一人一人が自分の生活習慣を見つめ直し、どのように行動するかが問われる時代である。

国民栄養調査^{3,4)}は、栄養改善法に基づいて国民の栄養素摂取量、食品摂取量、身体状況、健康状態等を明らかにすることを目的に実施されている。複雑化する社会環境の中でこの国民栄養調査においても、夕食時刻・就寝時刻が遅延化し、朝食の欠食など生活リズムの乱れが報告されていることは憂うべき問題である。なかでも、若年者の健康に対する意識は低く、不規則な生活、痩思考によるダイエットや欠食など、生活習慣・食習慣の問題点が危惧されている。

豊かな老年期を健康な状態で迎えるには、基本的な人格が形成される成長期をどのように生きるかにかかっているといっても過言ではない²⁾。そこで、本学の学生たちが健康的なライフスタイルを確立する必要があると考え、実際どのような食生活を送っているのか、またどのような意識をもっているのか、現状を把握するために本調査を実施した。調査結果は今後の栄養士養成教育に生かしたい。

方 法

1. 調査対象

本調査の対象は、本学(生活科学科・幼児教育学科・専攻科)に在籍する学生で、調査当日に欠席していた学生については除外した。

2. 調査期日

1998年7月上旬。

3. 調査方法

調査用紙を各クラス別に配布し、無記名、自己記入式・ブリコード式で回答、その場で回収した。質問項目は次のとおりである。調査結果は、男女別、世帯形態(自宅生・寮生・下宿生)別に比較した。

(1) 身体的状況

身長・体重・体型の自己評価・ダイエットに対する意識及び実行度を調査した。なお体型の自己評価の指標を得るために、Body Mass Index (BMI= 体重kg/身長²m²)を算定

表1 身体状況

(M±SD)

	申告値		実測値	
	男子 n=70	女子 n=90	男子 n=87	女子 n=165
身長 (cm)	170.9±7.3	158.0±5.4	170.0±6.5	156.5±5.8
体重 (kg)	63.2±13.0	51.4±6.6	65.9±14.2	53.4±8.1
BMI	21.6±4.1	20.5±2.8	22.6±4.6	21.7±2.9

表2 BMIによる肥満度の状況

人

BMI	肥満度	申告値		実測値	
		男子	女子	男子	女子
~19.8未満	やせ	22(29.7)	37(24.2)	23(26.4)	43(26.1)
19.8~24.2未満	普通	41(55.4)	47(30.7)	48(55.2)	96(58.2)
24.2~26.4未満	過体重	0(0)	5(3.3)	3(3.5)	18(10.9)
26.4~	肥満	7(9.5)	1(0.7)	13(14.9)	8(4.8)
算定不可能		4(5.4)	63(41.1)		
合計		74(100.0)	153(100.0)	87(100.0)	165(100.0)

() 内は%

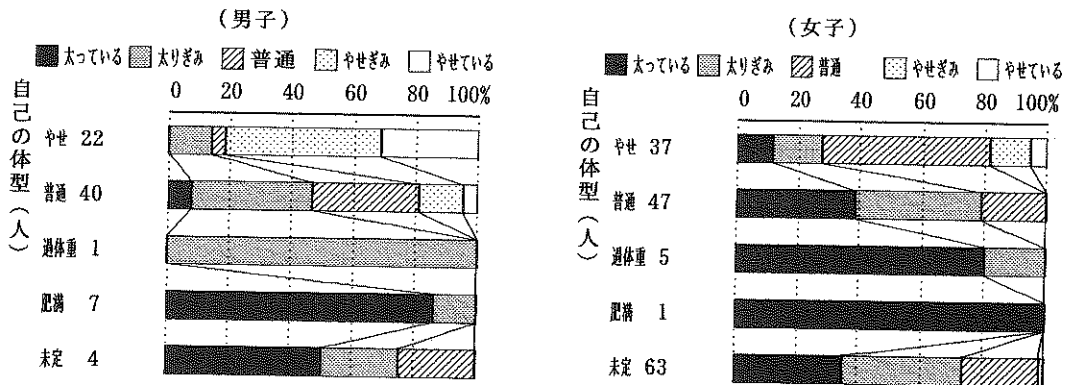


図1 実際の体型(肥満度)別にみた自己の体型に対する意識

した。

(2) 生活・食習慣状況

① 生活・食習慣について15項目を設け、“はい”2点，“いいえ”0点，“どちらともいえない”1点，の3件法で回答を求め30点満点として点数化した。

② 調査前日の起床・就寝時刻と睡眠時間，三食の食事摂取状況，食事作りについての意識等を調査した。

結 果

対象とした学生，232人から回答を得た。記載が不備なものを除外し，男子74人・女子153人，計227人のデータを集計した。(有効率97.8%)

1. 身体的状況

(1) 体位について

身長・体重・BMIの平均と、標準偏差を表1に示す。身長及び体重のどちらか一方でも無回答のものは除外したので、体位の項目においては回答率が男子94.6%，女子59.6%となった。女子の回答率があまりにも悪いため、調査による回答を申告値，1998年4月の身体測定時のデーターを実測値として示した。男女共に身長は申告値の方が高く，体重・BMIは申告値の方が小さい値となった。

肥満度の状況は表2に示すとおりである。申告値は体重無記入のためBMIの算定ができないデーターがあるので，実測値について傾向をみた。普通体型が男子55.2%・女子58.2%と多く，次いでやせ体型が男子26.4%・女子26.1%みられた。

(2) 現在の自分の体型に対する意識

現在の自分の体型に対する意識を“太っている”“太りすぎ”“普通”“やせすぎ”“やせている”，の5段階より選択させた。肥満度別にみた自己の体型に対する意識を図1に示す。BMI 19.8以上24.2未満の“普通体型”でありながら，“太っている”（男子7.4%，女子38.3%），“太りすぎ”（男子39.0%，女子40.4%）と意識している学生が多かった。更にBMI 19.8未満の“やせ体型”の学生でさえ，“太っている”（女子10.8%），“太りすぎ”（男子13.6%，女子16.2%），“普通”（男子4.6%，女子48.7%）の体型であると意識していた。実際の体型より過大評価している学生が多いことがわかった。特に女子においては顕著に表われた。体重無記入の学生は未定グループとして表記したが，ここでも“太っている”“太りすぎ”と感じている学生が多かった。

(3) ダイエットに対する意識

ダイエットに対する意識を図2・図3に示す。興味を持っている学生は，男子33.8%，女子74.5%，ダイエット経験がある学生は，男子21.6%，女子53.6%と共に女子学生の方が多い結果となった（ $p < 0.01$ ）。

2. 生活・食習慣状況

(1) 生活・食習慣（15項目）調査

生活・食習慣の違いが何に起因するのかを検討するために，男女別・世帯形態別に比較した（表3）。次の項目に有意差がみられた。

Q1 三食必ず食べると回答した学生は男子よりも女子に多く（ $p < 0.05$ ），世帯形態別にみると“下宿生”の欠食率が高いことが分かった（ $p < 0.01$ ）。

Q3 野菜を多く食べると回答したのは，自宅生>下宿生>寮生の順となった（ $p < 0.05$ ）。

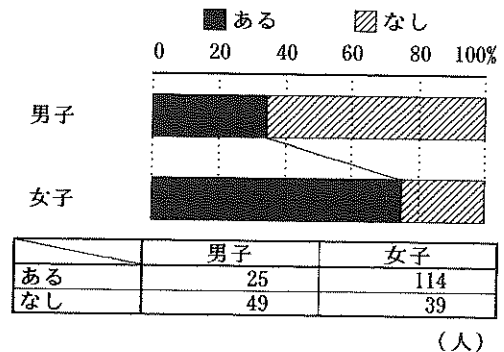


図2 ダイエットに対する興味

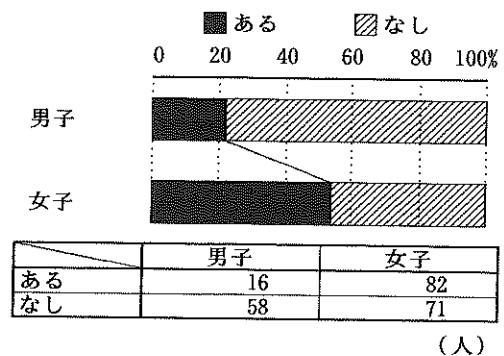


図3 ダイエット経験

表3 生活・食習慣調査の男女別・世帯形態別比較

(%)

項 目	回 答	男 (n=74)	女 (n=153)	χ^2 検定	自宅生 (n=124)	寮生 (n=33)	下宿生 (n=70)	χ^2 検定
1. 三食必ず食べる	は い	33.8	53.6		56.6	57.1	27.1	
	い い え	55.4	40.5	*	33.6	40.0	70.0	**
	どちらともいえない	10.8	5.9		9.8	2.9	2.9	
2. 間食を食べ過ぎない	は い	45.9	53.0		47.6	51.4	54.3	
	い い え	36.5	26.1		30.3	28.6	28.6	
	どちらともいえない	17.6	20.9		22.1	20.0	17.1	
3. 野菜を多く食べる	は い	40.5	52.3		52.5	25.7	47.1	
	い い え	43.3	28.1		31.1	40.0	40.0	*
	どちらともいえない	16.2	19.6		16.4	34.3	12.9	
4. 牛乳や小魚を食べる	は い	48.7	43.1		45.1	34.3	48.6	
	い い え	32.4	36.6		35.2	31.4	35.7	
	どちらともいえない	18.9	20.3		19.7	34.3	15.7	
5. 出来るだけ多くの食品を食べる	は い	36.5	39.9		40.2	51.4	30.0	
	い い え	45.9	34.0		33.6	25.7	54.7	*
	どちらともいえない	17.6	26.1		26.2	22.9	15.7	
6. 栄養のバランスを考えて食べる	は い	28.4	26.8		23.8	40.0	25.7	
	い い え	54.0	42.5		43.4	31.4	57.2	*
	どちらともいえない	17.6	30.7		32.8	28.6	17.1	
7. 脂肪の多いものを食べすぎない	は い	40.5	54.9		51.6	48.6	48.6	
	い い え	33.8	20.9		25.4	20.0	27.1	
	どちらともいえない	25.7	24.2		23.0	31.4	24.3	
8. 塩からいものを食べすぎない	は い	40.6	54.9		50.0	60.0	45.8	
	い い え	35.1	26.1		27.9	25.7	37.1	
	どちらともいえない	24.3	19.0		22.1	14.3	17.1	
9. ジュース等を飲みすぎない	は い	29.7	39.9		38.5	34.3	37.1	
	い い え	55.4	44.4		43.5	54.3	51.5	
	どちらともいえない	14.9	15.7		18.0	11.4	11.4	
10. スナック菓子や甘い菓子を食べすぎない	は い	46.0	46.4		47.6	34.3	54.3	
	い い え	35.1	31.4		35.2	40.0	24.3	
	どちらともいえない	18.9	22.2		17.2	25.7	21.4	
11. インスタント食品を食べすぎない	は い	36.5	51.0		51.6	34.3	42.9	
	い い え	47.3	30.7		29.5	40.0	42.9	
	どちらともいえない	16.2	18.3		18.9	25.7	14.2	
12. 添加物の多いものを食べない	は い	28.4	35.9		34.4	25.7	32.9	
	い い え	40.5	28.8		28.7	28.6	41.4	
	どちらともいえない	31.1	35.3		36.9	45.7	25.7	
13. 食事はゆっくりと良く噛んで食べる	は い	25.7	46.4		34.5	60.0	38.6	
	い い え	51.3	32.7	**	38.5	25.7	41.4	
	どちらともいえない	23.0	20.9		27.0	14.3	20.0	
14. 食事は楽しく食べる	は い	70.3	66.0		65.5	77.1	64.3	
	い い え	21.6	11.8	*	10.7	8.6	21.4	
	どちらともいえない	8.1	22.2		23.8	14.3	14.3	
15. 運動を良くする	は い	50.0	22.9		33.6	31.4	27.1	
	い い え	36.5	57.5	**	43.4	48.6	52.9	
	どちらともいえない	13.5	19.6		23.0	20.0	20.0	
生活・食習慣得点	M	14.7	16.9		16.7	17.3	14.8	
	S D	7.1	5.7		6.2	5.1	6.6	

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$ で有意差あり

Q5 多くの食品を食べると回答したのは、寮生>自宅生>下宿生の順となった ($p < 0.05$)。

Q6 栄養のバランスを考えて食べると回答したのは、寮生>下宿生>自宅生の順となった ($p < 0.05$)。

Q13 ゆっくりと良く噛んで食べると回答したのは、“女子”に多かった ($p < 0.01$)。

Q14 楽しく食べると回答したのは、“男子”に多かった ($p < 0.05$)。

Q15 平成9年国民栄養調査⁴⁾において、20歳代男子26.9%、女子16.7%と男子の方が運動習慣があると報告されている。本調査においても、運動を良くすると回答したのは、“男子”に多かった ($p < 0.01$)。

生活・食習慣得点は“男子”(14.7±7.1点)よりも、“女子”(16.9±5.7点)の方が高値を示した。世帯形態別にみると、“寮生”(17.3±5.1点) > “自宅生”(16.7±6.2点) > “下宿生”(14.8±6.6点)の順に低下した。

(2) 食事の摂取状況

調査前日の欠食状況を表4に示す。朝食の欠食率が高いことが分かった。男女別にみると、男子が女子の約2倍欠食していた。また、男子学生は朝食だけでなく夕食においても13.5%の欠食がみられた。世帯形態別には、特に下宿生が61.4%と高値を示した。

欠食率の高い朝食について、欠食頻度の状況を平成9年国民栄養調査⁴⁾と比較すると図4のようになった。週に2～3日以上欠食する学生は、国民栄養調査では男子45.0%・女子28.0%、本調査では男子64.9%・女子44.4%と、国民栄養調査結果よりも欠食率が高くなった。欠食の理由は、時間的に“食べる余裕がない”が50.9%、次いで“食欲がない”が32.8%と多く、“太りたくない”から食べない学生はわずか0.9%であった。

表4 食事の欠食状況

項目	人		χ^2 検定	人			χ^2 検定
	男子 n=74	女子 n=153		自宅生 n=124	寮生 n=33	下宿生 n=70	
朝食	35(47.3)	38(24.8)	*	24(19.4)	6(18.2)	43(61.4)	**
昼食	6(8.1)	8(5.2)		7(5.6)	1(3.0)	6(8.6)	
夕食	10(13.5)	4(2.6)	**	8(6.5)	0(0)	6(8.6)	

() 内は% * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$

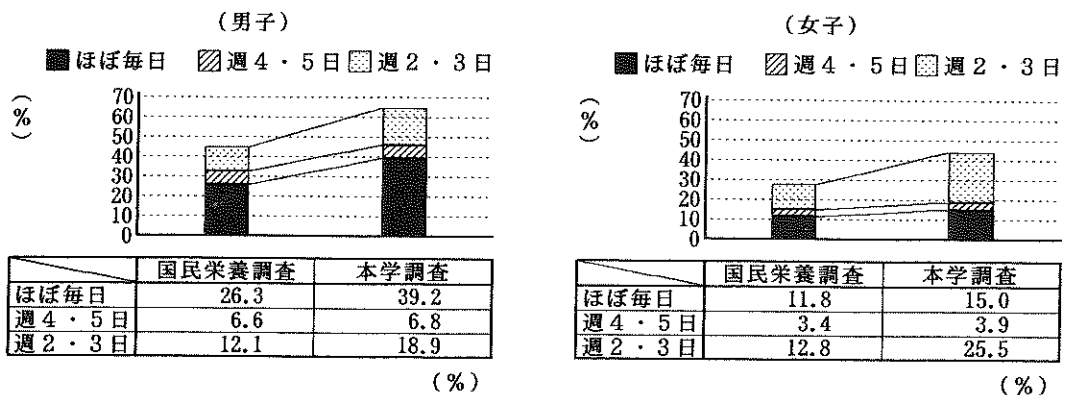


図4 朝食の欠食頻度の状況

表5 夕食時刻

人

項 目	男 子	女 子	χ^2 検定	自 宅 生	寮 生	下 宿 生	χ^2 検定
	n=74	n=153		n=124	n=33	n=70	
7 時 前	15(20.3)	58(37.9)	*	34(27.4)	27(81.8)	12(17.1)	**
7・8時台	33(44.6)	77(50.3)		71(57.2)	5(15.2)	34(48.6)	**
9 時以降	16(21.6)	14(9.2)	*	11(8.9)	1(3.0)	18(25.7)	**
欠 食	10(13.5)	4(2.6)	**	8(6.5)	0(0)	6(8.6)	

() 内は% *p<0.05, **p<0.01

表6 就寝時刻

人

項 目	男 子	女 子	χ^2 検定	自 宅 生	寮 生	下 宿 生	χ^2 検定
	n=74	n=153		n=124	n=33	n=70	
～24時未満	16(21.6)	35(22.9)		36(29.0)	5(15.2)	10(14.3)	
24時～1時未満	9(12.2)	45(29.3)	*	32(25.8)	12(36.3)	10(14.3)	*
1時～2時未満	11(14.9)	33(21.6)	**	26(21.0)	8(24.2)	10(14.3)	
2時～3時未満	18(24.2)	16(10.5)	*	14(11.3)	2(6.1)	18(25.7)	*
3時～	17(23.0)	15(9.8)	*	9(7.3)	3(9.1)	20(28.5)	**
回答無し	3(4.1)	9(5.9)		7(5.6)	3(9.1)	2(2.9)	

() 内は% *p<0.05, **p<0.01

表7 起床時刻

人

項 目	男 子	女 子	χ^2 検定	自 宅 生	寮 生	下 宿 生	χ^2 検定
	n=74	n=153		n=124	n=33	n=70	
～6時未満	2(2.7)	6(3.9)		4(3.2)	0(0)	4(5.7)	
6時～7時未満	12(16.2)	35(22.9)		41(33.1)	1(3.0)	5(7.1)	**
7時～8時未満	17(23.0)	51(33.4)		40(32.3)	21(63.6)	7(10.0)	**
8時～9時未満	20(27.0)	32(20.9)		21(16.9)	5(15.2)	26(37.1)	*
9時～	21(28.4)	23(15.0)	*	14(11.3)	4(12.1)	26(37.2)	**
回答無し	2(2.7)	6(3.9)		4(3.2)	2(6.1)	2(2.9)	

() 内は% *p<0.05, **p<0.01

表8 食事作り

人

項 目	男 子	女 子	χ^2 検定	自 宅 生	寮 生	下 宿 生	χ^2 検定
	n=74	n=153		n=124	n=33	n=70	
好 き	32(43.2)	73(47.7)		57(46.0)	16(48.5)	32(45.7)	
普 通	33(44.6)	66(43.1)		50(40.3)	16(48.5)	33(47.2)	
嫌 い	9(12.2)	14(9.2)		17(13.7)	1(3.0)	5(7.1)	
よく作る	16(21.6)	34(22.2)		21(16.9)	8(3.0)	28(40.0)	**
時々作る	31(41.9)	63(41.2)		60(48.4)	9(27.3)	26(37.1)	
作らない	27(36.5)	56(36.6)		43(34.7)	23(69.7)	16(22.9)	

() 内は% **p<0.01

(3) 夕食時刻

夕食時刻の比較を表5に示す。夕食時刻は女子よりも男子の方が遅く、世帯形態別には下宿生に遅くなる傾向がみられた ($p < 0.01$)。9時以降に夕食を食べた率を平成9年国民栄養調査⁴⁾と比較すると、本調査の方が男子5.1%、女子2.4%高くなっていた。

(4) 起床・就寝時刻と睡眠時間

就寝時刻を表6、起床時刻を表7に示す。

藤原ら⁵⁾の報告でも就寝時刻が深夜の学生が多い傾向があるとされているが、本調査においても同じような傾向がみられた。

就寝時刻が1時以降の学生が、男子66.2%・女子47.8%もいた。24時台・1時台は女子に多く、2時台・3時以降は男子に多い傾向がみえた。世帯形態別にみると下宿生は2時台が25.7%、3時以降が28.5%と多く、夜型傾向が強く表れていた。起床時刻は自宅生は6時台(32.7%)・7時台(32.0%)、寮生は7時台(65.6%)、下宿生は8時台(37.1%)・9時以降(37.2%)が多くなっていた。下宿生の遅寝・遅起き傾向がみられた。平均睡眠時間は、寮生6時間59分±1時間29分>自宅生6時間51分±1時間40分>下宿生6時間37分±2時間10分の順に少なくなっていた。

(5) 食事作りについての意識

食事作りについての意識は、表8のとおり男女差がみられなかった。料理を作る時参考にしているものは、図5のとおり“家庭で覚えた料理”が多く、次に“本やテレビで覚えた料理”となっていた。“学校で覚えた料理”を参考にして作る学生が想像していたよりも少ない結果となった。よく作る料理は、男子・女子共に多いのが「カレー・焼き飯(チャーハン)・スパゲティー・たまご焼・野菜炒めなど」で、女子に多いのが「肉じゃが・味噌汁・野菜の含め煮など」であった。

考 察

自己の体型に対する意識は、江田ら⁶⁾の調査では、過大評価している者が多く、やせ願望の傾向がみられた。本調査においても同様に“普通体型”や“やせ体型”でありながら、“太っている”“太りすぎ”と感じている学生が多くみられた。すらっとしたスリムな体型を望んで過度のダイエットに陥らないよう、「痩せ=美」という歪んだ価値感の修正が必要であると感じた。ダイエットについての意識は女子に強く表われたが、男子にも興味を持っている者が33.8%いた。男子学生にもダイエットへの関心は広がっていると思われる。自分の体型を正しく認識するとともに適正な体型についての知識をもち、健康の保持・増進のためにバランスのとれた食生活を営めるように、正しい健康教育が求められていると思われる。

今回はBMIを用いて肥満度の検討を行ったが、体重は適正範囲であるにもかかわらず体脂肪率は高い(隠れ肥満)という外山ら⁷⁾の報告もあるので、今後は体脂肪も測定して肥満度の検討を重ねていきたい。

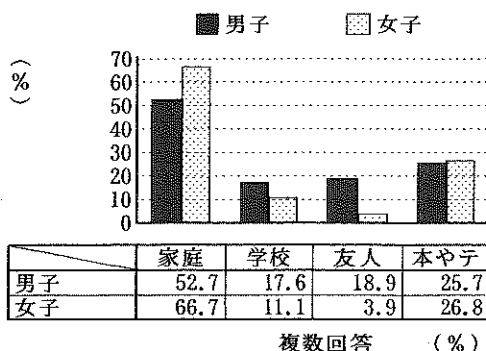


図5 料理は何を参考に作るか

次に、生活・食習慣面の状況をみると、近年、社会環境の変化に伴い生活行動が夜型化してきている。国民栄養調査^{3,4)}からも若年者の夕食時刻・就寝時刻が遅延化し、睡眠不足、朝食欠食や軽視など生活リズムの乱れがみられる。本調査においても国民栄養調査結果と一致した傾向がみられた。特に“下宿生”は、朝食の欠食や就寝・起床時刻の不規則がみられることから、生活・食習慣にかなりの問題がありそうなのが懸念された。“下宿生”の生活・食習慣の問題は本調査だけでなく、川野ら⁸⁾の調査においても“自宅生”“寮生”に比べて“下宿生”の、食習慣得点（本調査と調査項目は一部異なる）が低下していた。一人暮らしの生活は気ままに不規則になる場合が多く、疾病に移行する危険性も心配される。健康の保持・増進のために日頃からの規則正しい生活と、食事のあり方が大切であることを十分認識させる必要がある。

最近子どもの料理作りが、“食育”の視点から話題になっている。kids in the kitchen（子どもを台所へ）は、子どもたちの将来の豊かな食生活に備えて調理体験を重ね、正しい食のあり方を伝える“食育”の一環として、欧米では20～30年もの歴史があると言われている¹⁾。今回の調査でも、料理作りは『家庭で覚えたものを参考に作る』と答えた者が、男子52.7%・女子66.7%と多くいた。家庭生活の中で積極的に食事作りに参加することにより、食物の種類・量を理解し、料理の技術を身に付け、食への関心が養われると思う。伝統的な文化を受け継いでいくことから、幼児期からの食事作りへの参加を進めたい。そして、一人暮らしを開始するまでに、『食事はどうやって作れば良いのか。』『何をどれだけ食べれば良いのか。』『なぜ食べなければならないのか。』を体得しておく必要があると考える。幼児期からの食習慣や生活習慣が生涯の食行動につながると考えると、将来父親となり母親となる本学学生への食教育が、本人達だけのためだけでなく、未来の家族の健康維持増進のためにも大切だということを再認識した。

高校生までの生活は保護者や学校の指導の基で行われ、生活全般が受動的な要素が強い。しかし、短大生の生活は親元からの“巣立ち”の時期で、自己の管理により成り立っている。食生活においても同様である。「自分の健康は自分で守る」という考えにたち、「健全な生活習慣と食習慣」の確立を構築することが求められる。生活習慣に占める食の大切さを十分に理解し、栄養教育の活性化につなげていきたい。

要 約

現在の短大生にみられる生活・食習慣の実態を知るために、身体状況、生活・食習慣に対する意識、生活時間、欠食状況などのアンケート調査を行った。本学の学生227人（男子74人、女子153人）より回答を得た。その結果次の事が明らかになった。

1. 対象者の身長は男子 170.0 ± 6.5 cm・女子 156.5 ± 5.8 cm、体重は男子 65.9 ± 14.2 kg・女子 53.4 ± 8.1 kg、BMIは男子 22.6 ± 4.6 ・女子 21.7 ± 2.9 であった。肥満度は男子55.2%・女子58.2%が標準範囲内（BMI 19.8～24.2）の値を示した。
2. 自己の体型に対する意識は、特に女子学生において、太っていないにも関わらず過大評価する者が多く、ダイエットへの興味や実施率も高かった。
3. 朝食の欠食が約3割みられ、女子学生よりも男子学生、自宅生・寮生よりも下宿生に欠食が多い傾向があった。
4. 夕食時刻が遅くなり、同時に遅寝・遅起きの傾向が見られた。

5. 下宿生は寮生や自宅生と比較して、生活・食習慣得点が低く、夕食時刻、起床・就寝時刻が遅い、朝食の欠食率も高いという結果になった。

6. 料理作りについての意識には男女差がみられなかったが、良く作る料理は女子の方が“おふくろの味”的な料理名を多くあげていた。

以上の結果より、規則正しい生活習慣の確立と食習慣の見直しが必要であることが示唆された。今後は、健康で充実した生涯を送る基盤として日常の生活習慣の定着が出来るよう具体的な取組みについて、研究していきたいと考えている。

謝 辞

本研究をまとめるに当たり、貴重な時間をさいて調査に協力してくださった先生方、および調査対象者の方々に深く感謝致します。

文 献

- 1) 藤沢良知, 花村満豊: 生活習慣病を考える, 第一出版, 1998
- 2) 石松成子, 八丁雄子 (編): NEW 栄養指導論, 医師薬出版株式会社, 1998
- 3) 厚生省保健医療局地域保健・健康増進栄養課生活習慣病対策室監修: 国民栄養の現状 平成8年国民栄養調査成績, 第一出版, 1998
- 4) 社団法人日本栄養士会: 平成9年国民栄養調査の概要, 厚生省保健医療局・生活習慣病対策室栄養調査係, 栄養日本1, p17~31 第一出版, 1999
- 5) 藤原洋子, 新保國弘, 今江祐美子, 野々村瑞穂, 平川敬二: 女子学生における *Chlorella vulgaris* CK-5 株の便通頻度に及ぼす影響, 栄養学雑誌, 56, p253~263, 1998
- 6) 江田節子, 井美昭一郎: 高校生のやせ願望に関する研究, 栄養学雑誌, 53, p111~118, 1995
- 7) 外山健二, 小松龍史, 岡村真理子, 小松恵子: 女子短大生の体重意識と食生活状況, 日本栄養改善学会講演集, 43, p162, 1996
- 8) 川野因, 相原吟子, 須田裕子, 佐藤文代: 体育系女子大生における生活習慣と食生活習慣, 栄養学雑誌, 55, p327~335, 1997

編集委員

稲 葉 峯 雄
薦 田 道 子
向 井 久 幸
赤 澤 淳 子

執筆者紹介（執筆順）

市 川 ひろみ	幼児教育学科講師
渡 部 英 機	生活科学科教授
岡 本 直 行	幼児教育学科講師
野 口 学	幼児教育学科助教授
赤 澤 淳 子	幼児教育学科講師
寺 川 夫 央	国立療養所愛媛病院附属看護学校非常勤講師
小 池 美知子	幼児教育学科講師
上 村 聖 子	幼児教育学科非常勤講師
藤 原 久 恵	幼児教育学科非常勤講師
武 本 千 恵	生活科学科助手
長 尾 愛 子	幼児教育学科講師
武 田 秀 敏	生活科学科教授
河 野 弘 美	生活科学科講師

平成 11 年 3 月 25 日 印刷
平成 11 年 3 月 29 日 発行

編集発行者 今治明德短期大学
今治市矢田甲 688

印刷所 原印刷株式会社
今治市喜田村

REPORTS OF RESEARCH

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE

No. 23

CONTENTS

Eröffnungsrede : "Verschiedene Aspekte der Kriegsdienstverweigerung in der DDR"	Hiromi ICHIKAWA.....	1
Study of Miracles and Supernatural Power of Jesus Christ —— Comparative Study with Miracles and Supernatural Powers of Sai Baba ——	Hideki WATANABE.....	11
Sculpture and Space in the City	Naoyuki OKAMOTO.....	25
The First Election in Ehime for the Seats in the Board of Education (Part II) —— the ideals and the realities ——	Manabu NOGUTI.....	39
The effects of the gender roles and the birth order among the siblings on the feelings toward infants	Junko AKAZAWA and Fuo TERAGAWA.....	53
A study on the keyboard instruction at the college students in the department of infant education	Michiko KOIKE, Seiko UEMURA and Hisae FUJIWARA.....	65
The change of consciousness among college students before and after the lectures on AIDS —— a note of a HIV carrier as the subject matter —— ...	Chie TAKEMOTO.....	81
A Study of QOL of Homebound Mentally Disabled People (Through Survey on their Leisure Activities)	Aiko NAGAO.....	91
Effect of Ascorbic Acid Supplement on the Growth and Liver Ascorbic Acid of Rats Suffering from Amaranth (Food Red No. 2) Toxicity ...	Hidetoshi TAKEDA.....	109
Life Style and Dietary Habits in Junior College Students	Hiromi KOUNO.....	117

March 1999

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE